

## 四 歳入不足併に外債

斯の如して義和團匪の亂の比までは僅かに瀾縫し來りしも終に支へず近年は毎年約三億留の不足を生ずるを常とす其他前記十二ヶ年度中私設鐵道會社の外債にして政府の保證に係る者約十億五千萬留ありて西曆千九百四年の上半期に於ては是等露國政府の責に歸する者と純然たる國債とを合して既に總計八十八億九百萬留に達せり由是觀之輓近露國の財政經濟にして外資を以て支へられたるもの約二十六億留の巨額に達す而して之に加ふるに日露戰爭の爲に起りし外債六億八千餘萬留内債六億留あり斯の如く露國は常に平價以下にて九十三乃至五なり四分若くは五分を以て外債を起し之を以て金を購入し國庫遊金を積むを以て能事と爲すが如し今其結果如何を見るに其利子は物品の輸出超過を以て之を拂はざるを得ず今哉露國外債の總高は約八十七億圓前記鐵道會社の分を除くにして之か爲め要する所の利子は約四億圓なりとす其他露國か外國へ支拂ふべき運賃保險料等は之を詳かにすることを得ずと雖も國債外の外資の利子約三千萬圓而して露國人が外遊の爲め費す金額は凡そ七千萬圓たるへしとは世人の

露國の外債

露民の麥の消費高

信ずる所にして露國が貿易外に外國へ支拂はざるを得ざる金額は少くとも年々約五億圓なり此巨額を支拂ふの財源は穀類及材木の輸出(總輸出高の八割を占む)とサイベリヤ金坑産出高約二千萬圓との外他に之を求むるを得ず然るに輓近露國の麥作は一人に付き二十二ブード四(一)ブードハ四貫三百六十八匁餘なりなり今諸國に於ける一人宛麥の消費高を見るに北米合衆國は六十一ブード九にして丁抹は五十七ブード佛國は三十三ブード六なりとす故に露國は其民をして食に飽かしめんと欲せば單に麥の輸出を止むるを以て足れりとせず進て巨額の穀物を輸入せざるを得ず然るに實際は前記の如く麥の輸出年に増加し外債の利子拂の爲め過去十六ヶ年間に約六十億留の代價を以て約七十億ブードの穀物を輸出せり民に菜色ある偶然に非ざるなり

茲に又曾て露帝の信任を忝ふし露都に於て「ウヒードモスチ」と號くる新聞の主裁たるウクトムスキ公と稱する一貴人あり西曆千九百二年三月十三日の同新聞紙の社説に掲げて曰く

既に露國は獨逸に比して一人當り麵麩の消費三分の一を減ず剩さへ獨人は

露人よりも多くの馬鈴薯及麥を消費す露人をして獨民と同様の營養を得せしめんと欲せば露國は其穀類を輸出すること能はざるべし

是れ其真相を得たるものに似たり。果して然らば露は國民に食料を與んと欲せば外債利子を拂ふを得ず、國民に相當の食料を與ふれば一國の最も神聖なる義務を履行する能はざるの地位に在るもの、如く至難の狀況を呈するものと云はざるを得ず。然れども是れ只門外漢が種々の經濟事項より推測する所に過ぎず、其内容の詳細を知らば大に安ずべきものなしとせざるべきも惜ひ哉。露國の事情は多く秘密に屬し西曆一千九百年の豫算中にある七千三百七十三萬二千百九十四留の巨額の如きは諸費豫期せられざる費途、豫備其他等明示し難き科目の下に編入せられ其内容を知る能はず、豈に遺憾ならずや

#### 五 食料の不足併に獨佛との關係

今晚近露國政府の調査に據るに露民は肉食すること極めて稀にして其食飼は主として之を植物質に取るを以て一人一年の食料は少くとも農産物馬鈴薯共二十「ブード」是れ所謂饑饉率なりを要し、馬匹は一頭一年に燕麥四十「ブード」を要す、然

歳計の明  
瞭み缺く

るに歐洲露領五十縣に於ては一人の平均生産高十六「ブード」六を超過せず則ち三「ブード」四の不足を示す果して然らば農夫一人の生産力は以て一兵を養ふに足らず、況や無數の僧徒官僚を養はざるを得ざるに於てをや、其の困難なる多辯を要せず而して農馬一頭に對しては二十三「ブード」六則ち十六「ブード」四の不足を示し、農産物の最高はベツサラビヤン地方の三十七「ブード」八にして最低は北部の九「ブード」七なり、燕麥は之に反し最高は東北部の四十六「ブード」にして最低はベツサラビヤンの五「ブード」七十なり而して農民總數の七割七厘は食料の不足に苦み其數四千五百三十五萬八千七十八人に達し二割四厘の人は饑を感ぜざるも馬匹に十分の食飼を與ふるを得ず、人馬共に饑を覺へざる者は僅かに八分九厘に止まる、斯くの如くなるを以て毎年十一月比に至れば無數の農民貴族に向て哀を請ひ貨幣と食料を借入れ纔かに來るべき春を待つは決して例外の事に非ず却つて普通の事に屬す、故に貴族輩は此弱點を利用し、普通農夫勞銀の半箇以下にて彼等を自己の田園に使用し剩つさへ農馬農具等も彼等に自辨せしめ自ら之を有せずトムモツ地方に於ては貴族地にて農馬農具を有せざるもの總數の二割六分リーペンデア

ノスクに於ては三割三分キサノフに於ては三割リベツキに於ては四割ありて  
 其他枚擧に違あらず斯の如くして農民は殆ど自己の土地を耕へすの暇なく貴族  
 地と雖も勢ひ相當の注意を以て耕へさす農業の進歩は夢に夕に見る事を得ず大  
 に退歩を促すは自然の勢なり斯の如して農民は二三年分も前借し居る者少から  
 ず壓制に堪へ兼ね地主の眼を掠め遁逃を企る者あり現に脱走して「コサツク」村落  
 に投じ水飲百姓と成つて働き居者少しとせず斯の如くなるにも拘はらず世の一  
 部人士殊に獨佛多數の論者が頻りに露國財政を樂觀し其鞏固を説くは一見頗る  
 奇異の感なきを得ずと雖も少しく之が眞想を觀察するときは是れ亦た怪むに足  
 らざるなり則ち佛國の露國々債に投入せし金額は約百億法外に商事的投下あり  
 の巨額に達し佛國財産の總額二千四百四十億法内千億法は不動産にして千四十億  
 法は動産なり故に露にして倒産せば佛國は其動産價格の殆ど一割を失ふべく獨  
 の露國々債へ投入したる金額は二十五億馬にして獨の財産總額は二千五百五十億  
 馬外に商事的投入十億馬あり内不動産千億馬動産千五百五十億馬なりとす今此二  
 十五億を失ふのみにても非常なる損失なるに獨露兩國は貿易の關係最も深密に

して前者は其勃興する所の工産品を後者に糴し後者より其農産品を糴するの必  
 要ありて露國總輸入額西曆千九百五年の高六億千二百萬留中獨逸よりの輸入約  
 二億五千五百萬留而して獨の露より輸入する者約二億三千三百留に達し露國輸  
 出入中の最大價格を占む是れ所謂惡縁にして其間斷んと欲して斷つ能はざる所  
 のもの有りて存す一部人士の露國財政の爲め喋々喃喃する亦故なきに非ざるな  
 り然りと雖も大勢の向ふ所固より人爲を以て廻らす可らず輓近露國の公債頻り  
 に下落し之を十年前即ち西曆千八百九十七年に比するに倫敦市場に於て正に左  
 の如き差違を生ぜり

第三表

| 公債の名稱  | 西曆千八百九十七年最高 | 同千九百七年五月 |
|--------|-------------|----------|
| 鐵道五分   | 一五七、〇〇〇     | 九三、五〇〇   |
| 大陸鐵道三分 | 九五、〇〇〇      | 六四、五〇〇   |
| 一八分    | 一〇五、二五〇     | 七五、五〇〇   |
| 三分半    | 一〇二、八七五     | 六五、五〇〇   |

實に非常の差違と云つべし。夫れ公債價格は一國の信用を表示す慢りに人爲を加へて市場を迷はず可らず、抑々人爲は極まる所あり其馬脚を露はすに至りては一層の不信を招く鑑みずんばある可らざるなり

六 露國農地の生産力

又露國に於ける「デシヤチン」一町一反四畝八歩の穀物の生産力を他國に比するに左の如く孰れも著しく劣等の結果を示す

第四表數は「ブード」なり

|    | 露    | 獨逸   | 瑞典    | 合衆國  | キヤナダ |
|----|------|------|-------|------|------|
| 小麥 | 二八、二 | 七七、〇 | 一〇〇、〇 | 六〇、三 | 六二、三 |
| 大麥 | 三二、八 | 五六、四 | 七五、九  | 四二、〇 | 六二、〇 |
| 燕麥 | 三九、〇 | 七三、二 | 八三、二  | 六三、一 | 九七、七 |

合衆國の如きは土地廣大にして農事は極めて粗放なるに「デシヤチン」の收穫守約なる獨逸に亞ぐ之を露に比して頗る異數の感なきを得ず、又最近英國農商務省の調査に據れば各國との比較左の如し

西曆千九百五年に至るまで五年間の平均收穫

|                  | 小麥                         | 大麥                          | 裸麥                         | 燕麥                         |
|------------------|----------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 英國               | 二九、九 <small>「フツセル」</small> | ..... <small>「フツセル」</small> | 三二、五 <small>「フツセル」</small> | 四一、〇 <small>「フツセル」</small> |
| 獨逸               | 二八、二四                      | 二二、八四                       | 三二、八一                      | 三九、三九                      |
| 佛蘭西              | 一九、二二                      | 一六、〇〇                       | 二二、二八                      | 二六、六〇                      |
| 匈牙利              | 一七、五四                      | 一五、九二                       | 二〇、九四                      | 二四、八四                      |
| ルマニア             | 一六、二四                      | 一四、八八                       | 一六、三五                      | 一九、九七                      |
| 勃牙利              | 一四、〇〇                      | 一三、二二                       | 一七、六二                      |                            |
| 歐洲露西亞<br>(波蘭を除く) | 九、六八                       | 一一、三三                       | 一二、六四                      | 一六、二五                      |

七 露國保護政策其他の影響

今一步を進めて露民の負擔を見るに露農は穀物二百二十英斤に對し二十二錢を負擔するに反し「バイエルン」の如きは歐洲中高税の國なるに拘はらず僅かに十錢に止まる中央及東部露國の如きは最も甚しく西曆千八百九十年より同千八百九十九年の十年間に農民が負擔せし直税金額約四億一千萬圓に達し農民其重き

に堪へず政府は終に約二億圓を拂戻すの奇觀を呈せり

元來西曆千八百六十一年の農奴解放令は其名甚だ美なりと雖も農民は之に對し巨額の賠償金通例一年約八千萬留戰爭の初年の如きは八千六百萬留に達せり。を支拂はざるを得ざるを以て概して之を好まず之に反抗して起りし所の一揆千百回の多きに達しカザン地方の如きは五千の農民蓆旗を翻へし動兵の必要を生じ殺戮せられし者五十五人傷けられし者七十一人に達せり今其執行の順序を見るに農民は當初二年間は絶對的服従の義務を負ひ其期間に貴族地主等の爲すに任せざるを得ず次の二年間を過渡の義務期とし其間貴族等は農民の上に警察權を有し農民支配役の任命黜陟を擅にし賠償金支拂濟に至るまで之を繼續するものとせり而して賠償は小區域に重く大區域に輕して上向遞減の法を採り小區域の者は勢ひ賠償を爲すを得ず剩つさへ大區域の幾分を高價を以て借地せざるを得ざるに至らしめ農民をして萬劫を経るも終に貴族等の土地を去る能はざるの境に陥らしめ坐ら農民を壓し巨利を得不當の榮華に矯る者少しとせず是れ露國農民の困弊に陥りし一因なり加之輸入税は年に高まり今哉(三十八年)露農は綿布

三十六英斤を得んと欲せば之に對し裸麥三十二「ブード」を與ざるを得ず彼の保護税を以て最も有名なる獨逸に於てすら尙ほ僅かに十一「ブード」を以て足れりとす露國農民の境遇亦難哉又露國の必需品なる製茶を以て之を比較するに獨逸が九「ブード」を以て得る所の茶に對し露國は九十三「ブード」を與へざるを得ず懸隔も亦甚しと云つべし。諸般の鐵品器具亦保護の爲め大に其代價を増し之を隣國に比し二十乃至三十割の價高を保ち農具隨て騰貴し農民の生計に一層の困難を加ふ而して其他住家の卑矮なる死亡率の多き千に付四十六、四に達する所あり露國農民の困難は財政の困難と年に増加するの勢あり然に農民の智力を進め根本的に之を救濟するは露國當局の好まざる所にして西曆千八百九十七年の國勢調査に據るに文字なき者の數カールス地方に於て八割九分二厘セントピートルスホルグ管内に於て四割四分九厘なり其他之に類す(曩にウツテ氏大に工業策を講じて成らず轉じてサイベリヤ滿州の鑛業を試み進で鷄林に採鑛伐木を以て巨利を得んと欲して復た成らず終に拾收す可らざるの勢に陥るれり軍勢に曰く造作過制雖成必敗と況や成るべきの數存せざるに於てをや鑑みずんばある可らざるなり

八 十二年前と今日との歳入歳出の比較

以上の計数はデ・ロン氏の調査に據るものにして露國歳入の増加一見頗る大なりと雖も租税額の自然増加に至りては殆ど見るべきものなし、今又西曆千九百六年の豫算に掲ぐる所の數と十二年前即ち西曆千八百九十四年の主要なる租税收入とを比較するに其實況左の如し

第五表

|       | 西曆千八百九十四年                | 同千九百六年                   |
|-------|--------------------------|--------------------------|
| 直税總額  | 一二七、五九九、二〇三 <sup>圓</sup> | 一四八、三一八、二〇三 <sup>圓</sup> |
| 煙草税   | 四六、〇八九、五六二               | 四八、六七八、〇〇〇               |
| 砂糖税   | 三五、七七五、八一三               | 九一、五一四、〇〇〇               |
| 關稅    | 二〇六、九八五、四三九              | 二一三、四三〇、〇〇〇              |
| 印紙税   | 四五、七六五、六一一               | 五二、一一九、三二〇               |
| 財産移轉税 | 二二、七五〇、〇九〇               | 二二、一〇〇、〇〇〇               |

過去十二ヶ年間租税收入の増加斯の如く其著き増加を見るものは砂糖税關税の

二目なり、然るに前者は前記の如く十割六分の増加を爲し而して後者近年の増加は世の熟知する所にして國力發達の結果に非ざるは多辯を要せず、然るに其間歳出の増加は驚くべきの巨額なり即ち西曆千八百九十四年には經常費總額約九億八千萬留なりしに、西曆千九百六年の豫算に計上する所の高は約二十億九千三百萬留にして其増加十割を超過し官業及官有財産收入の増加に由る即ち西曆千九百六年度豫算に於ける此種の金高は經常收入總額約二十億二千八百萬留中約十二億六千三百萬留を占め其半額を超過す露國財政の基礎斯の如く頗る異常にして殆ど中古の状態を見るの思ひあり、一步を進めて西曆千九百六年の露國豫算を見るに

第六表

|      | 經常收入                      | 臨時收入                   |
|------|---------------------------|------------------------|
| 合計   | 二〇二七、八五九、〇〇〇 <sup>圓</sup> | 二、〇〇〇、〇〇〇 <sup>圓</sup> |
| 總計   | 二〇二九、八五九、〇〇〇              | 外に借入るべき金高 四八一、一一四、〇〇〇  |
| 經常歳出 | 二、五二〇、九七三、〇〇〇             | 臨時費 四七八、三四二、〇〇〇        |

## 合計 二、五七二、〇〇〇、〇〇〇(七年度は假定)

なりとす、露國大藏大臣は此豫算に對し報告して曰く此四億八千留の不足は戦争の費用の爲め生ずるものにして蓋し止を得ざるものに屬すと、然るに墨痕未だ乾かず期月ならずして眞の不足は前記に止まらず八億一千萬留に達すべく而して其内容重なる者は前年度の國債元利支拂殘一億八千萬留及當年の元利金一億五千萬留にして豫算編製のとき見積りし四億八千留の外に之を要すと云ひ出せり豫算の編製に當り國債元利の支拂を忘却す豈に危ふからず哉

## 九 近來の増稅

是等の費用を償はんが爲め露國政府は煙草稅を増加して千四百萬留瓦斯及電燈稅にて二百萬乃至三百萬留、蠟燭及紙稅にて七百萬乃至八百萬留を得んとす、是れ所謂擲頭主義にして曩にウツテすらも忌避せし所の方法なり、而して西曆千九百四年度の收入決算は二十億千八百萬留内租稅收入は六億五千七百萬留にして總收入と經常費を比較すれば約一億二千五百萬留は收入超過を示し一見甚た好良なるか如しと雖も、戦争前の國債は既に約六十六億留にして國債費は約三億千

二百留の巨額に達し内約三十二億留は二萬四千三百一十一哩の鐵道購入の爲に用ひられ其他建設改良等の費用は五億留の巨額に達し其他露國に特別なる國民の負擔は農奴解放の辨償金にして總額二十億留中辨償濟額は三億五千萬留にして十六億五千萬留は尙ほ未來に於ける農民の負擔なり斯の如く露國の財政は國は巨額の公債費を負擔し鐵道は收支相償はす民は多大の國費を負擔するに搗て加へて尙ほ巨額の解放辨償金を支拂はざるを得ず、他國に比して一種異様の關係あるものと云はざるを得ず、然るに本年度西曆千九百七年度の豫算に於ては酒類專賣收入を増すこと約一億留、關稅、鐵道、砂糖、石油、營業稅等皆增收を見込めり、露國方今の國情果して其増加を見るを得る哉頗る世人の注意を惹く所なり、然るに支出の方に於ては國債利子約四千六百萬留、鐵道事業費約三千萬留、軍隊給養費千二百萬留を増加し、其他臨時費に於て飢饉地方經濟費約六千萬留、短期公債償還の爲め五千三百萬留を要す、收入の増加は確實ならざるに支出は即ち確定し而して其經常費に屬する者の如きは永久に涉り寧ろ増加するも減少の望み甚だ少きものに屬す、露國財政の經營亦容易の事業に非らざるなり

十 近年の貿易の實況

抑々財政は經濟の反響にして歳出の増進國債の増加生産的有効のものをして一般國運の發達に伴ふものたらしめば則ち可なりと雖も此間露國經濟の發達を見るに或は爲に寒心せざるを得ざるものなしとせず。今外國貿易の成績に就き之を見るに西曆千八百八十三年には輸出十億三千七百二十三萬圓、輸入九億一千八十萬圓、同千九百二年には輸出八億九千三百三十萬圓、輸入五億六千九百二十五萬圓にして即ち二十ヶ年間に輸出に於て年額四千五百九十三萬圓、輸入に於て三億四千百五十五萬圓を減少し最近西曆千八百五十年に於ては出約十億四千七百萬圓にして入約五億八千二百萬圓に増加せしと雖も尙ほ往日に及ばず

十一 農業の情況

又農業の情況に就て見るに西曆千八百七十年には穀物の收穫高四億ヘクトリートル「ヘクトリートル」は五斗二升八合四勺強にして同千八百九十四年には五億千五百萬ヘクトリートルなりとす。是れ一見満足すべき結果なるが如しと雖も、此間露國の人口は七千萬より一億六百萬に増加せしを以て一人當の收穫高は五

學者間の調査

「ヘクトリートル」半より四「ヘクトリートル」九に減少したる割合なり（歐洲露領）此人口の増加と前記輸出入の減少とを對照するときは露國經濟に就き轉た寒心する所のものなしとせず

今露の農業化學の大家として知られたるメンデレエフ氏の調査に依るに露國が過去二十五年間に土地の生産力を失ひたる歩合は實に二割五分にして二十年前までに露の寶藏と稱へられたるサマラ地方に於てすら「デシヤチン」の收穫の減少左の如し

|    |             |     |          |
|----|-------------|-----|----------|
| 冬麥 | 三一「ブード」より二七 | 春麥  | 三四より二五   |
| 大麥 | 四一「ブード」より三〇 | 裸麥  | 三三より一八   |
| 燕麥 | 三三「ブード」より二六 | 馬鈴薯 | 三〇一より二二三 |

有名なる黒「パン」の材料なる裸麥の單位に於て減少最も多きは不幸中の不幸と云はざるを得ず。何となれば假令總額に於て増加するも小農多き國に於ては單位の減少は生計に最も不利なる結果を生ず可ければなり

又隣國なる丁抹の一經濟學者ベルク氏の調査に依るに南露地方に於ては肥料



の使用極めて乏しく例せばウオルガ河畔のウタツロボル縣に於ける二百の村落中百二十八ヶ村は曾て肥料を施したることなく土地は雜草を以て覆はれ種子の選擇は行はれず小麥産地の農民にして曾て白麵麩を口に爲ることなく黒麵麩と雖も贅澤品と看做さるゝの情況にして收穫皆無の場合少からず饑饉は殆ど慢性質となり國税の重きは論なく地主に對して農民の徭役甚しく加ふるに鐵器類に重税を課するを以て農民之が使用に堪へず已む事を得ず木製農具を用ひ草菅穀に勝ち満目荒廖般射の野を見るの思ひあり噫呼夫れ誰の過ちぞや

第一七表

收穫の景況

|     |             |             |
|-----|-------------|-------------|
| 冬 麥 | 西曆千九百三年(公報) | 同千九百四年(豫定)  |
| 春 麥 | 二〇四、八〇〇、〇〇〇 | 一八一、六〇〇、〇〇〇 |
| 合 計 | 四一五、二〇〇、〇〇〇 | 二六〇、六〇〇、〇〇〇 |
| 大 麥 | 六二〇、〇〇〇、〇〇〇 | 四四二、二〇〇、〇〇〇 |
|     | 九〇四、〇〇〇、〇〇〇 | 四四二、二〇〇、〇〇〇 |

|     |             |             |
|-----|-------------|-------------|
| 裸 麥 | 二三〇、〇〇〇、〇〇〇 | 二五六、〇〇〇、〇〇〇 |
| 燕 麥 | 八九六、〇〇〇、〇〇〇 | 六〇〇、〇〇〇、〇〇〇 |

裸麥の外皆著しき減少を示す、今一物(ブツセル)は凡そ二斗二斗一合而して露の人口は約一億四千萬なるを以て一人宛て十三物三二に過ぎずして凡そ我二石七斗なりとす、其量既に人口を養ふに充分ならず、而して燕麥の如きは多く馬匹の飼養に使用せざるを得ず、矧んや輸出年に多きを加ふるに於てを、や、露民の生活亦憫諒すべきものれり、是に於て方今露國の死亡率は諸文明國中に於て最大多數を占め千に付き三三、五の高率を示し之を其隣國なる獨逸の二二、二に比すれば實に同年の論に非ず、而して國民の體力健康亦大に減じ近年軍備擴張の爲め大に標準を降下せしと雖も徵兵不合者年に増加し歐洲露領五十縣の實況を見るに其平均實に左の如し

|                   |      |
|-------------------|------|
| 西曆千八百七十五年乃至八十三年   | 六分四厘 |
| 同 千八百八十四年乃至九十三年   | 七分七厘 |
| 同 千八百九十四年乃至同千九百一年 | 一割三厘 |

然るに今哉四十年戰役前に比し兵數約十四萬人を増加す是れ露國臣民の負擔に一層の重を加へたるものと云つべし

斯の如く總收穫に於ても減少を示し又一人當りを以て算するも露國收穫物は一人に付き凡そ麥類二石五斗に過ぎず然るに同國輸出物の過半は農産物にして其價格年に三億乃至四億圓を超過す此金高の大部分は外債の利子支拂に必要にして他に之を求むるの道なく穀物の輸出は外債と共に年に増加し西曆千八百七十年七十四年頃には其高三百十三萬二千噸に止まりしも同千八百九十年九十四年頃には六百七十萬八千噸に増加せり是に於て國民漸やく菜色ありて其生産力に減少を示し西曆千八百六十一年六十五年と同千八百九十一年九十六年とを比較すれば播種の石數に於て三割五分を減じ之を三十年以前に比し今日は土地の生産力に於て二割七分を減じ西曆千八百六十八年より同千八百九十五年までに飼養料缺乏の爲め農民が其馬匹を失ふこと四割八分の多に達し多くは妻子を驅りて馬耕に代ふるの實況たり今馬匹と農地との關係を示せば左の如し

西曆年次

無馬農地

一馬同上

二馬同上

三馬以上同上

一八八二

二六、九

一八八八乃至九〇

二七、八

二八、六

二一、九

二一、七

一八九一乃至九六

三二、二

二九、一

二一、二

一七、五

評者曰く露國の如き粗放的農業に馬匹なきは小刀にして刃なきが如しと蓋し至言と云つべし加之馬匹の外羊豕其他の小動物も著しく減少し西曆千八百七十年には農地千毎に五千四百六十九疋を有せしに同千九百年には三千四百五十九疋となり實に三分八厘の減少を示せり同時に土地の割付反別も大に減じ賠償金増加し并に貴族地を貸付する爲めなるべし(歐洲露領五十縣の實況左の如し)

西曆千八百六十年

四、デシヤチン八

同 千八百八十年

三、デシヤチン五

同 千九百年

二、デシヤチン六

右は農夫一人に對する平均割付反別なり割付は東北に於ては概して大きく東南西南に於て小なり最少は一、デシヤチン四なり

十二 農民負擔の情況

穀物の輸出と外債との關係

加之農民の負擔は年に重を加へ今哉三十七年其收入の六分の一乃至三分の一甚きに至りては二分の一以上に達し農家食料の爲め僅かに一日約六錢を餘すの極に達せり。今各方面よりの調査の結果を見るにモスコイ管轄の最好地方(名を脱す)の實況は一家の收入平均年四百二圓の内より直間税として七十二圓八錢(内間税は飲料税二十一圓六十四錢、茶税十圓七十錢を主要なる科目とし直税は二十三圓十六錢なりとす)を徴收し同管内のキリン地方は二百二十六圓五十八錢の收入より七十七圓十四錢を徴し、サラトフ管轄のバラセフ地方に於ては百十七圓七十六錢の收入より六十二圓三十四錢即ち歳入の半額以上を徴するの割合なり、而して露領中最も富裕の名あるタウリダ(クリミヤ方面)の地方會議ゼムストウオの調査に依るに該地方各家の所有地は平均凡そ十一、デシヤチンにして直税十六留三七哥、間税六十八留七十八哥合計凡そ八十五留を負擔す、然るに收穫物の最も高價を占むるときと雖も賣却代價は七十五留に達すること難しと云ふ之を英國農民の收入が西曆第十七世紀に於て四十二磅十志に達せしに比し殆ど評言を求むるに苦しむ、怠納者の多き實に偶然に非ざるなり、又一ヶ年三百九十留二十「コベック」の

歳入を有する農家が主要なる消費品の爲に使用する一年の金額と其消費品の負擔する税金との關係を見るに左の如し

| 物品   | 價格     | 税金    |
|------|--------|-------|
| 酒類   | 二九、一〇  | 二一、〇〇 |
| 砂糖   | 二六、八六  | 七、〇〇  |
| 製茶   | 二一、一一  | 一〇、四〇 |
| 綿布類  | 一〇、八九  | 三、八   |
| 他の衣類 | 六、四〇   | 未詳    |
| 石油   | 四、五一   | 一、五   |
| 煙草   | 一、六八   | 〇、三〇  |
| 燐寸   | 〇、六五   | 〇、三一  |
| 合計   | 一〇一、二〇 | 四四、二一 |

由是觀之是等消費品の負擔する所の租税は約四割四分にして他の費用の爲め一年僅かに百八十九留一「コベック」を殘すのみ、加之地租甚だ重く、土地の生産力の四倍

六倍に及び甚しきに至りては十倍に達するものありて露農は土地を得て其貧を加ふるとは世上に喧傳せらるゝ所なり蓋し誣言に非ざるべし而して地方指揮官(ルーラル、コムマンドル)及地方裁判所及巡査は人民を鞭つの權を有し時に苛政誅求の譏なしとせず、教授ジェンソンの調査に據れば西曆千八百七十七年ノッゴロ州に於ける實況左の如し

- 一 従前の御料地農民の地租の負擔は其生産力の十割
- 二 従前貴族地全上 十六割一分
- 三 従前よりの個人農業者 十八割
- 四 過渡義務農 二十一割

然るに方今に於ては五十六割五分に達する者二三に止まらず抑々ノッゴロ州は露國に於ては有數なる富裕なる土地なるに輒近同縣會の調査に據るに男子の三分の一女子の三分の二は純農にして他に收入を求むるを得ず其他は副業に従事し爲に得る所の一年の收入は百八十五萬五千百留に達し一見富裕なるが如しと雖も、食料の不足の爲め三百萬留以上租税の爲め三百二十七萬八千百三十六留

を支拂はざるを得ず餘す所僅かに二百五十萬留のみ今之を一戸に割當れば一手僅かに十二留六五「コベックス」を残すのみ今一步を進め露國各地の土地收入と租税及地價賠償年額とを比較すれば左の如し

| 管轄地          | 負擔歩合                       |
|--------------|----------------------------|
| セイントピートルスボルグ | 一二八、〇乃至一五〇、 <sup>分</sup> 五 |
| モスコイ         | 二〇五、〇(平均)                  |
| トフェル         | 二四四、〇乃至二五二、〇               |
| スモレンスク       | 一六六、〇乃至二二〇、〇               |
| コスツロイマ       | 一四六、〇乃至二四〇、〇               |
| プスコフ         | 一三〇、乃至二一三、〇                |
| ウラジミール       | 一六八、〇乃至二七六、〇               |
| ウイアツカ        | 九七、〇乃至二〇〇、〇                |

實に異數と云はざるを得ず而して殆ど信ずるに苦しむ然れども是れ世に傳ふる所輕々看過するを得ざるなり

十三 租税の怠納

斯の如くして農民の生産力年に減少し西暦千八百七十一年より以降八ヶ年間の平均國税の未納高二割二分に止まりしと雖も其より漸次増加し同千九百年には五十三割二分に増進し、農民の市町村費未納高も亦大に増加し西暦千九百四年より國庫は年々二百五十七萬四千圓を支出し市町村費を補助するの已を得ざるに至れり、而して此費用は露國軍令第三十八條の規定に依る所の貧窮從軍者の家族扶助に充るもの多きに居るを以て今後益々其額を増加するの傾向あり、露國財政に一困を加ふるものと云つべし

元來怠納は露國政府の痼疾なるを以て今一步を進め租税と人口との増加歩合の比例農地一「デシヤチン」二町一反餘の負擔額及欲損額救助額に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を辯せん

西暦千八百八十三年乃至同九十二年間に露國人口の増加は一割六分なりしに租税は二割九分を増加し西暦千八百九十三年乃至同千九百二年の間には人口の増加一割三分に止まり蕃殖力の減少を示す租税は四割九分を増加せり故に怠納

人口の増  
加と租税の  
増加との  
比較

は西暦千八百七十一年乃至同八十年は平均一「デシヤチン」に付三十八錢なりしに次の十年間の平均は四十八錢となり、西暦千八百九十一年乃至同千九百年には一圓八錢に増加し強賣強徴頻々として起り農民は自暴自棄の境遇に陥り納税を努めず勤儉の美風地を拂ふて去れり「ベクチャエーフ」と稱する老實なる地主の調査に據る

十四 缺損及救荒

又政府側の調査に據るに増税の結果として過去十年間中央及本部九ヶ縣より收入すべき四億五千萬留中より實收し得しは四億七百萬留に止まり四千三百萬留は全く缺損に歸し、同時に政府は同地方に向て救荒補助の爲め二億三百萬留を支拂ひ純收入は法定の半額に達せざるの奇觀を呈せり收斂の弊斯の如し豈に戒めざる可んや

抑々露國は國民の最大多數を人口の約八割五分占る所の農民を基礎とする所の帝國なるを以て其本を養はずんば國勢の隆盛を望む能はざるは論を俟たず、然るに彼のウツテ氏は非常の熱心を以て工業政策を行ひしを以て其結果工場

無理の結  
果を中央  
銀行へ持  
込む

榮は全く之を政府の注文に埃ざるを得ず政府の注文は國費の膨脹となり國費膨脹の結果は民力の乾涸となり止む事を得ず新設事業の維持を外國市場に求めんと欲し或は航海補助となり或は輸出獎勵金の支給となり甚しきに至りては法律を無視し中央銀行をして此等事業に對して貸付を爲さしめ西曆千九百一年には四千百萬留同二年には七千五百萬留を貸出し其内九百萬留は既に缺損となり其後尙ほ段々増加するの勢あり而して西曆千九百三年には貸出高一億留に上れり其本亂れて而して未治まる者あらじの例に漏れず當局非常の苦心も終に破れて水泡に歸し坤第二編第四節第四目に於て記載するが如き結果を來せり經濟の事情斯の如くにして財政の擴張を試みる又難からず哉

第六目 獨逸の情況

露國財政の景況斯の如し然るに其隣國なる獨逸の財政亦靜穩と云ふを得ず西曆千九百五年の獨逸帝國の豫算を見るに經常費は九億七千二百六十二萬餘圓臨時費は一億四千八百十五萬餘圓にして其内百六十萬圓を除き他は盡く永遠公債を以て支辨すべきものとし列邦より帝國國庫へ貢納する金高は之を前年度に比

獨逸の實  
況

し二千五十萬圓を増せしにも拘はらず經常收入と經常費とを對比して三千七百四十六萬圓の不足を示す加之年度中一億三千七百五十萬圓の大藏省證券を發行するの已を得ざるものあるの情態なり此の情態は單に西曆千九百五年度に止まらず延て同千九百十年まで繼續すべしとは三十七年五月帝國大藏大臣の明言する所なり今又西曆千九百七年度の豫算を見るに收支相償ふて共に二十五億六千五百七萬三千馬にして而かも經常臨時孰れも收支の間厘毛の差違を示さず一種巧妙の財政と云はざるを得ず而して殖民費の如きは頗る巨額に達し西曆千九百五年には八千三百七十四萬餘圓にして收入は僅かに七百八十一萬圓に止まり十分の一に及ばず加之殖民地に於ては各種の弊習甚だしく西南阿殖民會社の如きは大平二十年の間一回も割賦を拂ひしことなかりしに却て戰役中には二割の割賦を爲すの奇觀を呈せり是れ事變に乗じ官有地を無償若くは無償同様の價格即ち「ヘクター」二町二十五歩を僅か一馬にて獲得し之を高價に賣却せしに依るものなり又航海の方面に於ても非常の弊害ありてケイプタウンよりツィエドリツに至るに二日の航路に對し一噸三十馬ハムボルグウラジヲストック航路には一

噸二十三馬半同所よりツルバレイソに至る航海に對しては二十二馬の補給を約せり、然るに右等の航路航海の受補給者より五割乃至六割の廉價を以て運搬事業を請負はんことの申請を爲したる者ありて終に國會の問題となり一場の騷動を惹起せり

又帝國々債の如きも急劇の増加を示し西曆千八百七十七年の七千二百二十萬馬より同千九百六年の三十八億馬に増加し尙ほ漸次増加の勢あり西曆千九百六年度の豫算に於ては軍人恩給鐵道費等の爲め一億馬以上の不足を生じ新税を起し約四千六百萬馬を得るの計畫を立しと雖も尙ほ歳入出の均衡を保つを得ず明年度までは同様の状態を繼續するの勢なり

今試に最近の獨逸帝國經費増加の實況を見るに其増加左の如し

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 西曆千九百五年度              | 一、一、二〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>円(經常臨時共)</small> |
| 同 千九百六年度              | 一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>(同上)</small>      |
| 外に千四百六十萬四千百圓(西南阿役の費用) |  |
| 同 千九百七年度              | 一、二八二、五三六、七一〇                          |

内一億二百三十七萬六千九百九十圓は臨時費にして公債支辨の見込なり是れ戰爭饑饉等の如き事變なく大平に居ての増加なり、右の外各列邦の費用亦少からず獨逸國民の負擔亦決して輕きに非ざるなり

### 第九節 國家の選擇事業に對する費用

#### 支辨の注意

第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

古來邦家先天の職務は之を號けて必要職務と稱し統治機關の關係を正し官省の制度を定め職務統治の職分を全ふし文武諸般の機關の効力をして強大ならしむるは國家先天の職分たり、然るに又時勢の必要に應じ運輸、通信、勸業、土木等の事を經營す之を國家の選擇事業とす。抑々國家が特別の目的を以て特殊の事業を經營するは固より妨げなしと雖も、其選擇を慎まざるを得ざるや論を俟たず、元來國家の收入は限度あり、萬般の施設其完全を求むるときは固より際限あるものに非ざるなり、有限の收入を以て無限の需用に應ずるは不可能に屬す果して然らば國

國家の必要職務と選擇事業

第一章 豫算の編製及執行 第九節 國家の選擇事業に對する費用支辨の注意 第一目 巨大なる臨時費は經濟上の調和を破るの虞あり

家必要職分の費用を割て之を選択事業を充てん乎是れ順序本末を誤まるものにして國政の調理上固より不可能の事たり臨時の費用は歳入の殘餘若くは臨時の收入を以て之を充てざるを得ざるは論を俟たず然れども事の當否は暫く之を論外とし市場の情況と元利支拂の難易とを顧みず漫に選擇事業の爲に國債を募集するも亦不可なり何となれば斯の如きは市場の平和を破るの虞あると同時に國債費の支拂は忽ち經常支出の増加となり甚しきに至りては經常臨時の關係を紊すの患あればなり上來論ずる所のものを以て之を觀れば經常費は經常收入に依らざるを得ざるは勿論臨時費と雖も漫に之が爲め國家の債額を増加するの不可なるは瞭然として争ふ可らず西諺に曰く公債を以て事を爲すは後世に對して手形を宛るものなりと譬喩實に眞妙の域に入る

財政上選擇事業の爲め漫に公債を起すの不可なるは既論の如し而して其市場に影響する哉亦大なり幸にして金額小なれば實際上敢て多大の變を見ざるべしと雖も金額大なるときは市場の流通資本を吸収すると共に有價證券の價格を減少し其の質物たるの價格に影響し甚しきに至りては増質の必要を惹起し金融の

選擇事業の多大なる市場の不安を來すの虞あり

圓滑を妨ぐるの虞なしとせず事業にして利益多く公債の元利支拂は其收入を以て優に之に應ずるを得べき場合に於ては結局累を後世に及ぼすが如き事なしと雖も當初建設の際に於ては多少前記の結果を來すは免れ難きの理勢なりとす況や收利の點に於て疑あるを免れざる者の如きに於てをや臨時事業中鐵道の如き有利の者にして經常歳入の殘餘を以て之を敷設する場合には收支相償ふて些少の利益を生ずれば即ち可なりと雖も公債を以て之を敷設するときは其收益公債の元利を償ふに至らざれば忽ち經常費の負擔を増加す例へば既設鐵道の收入が之に投ぜし資本に對して六分五厘に當るに際し平價五分を以て公債を募集するを得ば更に進で公債を募集し新線を敷設し舊線を延長し或は之が改良を圖るを得べきが如しと雖も是れ新に放下する所の資本は既投資本と同一又は之より以上の收利を生ずべしと推定し得る場合に限るものにして線路延長の爲め工事漸く困難を増じ又乗客貨物の數量は之を既設線路に比して不況を呈する場合に於ては其延長は偶々以て純收入を減ずるに足り資本に對し従前の收入歩合を得る能はざるに至るは蓋し鐵道經濟上普通の事情たり一葉落ちて天下の秋を知



る事茲に及んでは鐵道事業亦其秋に達せしや知るべき耳、豈に漫然新設延長をのみ是れ事とするを得ん哉。況や鐵道の収入は資本に對し六分五厘なるに、平價六分五厘以上の割合に非ずんば公債を募集する能はざるの場合に於てをや、其當初より國庫の損失たるや論を俟たす。勿論鐵道の如きは其關係する所至大至廣單に國庫の利害を以て其取捨を論定するを得ず、殊に歳入殘餘を以て其改良延長を計るを得る場合の如きは少しく放念するを得べし。

然りと雖も其費用を國庫に仰がざるを得ざる時の如きは財政と市場との關係前陳の如くなるを以て大に注意せざるを得ざるものあり、豈に輕々に看過するを得んや、而して鐵道問題の利害緩急を定めんと欲せば政略上の關係は暫く之を措き國土永久の地形上の關係も亦之を詳かにせざるを得ず、漫に他國の例を以て之を論ずる能はざるなり、今之を概論すれば鐵道の効用最も多きは國大陸に位し、海岸線少うして稍々圓形若くは方形の國土を有し、而して繁榮なる大國の間に介存する者に之れを見る、半島國若くは島帝國にして幅員狹く國形細長にして大小數箇の島嶼より成立して水運の便利大なる國に於ては其効用比較的に微弱なり。

鐵道と地  
形との關

歐洲大陸獨逸帝國の如きは前者の好例にして我國の如きは後者の最たる者と云つべし。宜なる哉我國鐵道の事業之を他業に比して遜色なしと云ふを得ざるものなしとせず、是れ經營の精巧深切ならざる資本の豊富ならざる等其他種々の原因なきに非るべしと雖も邦土自然の情況亦以て之が一因たらざんばある可らず、今試みに獨佛兩國を以て之を比較するに兩國は凡そ其開明の度を等ふし國土の面積亦伯仲の間にあり、獨二〇八、八三〇方哩、佛二〇四、〇九二方哩、而して西曆千九百五年に於ける佛の鐵道延長は三四、九四九哩にして、内一千二百三十九哩は狹軌佛は二八、四三〇哩にして、内三、七〇〇哩は地方線なり、其差違年を隔つと雖も尙ほ六、五十九哩なり、佛の地形敢て鐵道業の爲め不利なるに非ずと雖も四隣の關係之を獨逸に比して一籌を輸するものなしとせず、其實地に差違を生ずる斯の如し地形の以て鐵道事業に關する至大なりと云つべし、鑑みずんばある可らず。

## 第二目 臨時費支辨に關する我國目下特有の事情

臨時費支辨の慎まざるを得ざる夫れ斯の如し、然り而して我國今日の事情特に大に戒めざる可らざるものあり、請ふ少しく之を辯せん。輒近我國人文の發達實に

驚くべきものありと雖も製造の業未だ盛大なりと云ふを得ず、而して鐵材亦未だ豊富なる能はず、故に一事業の起る毎に之に要する所の機械、器具、材料等は之を歐米の諸國に仰がざるを得ず、鐵道、造船、電務、築港等皆然らざるはなし。是に於てか事業の擴張は忽ち物品輸入超過の因となり、爲替の逆戻となり、正貨の輸出となり、市場に影響すること少しとせず、物品輸入の超過必ずしも憂ふべきに非ざるべしと雖も、債務國に於て其原因の存するは實に憂ふべきの甚しきものにして、大に警戒を加へざるを得ざるなり、是れ我國現今の特色にして、又一大弱點なりと云つべし、故に我國目下の策は、撰擇事業の擴張を戒め、事業の進行は之を其源を養ひ整理を目的とする者に止め、暫く進取の銳氣を收め、他日大に伸ぶ所あるを期するにありて、正に是れ尺蠖一縮の時なり、書に曰く、走て地を視ざる者は顛へると、子房之を奉して漢家三百年の基を開く、言凡なりと強も實に至言と云つべし、我國經常費臨時費の關係は近年まで前陳の如く夫れ佳良なりしも、本年度に至りては後年經常費増加の原因となる者少しとせず、今にして大に戒むる所なくんば、他日臍を噛むの悔あらん、豈に慎まざる可ん哉。

目下我國  
情況は  
輸入貨物  
超過す  
不可とす

### 第三目 臨時費支辨の結果に關する注意

軍備の爲め要する製艦費、初度調辨費等の如きも、其素質臨時費に屬し、一時の者なれば、或は市場の好況に乘じ、公債を募集し、著しく市場を紊亂することなくして之を支辨する事を得る場合なきに非ざるべしと雖も、其維持の費用に至りては、則ち經常費にして、其増加は經常費臨時費の關係上不利なしと云ふを得ず、固より軍事費の如きは、周圍の情況如何に依り、他動的に其必要を生ずることあるべしと雖も、經濟的注意を要する哉、論を俟たず、又教育事業の如きも、不經濟的に官設學校の數を増加し、其設備のみは、寄附金、其他の臨時收入を以て之を支辨し得るも、其經營維持、發達の爲め要する費用は、固より之を經常收入に求めざる可らず、其他又或時は、或勢に乘じ、深く事實の真相を穿たず、或は地方的事業に驅られ、時未だ至らざるに、官立學校を増設し、或は學制其法を得ず、一級僅かに一二の學生あるに至り、而かも其學ぶ所、高等の専門科學に屬するが如きことあるは、實に不經濟の極と云はざるを得ず、凡そ天下の事、事大なりと雖も、一時にして止み、累を後年に及ぼさざるものあり、事小なりと雖も、現在の一舉手一投足は、大に未來の利害に關係するものあり。

り、前者は猶ほ米麥の耕作の如く後者は葡萄園を開くが如し、其將來の勞費豈に播種、除草等に止まらん哉、須らく事物の關係を明かにし、現在將來の調和を計り、國家進運の道を開くべし、又功を急ぎ時機の熟するを俟たず、猛然國運を開かんと欲し、大に負債を起し臨時費を支出し、事業より生すべき豫期の利益を收むこと能はずして、財政の困難を助長し、大に經濟を紊亂せし者あり、アルゼンチン共和國及伊太里經濟史眼第三版第十七章參觀の如き、即ち其好例たり、輒近該國の發達稍々見るへきものなきに非すと雖も、當初の施設或は經濟史學上の慮を缺くものなしとせず、戒めずんはある可らず、臨時収入を以て經常經費を支辨するの不可なるは論を俟たず、臨時収入を以て臨時費を支辨するは、差支なきが如しと雖も、其結果動もすれば、延いて經常費の増加となり、餘響の及ぶ所終に經常收入を以て經常費を支辨することを得ず、臨時収入の力を藉ざるを得ざるに至るなきを保せず、果して然らば、其害實に計り知る可らず、故に數言を重ね、臨時費支出の増加を戒め、以て寸毫の過千里の差違を生ずるの歎なからんことを期す、看官請ふ之を諒せよ。

## 第十節 臨時費支辨の順序

### 第一目 一般の順序

經常費の支辨に就ては、行政府は毎年度豫算案を以て精密なる順序方法を設け、立法府は熟考審査して之を決議し、行政府は之を受け、慎重の注意を以て之を執行するを以て、苟も大過なきを得べしと雖も、戰亂騷擾等の爲に要する所の臨時費支辨は、事概ね咄嗟の間に起り、其順序方法多くは意の如くなるを得ず、其施設勢ひ平日の如く整然たるを得ざるは、殆ど其常なり、果して然らば、是れ獨り當時を誤るのみならず、又永く禍害を後世に遺すべし、故に平日に於て豫め之を研究し置くの必要あり、依て左に臨時費支辨の順序を陳述せん。

第一 非常準備金(若し之あれば)

第二 租 稅

第三 短期公債

第四 長期公債

是なり。國家非常準備金を有するに於ては非常臨時費の支拂は先づ之に依るべきは多辯を要せず、然れども之なきときは今世の費用は今人之を負擔すべしとの原則に據り、成べく租税を増徴し以て非常費の支辨に宛つるを至當とす、而して其租税の選擇及徴收にも亦順序あり請ふ左に之を辯ぜん

## 第二目 租税中の順序

租税の選擇は左の順序に據るべきものとす、是れ易を先にし難を後にするものにして多く説明を要せず、即ち

- 一 所得税の如き屈伸税若し之あればの増徴
- 二 他に影響すること最も少き酒、煙草の如き間税の増徴
- 三 民業に影響少き現行税の増率
- 四 新税の設置

是なり。税中の順位夫れ斯の如し、今一步を進めて前記屈伸税の實例を尋ぬるに英國の所得税は實に之が好例なり。方今四海富強の國少なからずと雖も富源の強大なるは先づ指を英國に屈せざる可らず、而して其所得税の巨大なる實に驚るべき

屈伸税の  
實例

ものあり、故に少しく其率を増加するときは巨萬の歳入忽ち至る英國政府の如きは實に良財源を有するものと云つべし、而して其徴收の方法は所得一磅に對し何片と云ふ如き特定數を用ひ、百分の何と云ふ如き比例を用ひず力めて其徴收を簡便にす。英國所得税の率は近年迄では一磅に付き八片にして同税の收入額は千八百萬餘磅たりき、然るに近來南阿北清の事件交も起り費用頗る増加せしを以て其率を増加して一磅に付一志となせしに西曆千九百一一年三月三十一日に終る年度に於ては二千六百九十二萬磅、同千九百一二年三月三十一日に終る年度に於ては率を十五片となし三千五百三十七萬八千七百磅の實收を得、同年四月一日より始まる所の年度に於ては三千八百八十萬磅を得、而して西曆千九百三年度に於ては四片を軽減し八百三十萬磅の減少を見込めり、英國の富源強大にして其財政操縱の容易なる實に羨むべきものあり

元來所得税は主として中流以上の人士の負擔に係るを以て、其増加は國民の生計に影響すること最も軽く此税は屈伸税として最も適當なるものとす。然りと雖も凡そ租税の徴收に就き念頭常に忘る可らざるものは其効力如何にあり、假令條

理に於て完全なるも其収入にして國家必要の費用を支ふるに足らざるものならしめば之を以て民を煩はすは策の得たる者に非ざるなり。我國所得税の如きは輒近多少増加の實なきに非ずと雖も、其額英國の如く巨大なる能はず租税の効力を缺き未だ屈伸税として恃むに足らざるなり。方今我國の財政上良好にして行はれ易き屈伸税なきは一大缺點と云はざるを得ず。情々今日の實況を察するに我國に於て屈伸税として選ぶべきは地租を措て他に之あるを見ず其實行は煩る難きも事情の之を許すあれば經濟上諸般の關係は地租を屈伸税となすは之を他に求むるより有効にして害少きは論を俟たず。現に近來一部人士の物議を排し地租を以て屈伸税とするの端緒を啓きたり、即ち二十七八年戰後經營の爲め費用多端なるを以て明治三十六年度を限り、地租従前の率二分五厘を三分三厘に増加せるは世人の熟知する所なり、當時頗る囂々の聲ありしと雖も、此増加の爲め東京遊觀者を減じ或は田舎の生計を困しめたるの結果あるを觀ず。然れども増税は國家の大事にして最も之を慎まざる可らず。只國家必要の費用を支辨する爲め時に勢の已むを得ざるものなきを保せず。我國に於ては百難を排し地租を増すも其収入を増加

我國の  
屈伸  
税の  
徴收  
の  
端緒我國の  
未だ  
の  
屈伸  
税の  
來入  
の  
徴收

すること英國の所得税率の結果に及ばざること遠し彼我財政の操縦に難易ある知るべき耳。然れども事實の必要は物議の爲に之を避くるを得ず、我國の財政も漸次此時運に進むは疑ふ可らず。今にして劃策する所なくんば他日臍を噬むの悔あらん遠き慮なければ近き憂あり、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉。而して我國收入の基礎を定むる固より望あり、即ち酒類税煙草收入の如きものをして十分に發達せしむるときは將來頗る有力にして且つ良好なる屈伸收入を得るや疑を容れず、借すに歳月を以てせば是等の事亦決して爲し難きの業に非ざるべし。將に周圍の事物を改善し一日も早く英國の如き盛運を見るを期せざる可らず。

左記は前記某氏の寄送に係るものなり煩る事實の真相を穿ち得難きの議論なりと云つべし。

地租を課する田畑の決定の地價は其收穫の法定高三千八百四十七萬九千四百三十三石其法定地價十二億八千七百三十二萬五千九百二十六圓より起算されたるものなれば屈伸税として餘裕あるべし。只古來地租を唯一の資源とせし結果地目の區別細密に過ぎ記帳其他の取扱の繁雜なるのみならず民間の習慣も亦之に準じ漸く改むべきこととす。

又新税を起すは難く現行税の率を増加するは比較的容易なるを以て易きを

租税の収入の運延  
か便なるの運延  
行か爲なるの運延  
期公債の短發

先にして難きを後にするを得策とす然るに租税の収入は咄嗟の需用に應ずる能はず、殊に新税を課する場合には種々の施設を要し賦課徴収に多くの時日を要し且つ租税には概ね納期あるを以て急に税金の収入を得難し故に一旦急あれば大藏省證券の如き短期公債を起し以て其急に應じ他日税金の収入を以て其償還に充るは機宜の方便にして時に或は免れ能はざる所のものとす

第三目 公債中の順序

今世の費用は今人之を負擔すべし之を後世に遺す可らずとは大體に於て服膺すべきの原則なりと雖も不幸にして事局稍やく廣大となり如何に操縦するも租税のみを以て費用を支ふること能はず、重斂交々加はり弊端漸やく顯はれんとするに際しては則ち短期の公債に移るを以て其順序とす、何となれば一年の負擔にして重大なるも之を數年に分擔するときは比較的輕少なるを得べければなり、夫れ租税は國民一年の負擔を意味す短期公債は數年の分擔を意味す、其多少投資力を寛うするは論なき耳然るに事局益々廣大となり、三五年乃至十年の分擔も尙且つ其正に苦しむに至りては將に最後の手段に出て長期の公債を起し以て其費用

短期公債

事局の大なる  
期公債は短  
るる能はに  
依るるの理  
由に依るる

の負擔を後世子孫に分つて之を得ざるに至るべし、巨額の費用支辨の爲め短期公債の恃むに足らざる夫れ斯の如し、其營に恃むに足らざるのみならず、短期公債は其償還期限短きが爲め災餘の勞民其償還の爲め負擔に苦むは勿論其募集に際し外國人の之に應ずる者少く其大部分は内國市場に於て之を募集せざるを得ず、果して然らば市場に影響し事業上に要する所の流動資本を減少して大に一國の經濟に障害を與ふる如き結果を見るの虞れあり、抑々外國資本家は据置年限の長さ確定公債に應募するも一時の浮金を他國の短期公債に投ずるを便とせず、一時の投資額は自國の市場を選ぶを以て殆ど其常とす、故に短期公債なるときは他の援助を受けること甚だ難く之を以て巨額の費用を支辨するは頗る難事に屬す、是れ事局大なれば止むを得ず長期の公債に移らざるを得ざる所以なり

第四目 前記の順序は平時にも適用す

前陳費用支辨の順序は營に非常臨時費に適用すべきのみならず、國家が運輸交通機關の改良を圖るが如き太平の事業の爲め巨額の費用を要する場合に於ても適用すべきものとす、苟も然らざれば後世に巨大なる負擔を遺し大に其發達を妨

第一章 豫算の編製及執行 第十節 臨時費支辨の順序 第三目 公債中の順序 第四目 前記の順序は平時にも適用す

くるの虞あり。抑々國家は不滅體にして個人の如く死亡する者に非ず所謂百年の計は常に之を忘る可らず、彼の鐵道水道等の如きは施設其當を得ば利益を後世に遺し子孫を益するものなしとせず、故に多少後世に其費用を分擔せしむるも妨なきが如しと雖も一概に其負擔を後世に遺し以て差支なしと爲す可らざる事情あり。今水道を以て之を例せんに人口百萬に供給するの豫定を以て之を築造せしに爾後市街非常に發達して二百萬三百萬の人口に及ぶときは水の供給は半以上の不足を告るや必せり、然れば其現在の人民は果して何等の苦情を訴ふべき乎、若し水道なかりせば住民は不自由ながらも井水、河水、雨水、其他幾多の方法に依り生活の用に供したらん、に愁ひに百萬人に供給する所の水道を造りし爲め其水道は却て障礙物となり、後世の新計畫を妨げ其改良に大なる障礙を來すことなきを保せず。

後世に殘すべき頁の擔に就て注意

由是觀之甲の事業は後世の爲たり、乙の事業も亦後世の爲たりとし漫りに公債を起して其負擔を後世に遺すは大に慎むべき事にして其可なる所以を見ず、今や歐米諸國の行爲を通觀するに例へば一の機械室を築くも、其の建物は輕便を旨とし而して最も力を其基礎に致し大に之を堅固にし何時と雖も其上に急に改良したる建物を築き得るの組織をなすを普通とす、凡そ先進國は種々の事業をなし頗る前非に懲り所謂經驗に富み復た甚しき失策に陥らず、宜しく他國の經歷に鑑み十分の注意を用ゆべし、要するに臨時費支辨の事は實に財政上の大問題にして亦經濟上に大關係を有す、須く大に研究すべきなり。

### 第十一節 租税より短期公債短期より長期に移

るべき時機及増税を止むるの標準

#### 第一目 總論

臨時非常の費用を支辨するに當り租税及短期公債を以て始終する能はざるは既論の如し、今一步を進めて租税より短期公債に短期公債より長期公債に移るの時機及標準に就て論究する所あらんとす、是れ一見難きが如きも實に容易のことたり、凡そ財政上經濟上の事は猶ほ理學界に寒暖計、晴雨計等の器具ある如く種々

第一章 豫算の編製及執行 第十一節 租税より短期公債に短期より長期公債に移るべき時機及増税を止むるの標準 第一目 總論

の現象を觀測する標準自然に備はり寒暖計晴雨計の發明あらざる以前即ち天地の開闢以來斷へず存在す然るに實際は周圍の事情に驅られ知て而してこれを利用するを得ず又は不明にして事の順序を見る能はず遂に大錯誤を醸生するは所謂浮世意の如くならざるに由るものあるべしと雖も抑々亦研究練磨より生ずる所の自信自覺の欲如するに生ぜざればある可らず豈に慨歎の至りに非ず哉其實例は之を後に述べべしと雖も國債を以て施設する事は其の負擔を後世に遺すものなれば常に慎重の慮を缺くの嫌あるのみならず德義の點に於て亦疑なきを得ざる也西諺に所謂急來急去又は且つ拂ひ且つ行け等の語は千古の金言にして處世家の常に服膺すべき所のものにして即ち今世の事は今人が仕賄ふは當然のことなれば天下の事概ね此主義に據るを通義とす然れども凡そ浮世の事元と畫一不動を以て始終すること能はず事變屢々起り費用巨大なるに及べば實際事の軋觸齟齬を生ずるは勢ひ免る可らざる所とす夫れ然り然りと雖も道理は萬世を経て動す可らず赫々として光を日月と争ふ則ち知る租税を以て負擔し得べき費用の爲め公債を募集するときは利子の爲に國民の負擔を重からしむ如上の順序を

租税を前  
にする理  
由に

紊亂するときは第一德義に背き第二計算上事實の不利を後世に遺すべし豈に愼まざる可ん哉

## 第二目 租税の最大點

凡そ經濟上財政上には前記の如く犯す可らざる標準あり是等は直に發見し得べきを以て固より違算あるの理なし然るに世人往々之を知る能はずとするは吾人より之を視れば却て疑なき能はず夫れ國費負擔の力に程度あるは論を俟たず苛征誅求以て民力の到底負擔し能はざる點に至るまで租税を強徴せん乎民能く之を忍ぶへくも近く今世に非常の困難を生し今世の發達全く停止すへし今世の發達停止すれば後世の事何を以て待つを得ん元來租税なる者は或る程度まで増加すれば之より以上重て増加す可らすとするの終點あるものとす之を租税の最大點とす請ふ少しく之を述べん

夫れ徵税の法は調絃の如し絃緩なれば鳴らず絃急なれば聲絶ゆ急緩其中を得て律呂則ち普ねし蓋し租税の最大點とは一般財政論に説くが如く此點を超へて租税を賦課するも徒らに税率を上くるに止まりて實狀を増加せず甚しきに至り



ては實收は却て減少するに至るの點を云ふ試に之を説かんに例へば國家か或る品物に毫も課税せざれば素より其品物より歳入を得らることなし、又或物に非常なる重税を課するときは其物の需用殆ど消滅し收入却て減少し甚しきに至りては皆無に歸するやも測る可らず、又物品税重に過ぐれば代用品の起るありて課税品の需用大に減少し市場に其跡を絶つに至るの虞なしとせず、賦歛重きの結果は管に國力の發達を妨ぐるに止まらず直に國家の收入を減するの不利あり實に慎むべきこととす故に無税の物品又は事項に相當の租税を賦課すれば相應の財源となるを得へきも率を上る過度なるときは需用減して税の實收額は却て減ずることあり、例へば税率百分の二を増して百分の四とすれば收入は倍に至るへしと雖も百分の二十若くは三十と云ふ如き不當なる高率を課するときは收入却て減少し或は殆ど皆無となることなきを保せず、故に無税と不當の高率との間に自ら中庸を得て收入最も多額に達するの點あり之を租税の最大點とす、今少しく之を敷衍すれば税率を増加すること三分にして實收の増加亦三分を得更に進て二分を増加するも尙ほ實收二分の増加を得るが如きは是れ租税が最大點以下にあ

るの證なり、然るに税率を増加する八分なるに實收高は六分の増加に止まることあれば特別の原因あるに非れば是れ明かに租税が最大點を超過したるの徴候なり、斯の如きの事實あるを顧みず、尙ほ依然として前率を以て租税を徵收するが如きは即ち是れ收斂誅求の域に入るものにして經濟上、財政上の不利是より大なるはなし、故に税率にして一たび最大點に達し若くは之を超過したるときは速かに其増徴を止めざるを得ず、然れども一旦戰爭の如き事變起りたるときは半途隨意に之を停止すること能はず、尙ほ巨額の費用を要するを常とす事是に至りては公債に移るの外他に方策の存するなし、租税より公債に移るは正に此時にあり

### 第三目 最大點外の諸標準

租税が最大點に達したる哉否やに注意するは勿論、又増税の前後を對照し、後に於て特別の原因存するに非ずして國民の貯蓄の増加歩合減少し、若くは其増加を止め、甚しきに至りては貯蓄を引出し漸次其高を減ずることあらば増税は民の貯蓄を害するの度に達したるや分明なり、其他此の關係に就き注意すべきは汽車汽船の乗客の數にして殊に下等旅客の數是なり、今他の關係に變動なくして課税前

標準の標

に比較して是等旅客の數減少せん乎、是れ増税の反應にして他に原因あるに非ず。其他又東京遊覽馬喰町止宿人の數、花見田舎客の數、富士登山、大山詣で、日光、身延、高野山、象頭山等參詣人員の増減及び食品稍費の狀況即ち米、雜穀及芋類消費の實況、屠獸數の増減等種々據て以て觀測するを得る具體的標準甚だ多し、是等は實に民間大體の金融及生計の如何を測量する無上の尺度にして他に之を求むるを要せず、然るに世間往々之を抽象的理論に牽強し、空論百出、五里霧中に彷徨し、強て例を歐米に求めんとする者少しとせず、何ぞ其れ誤るの甚きや、古人曰く道は近に在て之を遠きに求むと宜なる哉、近く之を天下の事實と計數に照し、靜に觀察する所あらば表裏の真相歴然として掌を指すが如し、豈に趨向の迷あらん哉、是等の標準に據り其影響の如何を觀測し而して判斷決行するは實に容易の業にして彼の理學界の時計、晴雨計、寒暖計等を見るよりは一層容易なるべし、只世人の茲に着眼せざるは吾人の頗る了解に苦しむ所なり。

元來寒暖計、晴雨計を以て天地の現象を觀測するは自ら専門學術の必要あるべく、又財政上經濟上の觀測をなすにも多少の學問あらざれば其現象を覺知す可らずと雖も、眼前の事實は凡眼尙ほ能く之を見るを得べく、何ぞ深遠なる學理に埃つを要せんや、近きにあるの道を捨て之を遠きに求む、何ぞ其れ迂なるや、凡そ租税が最大點に達し而して其の影響前記現象を示すときは、已に國民一年の負擔能く之に堪ゆる所に非るを以て此所に於て短期の公債に移らずんば非常の困難を來すべし。

#### 第四目 長期公債に移るべき時機

短期の公債は比較的小事件の費用を支へ得べきも不幸にして事局大なるに至れば到底能く其費用を支ふるを得ず、事是に至りては已を得ず、長期の公債に移るより他に良法の存するなし、而して其標準は前記と同一にして結局五六ヶ年乃至八九ヶ年の分擔も尙ほ能く堪へ得ざるに至れば、長期間に其負擔を分つを以て最終の手段とす、又既論の如く短期の公債は外國より應募する者稀なるも、長期の公債は外資を招くの便あるを以て事若し大なるに至れば、長期の公債に依るの外手段ある可らず、此理を理會せば何人も此順序と時期とを誤ることなかるべし、即ち時計、寒暖計又は晴雨計を見ると同一にして事甚だ分明なり、然れども熱病若くは

寒冒患者にして寒暖計を見其度の下降若くは上騰を窺ひ寒暖計に誤謬あるとし天下冷熱の實況を誤認する者なしとせず甚しきに至りては已に冷熱の度を見る能はざるの重患に陥る者なきを保せず健全にして素養ある者ならん乎決して其觀測を錯るものに非ず其之を誤る者あらば寧ろ之を怪まざるを得ざるなり

### 第十二節 非常臨時費支辨の實例

#### 第一目 英のクリミア戦争費の支辨

歐洲先進國に於ける實例も多くは誤謬に屬し時に甚しき批難を免れざるものあり然れども英國がクリミア戦争に當り遂行したる事蹟は大體の順序を履みしものと云ふを得べし當時英國財政の衝に當りし人は有名なるグラッドストーン氏にして當初は極端の租稅論を試みたり即ち當時氏はアダムスミス傳來の德義論即ち今世の費用は宜く今人の負擔に屬すべく累を後世子孫に貽す可らず後世は後世當然の負擔あり祖先失政の費用と共に其當然の費用を負擔するは子孫の堪る所に非ず後世に遺す所の者は須らく今世の餘惠たるべし苟も餘殃を残すは斷

じて不可なりとの極端なる租稅論を唱へたり

斯の如く氏は當初極端の租稅論を唱へしと雖も實際は長く租稅を以て軍費を支ふること能はず開戰以來僅かに數ヶ月にして短期の公債を起し十有二月にして長期の公債に移れり夫れ英國にしてクリミア戦争費を租稅のみを以て支ふること能はざりし實例ある以上は其他の國が租稅のみを以て巨大の非常費を支辨し能はざるは推て知るべき耳請ふ少しく之を説かん

當時歐洲大陸は蝸牛角上の争鬪を是れ事とし時局平かなるを得ず隨て國用多瑞事業盛ならざりし然るに英國は此間に乘じ殆ど世界の工業を獨占し爾來非常に發達進歩し關稅の改革内地稅の改革財政行政の整理等着々根本的完全の改革を實施して殆ど餘蘊なく事ホキソン氏に始まりグラッドストーン氏に至りて完成し西曆千八百五十年頃既に南阿戰爭以前に於けるが如き好況を呈し關稅内地稅共に大に整理せられ唯僅に舊稅率を復し又は舊稅を復すれば意の如き收入を得べく又所得稅の屈伸も十分自在なる域に達し増稅一も困難ならざる氣運に達しクリミア戦争當時に於ては英國は軍費を租稅に依頼するの最好地位に居れ

當時英國は増稅に最も好む地位に居り

り而して同國が此戰爭に出兵したる陸軍兵員は勞力市場に影響する程の多數に達せず、且つ戰地は英國を去る「八百リーグ」一「リーグ」は三哩なり、以外にありしを以て戰爭は直接商業に影響せざるのみならず、當時旭日冲天の勢を有せし佛國と同盟し土國亦裏面に握手し、剩つさへ攻撃地點は水路續きのセバストポールたりしを以て英國の如き海軍國の爲には、經濟上戰略上特に好地位に在るものとす、又露西亞の北海艦隊は全く封鎖せられ、黒海艦隊は決して英佛聯合艦隊の敵に非ざりしを以てセバストポールの港口に石を積みて其軍艦を沈没し以て防材の代用とせり、露西亞の行爲は頗る奇抜にして、陸より襲はるれば祖先の舊都なるモスコーフを焼て遁逃し、毫も惜むなく、海より襲はるるときは港口に自己の軍艦を沈没する等頗る大國の度量あり、限く事斯くの如く進むに於ても亦サイベリヤ殖民滿洲政略の如き雄大なる計畫をなし世の耳目を驚かすこと少しとせず、斯の如くして露國の黒海艦隊は全滅せられ、北海艦隊は悉皆封鎖せられ、外洋復た露艦の隻影なし、是に於て英國の商船は何等の故障なく、平時同様に四方に航海し、獨り巨利を占むるを得たり、然るに黒海を無謀に封鎖するは英國に於て一の不利あり、何ぞ哉、元

特殊の注  
意を居  
て治を忘  
れず

來英國の經濟は麥の輸入を要し其供給を露國に仰ぐ者少しとせず、倏忽に麥船をオデッサに封鎖する時は其供給を他方面に求めざるを得ざるの不便あること是なり、故に當時英國は先づ同港より麥船を出帆せしめ、然る後直に之を封鎖せり、實に老練の行爲にして、商業國の真相を寫出せるものと云ふべし、其戰爭中の行爲と雖も尙ほ經濟と相離れざるは深く驚嘆せざるを得ざるなり、彼の露の奇抜と好一對にして各其特色ある者と云ふべし

戰爭も亦他の事業の如く人心に投する者あり、投せざる者あるは勢の免れざる所なり、其民意に反する者なるときは戰費支辨の爲め租税を増徴し新税を課するは甚だ難し、之に反して其民意を得たる者なるときは稍々重斂の感ある負擔と雖も著しき苦情なく奮て投資するは古今の通例にして、是れ往々軍資を求むるの順序を誤るの一因となる、慎ますんばある可からず

今クリミア戰爭に當り英國の民情如何を見るに、該戰爭は國民殊に倫敦商人に歓迎せられたること非常にして、彼等は當初より大に納税を決心したり、其故は此戰爭の起因は一説に天主教黨と希臘教黨との間に教祖の靈場に就き葛藤を生じ

クリミア  
戰爭と東  
洋貿易と  
の關係

露佛の間に不和を生じたるにありとするも斯の如きは齊東野人の口吻に過ぎず  
 其實此戦争は露國が黒海に據りボスボラス及ダーダネルを扼して地中海に出て  
 スウエスを窺ふ間は英國の東洋貿易殊に印度の安寧上に大關係あるを以て露國  
 の企圖を押へて自國の爲め東洋への通路を確固ならしむるの趣旨に出て人心を  
 得たる此戦争の如きもの蓋し稀なり加ふるに當時の財政主任者は例のグラッド  
 ストン氏にて學識經驗徳望技倆辯舌に於て缺くる所なく實に古今屈指の名相に  
 して而かも英國財界の實況は前陳の如く夫れ佳良にして軍費支辨の爲め増税を  
 決行するには非常の好時機に際會し他國の夢にだに見る能はざるの好地位に在  
 りしものなり然るに實際尙且つ租税のみを以て之を支ふる能はず開戦數箇月に  
 して既に短期の公債に移り十有二月にして長期の公債に移れり由是觀之巨額  
 の臨時非常費は租税のみを以て之を支ふること能はざるや知るべき耳

第二目 英の南阿事件費の支辨

又近時南阿戦争及北清事件に關し英國が出費を要せしは二十二億八千九百餘  
 萬圓其六割六分五厘は之を公債に取り二割六分二厘は租税六分一厘は公債償還

南阿戦争  
 の財政成  
 績

の停止一分二厘は剩餘金より之を得増税新税及大藏省證券の發行に次ぐに短期  
 の公債を以てし長期の確定公債を最後とし順序概ね其宜きを得たり其詳細は左  
 の如し

第八表の一  
 租 税

| 税 目   | 新課税率                      | 自西曆一九〇〇至自西曆一九〇二 |         |         | 合 計     |
|-------|---------------------------|-----------------|---------|---------|---------|
|       |                           | 自西曆一九〇〇至自西曆一九〇一 | 自西曆一九〇一 | 自西曆一九〇二 |         |
| 茶 税   | 一 封度に付二片                  | 二〇、九一〇          | 一九、一七〇  | 二一、五〇〇  | 六一、五八〇  |
| 煙 草 税 | 同 四片                      | 一四、一一〇          | 一一、八五〇  | 一三、三三〇  | 八九、二九〇  |
| 酒 精 税 | 一「ギャロン」に付六片               | 二、一七〇           | 二、一四〇   | 二、一九〇   | 六、五〇〇   |
| 砂 糖 税 | 一本(凡そ十三貫六百二十<br>十匁)に付四志二片 | —               | 六三、五〇〇  | 四八、五〇〇  | 一一二、〇〇〇 |
| 石炭輸出税 | 一噸に付一志<br>(廿九年十二月に廢止せり)   | —               | 一三、〇五〇  | 二一、〇〇〇  | 三四、〇五〇  |
| 穀 物 税 | 一本に付三片乃至五片                | —               | —       | 二六、五〇〇  | 二六、五〇〇  |
| 合 計   |                           | 三七、一九〇          | 一〇九、七二〇 | 一三三、〇二〇 | 二七九、九二〇 |

| 總計      | 税 國 内     |       |   |           |        |
|---------|-----------|-------|---|-----------|--------|
|         | 印 紙 税     | 砂 糖 税 | 所 得 税   | 酒 精 税     | 麥 酒 税  |
|         | 小切手一件に付一片 |       | 同 同 同 同 同<br>西曆一九〇〇年四月片<br>一九〇〇年二月片<br>一九〇〇年二月片<br>一九〇〇年二月片<br>一九〇〇年二月片 | 一ギヤロンに付六片 | 一樽に付一志 |
| 一四〇、五五〇 |           |       | 七六、四一〇  | 九、一七〇     | 一七、七八〇 |
| 二七七、九七〇 |           |       | 一四一、三六〇   | 八、五七〇     | 一七、七三〇 |
| 三四一、七三〇 |           |       | 一七六、〇〇〇   | 八、八一〇     | 一八、〇〇〇 |
| 七六〇、二五〇 |           |       | 三九三、七七〇   | 二六、五五〇    | 五三、五一〇 |
| 四八〇、三三〇 |           |       | 一、五〇〇   | 五、〇〇〇     |        |
| 一〇三、三六〇 |           |       | 六〇〇   |           |        |
| 一六八、二六〇 |           |       |   |           |        |
| 二〇八、七一〇 |           |       |   |           |        |
| 二〇八、七一〇 |           |       |   |           |        |

第八表の二 公債募集額

| 種 類        | 摘 要                    | 募集額     | 實收額     | 償 還 期 日                    |
|------------|------------------------|---------|---------|----------------------------|
| 大藏省證券      | 西曆一八八九年の大藏證券條例に依る分     | 八〇、〇〇〇  | 八〇、〇〇〇  | 自西曆一九〇二年 至同 一九〇三年          |
| ツレシユリ、セル   | 同 一九〇〇年軍事公債條例に依る分      | 五〇、〇〇〇  | 五〇、〇〇〇  | 自西曆一九〇三年八月七日 至同 一九〇五年十二月七日 |
| 大藏短期公債     | 西曆一九〇〇年追加軍事公債條例に依る分    | 一〇〇、〇〇〇 | 九七、九〇〇  | 自西曆一九〇三年八月七日 至同 一九〇五年十二月七日 |
| エキステエカ、ボンド | 同 一九〇〇年追加軍事公債條例第二號に依る分 | 三〇、〇〇〇  | 二九、四四〇  |                            |
|            |                        | 一〇、〇〇〇  | 一〇、六八九〇 |                            |

| 軍事公債              | 確定公債             | 合 計         |
|-------------------|------------------|-------------|
| 西曆一九〇〇年軍事公債條例に依る分 | 西曆一九〇一年の公債條例に依る分 | 西曆一九〇二年議決の分 |
| 三〇〇、〇〇〇           | 六〇〇、〇〇〇          | 一、五九〇、〇〇〇   |
| 二九五、一九〇           | 五六五、五二〇          | 一、五二四、一五〇   |
| 西曆一九一〇年四月五日       | 西曆一九二三年四月五日以後    |             |

第三目 日本及佛國の例

佛國の如きは一も當然の順序に依りし例なし、顧て我國は如何と云ふに亦當然の順序を履まず、明治二十七八年戰役費用の支辨は先づ剩餘金に依り、次に國債に依り租税の如きは事後の整理の爲め始めて賦課せられ、之れに關して尙且つ多少の議論あるを免れざりしは世人の熟知する所なり、而して三十七八年の役に於ける事績は事尙ほ新にして之れを嗽々するを要せず、之を學理に照し之を事實に徴して其得失自ら明瞭なり、元來此關係に就き議會政治の遺憾とする所は開戰の事あるや直に國會を召集して租税を賦課徴收する能はざる場合ありて政府は實際上理論に遵ひ財政を施行する能はざるの事情あることは是なり、要するに實地上固なる學者論の事に害あると同じく、無學淺識の行爲も亦甚だしき禍害を及ぼすものなしとせず、故に其大體は學理に據り、執行は事情を折衷し中庸を得以て事局

佛國及我  
國も順序  
を誤まる

の宜きを制せざる可らざるなり

第四目 佛國の極端論

然るに佛蘭西の如きは國力裕にして人優に四海文化の筆頭を以て自ら任し人亦之を許すも精氣の溢るゝ所特に或は粗豪に流れ、客氣に趨せ感情に走るの弊を免れず極端より極端に馳せ、無類突飛なる論を起すの例なしとせず例へば西曆千八百七十年の戦争後五十億法の償金を拂ふことになりしに、當時議會に議論起り、衆議院議員の或る二人は、償金支拂の爲め負擔を後世に遺す可からず佛蘭西人民の財産は千億法なるを以て佛國人民に宜しく其二十分の一を出資し以て國家の災厄を救ひ併せて後世の負擔を減ずべしとの説を唱へたり。畢竟斯の如き議論は感情に訴へて一聞耳を傾くるものあるべしと雖も決して實行し得べきものに非ざるなり。今單に人民所有の財産二十分の一と云ふときは例へば二十圓の財産を所有する者は一圓を出せば足るものゝ如しと雖も、元來國民の財産は悉く現金を以て之を保有するものに非ざるは論なく、其大部分は土地、家屋、船舶器具機械の如き固定資本なるを以て其二十分の一を國家に貢獻するは實に容易のことに非ざ

佛の極端論

財産二十分の一の償金を出し得ざる不可なり

若し行はるゝとせば非常な不利なり

るなり。然るに忍て之を決行せば大に一國經濟の基礎を動搖せしめ非常の紊亂を醸すは論を竣たず強て此事を行はんと欲せば土地、家屋、船舶、機械製造所等の二十分の一を賣却せざる可らず、物件の分割し得るものは尙且つ可なるも其分割し能はざるものに至ては終に之を如何ともし難し、例へば複雑なる機械の二十分の一を割くときは餘の二十分の十九は果して何の用を然す乎要するに此の如き事行はるるに於ては現金以外の財産所有者は其二十分の一の賣手となり、若くは現金の借手となり現金所有者は現金以外の財産の買手若くは現金の貸手となり、而かも前二者は納税の必要に迫られ現金を需要する最も多きに反し、後二者は購買若くは貸付の必要なく兩者の間に需給の關係初めより自然の一致なく金利非常に暴騰し大に前二者の不利となるは多辯を要せずして明かなり。若し然らざるも個人の信用は國の信用の如く厚からざるに人爲を以て個人に現金の需要を起さしむる時は其の不利一層多かるべきは分明なり、故に此の如き事を爲さず前に國をして負債を起さしめ、人民は後に徐ろに租税を支拂ひ以て其元利を仕拂ふを得策とす。此説の不可行なるは前陳の如くなるを以て感情鋭敏の佛蘭西人も幸に之を

排斥し採用せずして止めり

凡そ臨時非常の費用を支辨する爲に人民の財産に重税を課するの不可なるはか  
 已に論ずる所の如し、而して其不可なるは當に税額巨大にして到底堪へ得べきに  
 非ざるのみならず其根底に於て非常なる不公平の存するにあり今前記の説の如  
 きは素より實行し得べきに非ずと雖も、假りに數歩を譲り之を行ふものとなし若  
 し財産家のみ課税し労働収入に課税せざるときは後者は全く負擔を免れ甚し  
 き不公平を生ずべし凡そ天下の事單に公平のみを以て推す時は理論は可なるも  
 實際上却て不公平を生じ事實上不利の結果を生ずることなしとせざるも人爲を  
 以て當初より殊更に一大不公平を作爲するが如きは最も避けざる可らず、事に害  
 なき限りは固より公平を求めざる可らず、況哉租税の賦課徴收は表面上如何に公  
 平なるも實際に於ては多少の不公平を免れざるものなるに於てをや、輓近佛國人  
 民の歳入はポリュエー氏の調査に據れば一ヶ年凡そ二百五十億法にして其五分の  
 三は勞力より生ずる者にして財産より生ずるものに非らず、故に前陳の如き方法  
 に據り財産の幾分を徴するとせば此巨額なる勞力より生ずる収入の如きは全く

重き財産  
 税は非常  
 なる不公  
 平を生ず

變通其宜  
 きを制す  
 るの必要

租税の負擔を免るべし、是れ大なる不公平と云はずして何ぞや、既に第三編に於て  
 述べたる如く財産収入の如き既成財源より生ずる収入と、勞力収入の如き身體を  
 本元とする収入の間に經重あるは當然たりと雖も同じく國民の義務たる租税に  
 して前者は其全額を負擔し後者は全く之を免るゝは初めより不公平を期したる  
 行爲にして理世の道に背くものと云はざるを得ず、巨大なる臨時費支拂の爲め租  
 税を以て始終するは無謀の極なりと雖も、亦始めより正に力むべきを力めず直に  
 後世子孫に累を遺すが如き行爲に出るは慮の足らざるものと云はざるを得ず、畢  
 竟天下の事物は自から争ふ可らざるの規矩準繩の存するあり然れども又畫一不  
 動なる能はず、多少の折衷は時に或は免れ能はざる所なり、然りと雖も全然軌道外  
 に進行するは到底爲し得べきものに非ず、假令軌道の中心に依らざるも必ずや其  
 左右に接して進行せざればある可らざるは猶ほ日月が四季の別に由り正東正西  
 より多少左右に偏して出沒し、星宿皆之に従ひ多少其位を異にするが如し、然れど  
 も其位置の關係は開關以來決して其順を亂すことなく、殊に北辰の如き常に其位  
 を保ち衆星をして其趣く所を知らしむ大體の現象正に然らざるを得ざるなり、只



時に或は流星ありて普通の軌道を脱するも天道之を問はず、人道亦然り大勢已むを得ざる所のものありて時に軌道外の軌道を取る又豈に已むことを得ざる所のものなしとせんや、天象已に然り人間の學術應用に於て亦大に然らざるを得ざるものあり、砲術を以て之を例せば苟も彈路の測定に誤りなくんば百發百中は其期する所なり、然りと雖も氣壓、風力等の外勢亦以て大に命中に關係なきを得ず、豈に折衷變通の道なからんや、天下の事情然り大體を踏て而かも周圍の情況に注意せざれば意外の誤謬を生ずるは必然の勢なり故に臨時費支辨も亦當然の順序を履まざる可からず、其大體に於ては學術の指導を守るを便とする知るべき耳

### 第五目 西曆千九百四五年の露國の戰時財政

#### 一 初年の情況

抑々戰爭の初年なる西曆千九百四年の露國歲計豫算は經常歲出十九億六千六百五十萬留、臨時歲出二億千二百二十萬留、是れは始と専ら鐵道事業に使用せられたるものなり、合計二十一億七千八百七十萬留にして内十九億八千二百九十萬留は經常歲入及帝國銀行に於ける永久据置預金よりの收入に依り、一億九千五百八

十萬留の不足額は國庫の自由資金に依り支辨すべきものとせり、其所謂國庫の自由資金後ちに説く所あるべしは同年の初に於て三億千二百萬留なりしが此支出に依り約一億千六百萬留に減少すべきものなり、而して國債は年始に於て既に十六億三千萬留に達せり、又帝國銀行及國庫金在高は西曆千九百三年の終に於て十億五千八百萬留にして帝國銀行は舊曆千九百四年一月一日、十四日に於て金七億三千九十萬留及外國爲替一億六千九百七十萬を有し、紙幣發行高は五億七千八百七十萬留なりき

#### 二 臨時費支辨の方法順序

然るに露國政府は軍事費の爲め特別の豫算を調製せず、又西曆千九百四年の豫算にも軍事費を追加せず、戰爭中編製したる同千九百五年の豫算にも亦之が財源を計上せず、戰爭に關する豫算は同千八百九十年二月二十六日の法律に據て取扱はれたり、元來諸法律は戰時に於て緩製すべき經常豫算は前年度豫算の基礎たりし現役總數を標準とし、軍隊經費を計算すべくして、動員部隊の經費及其他戰爭狀態に基困する一切の經費は臨時豫算外の費途に依り支辨すべきものと現定せり、

軍費支出  
に關する  
特設委員

是れ露の慣用手段にして露土戦争の際にも之と類似の方法を採用したり而して戦時経費の配賦は前記法律の規程に基き一般の規則に據り帝國參議院の審査を経ず帝國參議院財政部長を首席とし陸軍大臣、大藏大臣、帝國會計検査院長及海軍大臣代理者を以て構成する所の特設委員會の決議に依り勅裁を経て之を執行するものとし、戦時民政部に對する臨時費例は鐵道輸送力増加補助、召集豫後備下士卒家族救援等配賦に關する審査も諸委員會の掌理に屬せり、而して其財源は當初専ら國庫の自由資金と經費の節減とに依るものとし、削減の總額一億三千四百四十萬留に達せり、内前年度より既に支出し始めたる費目に關するもの千八百九十萬留、西曆千九百四年度の豫算に關するもの一億千五百五十萬留にして鐵道敷設に關するもの最も多く其高五千五百萬留に達し、其改良營業資本の増加、客車調辨等の豫算に於て二千萬留を削減し、河川商港軍港及道路築造の經費に於て二千七百萬留酒精專賣の經費に於て千四百四十萬留を減少し、殘額約千八百萬留は家屋の築造及購入の貸下金及補給金等各種の基金間に分配して之を削減し、小計約六千萬留は經常歳出に屬し、約五千五百五十萬留は臨時歳出に屬し、削減總額は總豫

經費節減  
と豫算の  
修正

算に對し五歩三厘にして經常歳出の三步、臨時歳出の二割六歩に相當せり、斯の如く削減を爲したる後臨時豫算中よりサイベリヤ鐵道の運輸費の爲め二百八十萬留を經常豫算に移用し豫算を修正し、西曆千九百四年度の經常歳出は十九億九百二十萬留、臨時歳出は一億五千五百九十萬留、歳出總計二十億六千三百十萬留となれり、然るに之を西曆千九百三年の豫算に比し經常歳出は尙ほ二千九百萬留の増加を示せり

右の外皇室費に於て百萬留を減じ國費中二百九十萬留を皇族會計部の負擔に移し、前年度繰入千萬留を編入し以て國庫の自由資金の減少を防ぎ其高を一億四千八百三十萬留に喰ひ留めたり、是れ露國の慣手段にして西曆千八百二十二年に於ても總て公共の土木事業及び私人に對する資金は之を中止し、クリミア戦争、土耳其戦争及西曆千九百年北清事件の際にも豫算の削減を執行せり

斯の如く修正し西曆千九百四年度の豫算を執行せしに幸にして前年度即ち同千九百三年度に於て多額の剩餘金を生じ四年度に於ては自由資金より軍費の爲め支出したる者四千七百五十萬留に止まり、平事豫算の爲め自由資金より六千七

百萬留を支出し、精算に至り、戦争の爲に使用し得べき國庫の資金は三億千四百萬留となれり。

### 三 戦費の推算

右の金額は決して小額に非ざるも戦争にして永く繼續せば到底不足を生ぜざるを得ず、而して當時戦費の推算は甚だ區々にして或は一日陸軍百萬留、海軍五十萬留を要し一箇月軍費少くとも六千萬留を要すべしと推算し或は一箇月八千萬留乃至一億留と計算し或は戦闘の開始より其年四月五日までに既に九千二百五十萬留を要し、六月までの所要額は二億留と計算し其真相を得難しと雖も、初年即ち西曆千九百四年に於て平均一箇月五六十萬留と見て大差なかるべし起債の要あるは必然の勢なり。

### 四 内國市場の情况

然るに露國は當時西曆千九百年乃至二年に於ける恐慌の傷痕尙ほ癒へず加ふるに戦争の自然の結果として市場は多大の困難を來し開戦初期に於て從來外國に在りたる巨額の露國有價證券は露國に逆輸入せられ内債を起すに便ならず、又

内國市場  
の情况

巴里市場  
の情况

軍費の少からざる部分即ち船舶食糧品及各種軍需品の仕拂は外國に於て行はれざる可らず戦争に伴ふて外國支拂一層の増加を來し陸軍の食糧及馬匹の非常なる需用は是等の輸出を制限するの必要を生ずると同時に軍需品の需用は輸入を増加し金貨流出の必要を生じ金貨本位の維持困難となり帝國銀行及國庫は市場に向つて外國爲替の賣出を努めざる可らざる窮局に達せり、然るに此賣出しの自然の結果は對外貸方の減少を來たさざるを得ず實際帝國銀行の外國爲替及對外貸方の在高は舊曆千九百四年一月一日(十四日)の一億六千九百十萬留より五月十六日(二十九日)の三千九百九十萬留に減少せり是に於て露國政府は従前の關係より果然巴里に於て公債の募集を試みたり、當時佛國は南阿戦争以降英國に向つて融通し來りたる短期の資金一時は四千萬磅即ち約四億留に達したりと云ふを回收し加ふるに合衆國よりパナマ運河に對する償却金約二億法を受け金貨流入頗る多く金融随つて緩漫なるにも拘はらず戦争其他露國に不利なる事項は露國の募債に應ずる條件をして著しく困難ならしめたり、則ち前年に於ては露國四歩利公債の相場は巴里市場に於て略々額面を保ち且つ一億七千三百萬法の露國四歩

利付鐵道債券は額面にて發行せられたるに拘はず四歩利付公債の相場は開戦後忽ちにして九十六に續いて四月末には約九十二に下落したり然りと雖も軍要供給は公債の募集を要し露國政府は四月に至り巴里に於て公債募集の協議を開始し佛國銀行組合に向ひ事情已むを得ざる利率を承諾し且つ此公債の發賣に伴ふ危険を償ふに足るべき條件をも併せて之れを承諾せり之れを第一回外債募集とす

五 第一回公債募集

此新公債は總額三億留即ち約八億法にして其額面は百八十七留五十哥即ち五百法及千八百七十五留即ち五千法の二種にして拂込は三回同額にして期限は西曆千九百四年五月及九月及同千九百五年一月とす而して利子は一箇年五歩にして舊曆千九百四年五月一日(十四日)より之を付し毎半期に之を仕拂ひ元金は舊曆千九百九年五月一日(十四日)に之を償還し之より以前に解約することなし利子及元金は一切露國の租税を免除せらるゝものとし尙ほ一二の特權を賦與せられ政府との物品供給契約及消費税關稅の保證として九割五歩以上の相場にて採納せ

公債に關する諸條件

らるべきものとす而して其取有者は西曆千九百九年此公債償還の爲め募集すべき長期の公債に就ては勿論舊曆同年五月一日(十四日)までに佛國に於て發行せらるゝことあるべき總ての露國公債に就て優先權を有するものとす

應募者及發行價格

此公債の應募者は巴里及和蘭銀行里昂及「ホツチングゲール、エー、コンパニー」銀行の組織せし「シンジケート」にして當初は募集額の一半即ち四億法は確實に之を引受けたり而して其公衆に提供せられたる相場は九割九歩にして「シンジケート」に参加したる銀行は九割七歩五厘にして公債を引受け露國政府は同時に二歩の發行手数料を下付したるを以て結局露國政府の手取金は九割五分五厘にして之が爲め露國々債は約四分五厘を増加し國債費に一ヶ年千五百萬留を加へたり

六 第二回募集

第二回は内債を試みたり即ち露國政府は八月に於て内債の募集に著手し舊曆千九百四年七月三十日(八月十二日)の勅令を以て毎號二千五百萬留より成る六號までの國庫證券即ち總額一億五千萬留の證券を發行したり此證券は流通證券の性質を帯び短期にして國庫及帝國銀行は額面にて支拂の爲め受取るの義務を有

新債券の特質

し、保證金政府への貨物納入又は請負事業の保證並に其他一般に政府との契約上の擔保として額面にて受領すべきものなり。元來露國政府は西曆千九百二年以來國債證券一億五十萬留を流通し三分利を付し來りしが、新に發行したる一億五千萬留の證券には三分六厘の利子を付し、期限を四ヶ年とし利子は所得税を免除せられ額面金額は從來百留なりしに新證券は之を五十留とし以て流通の擴張を圖れり。而して今回は從來の慣例たる満期後償還延期の權利を留保することを止めたり。又從來國庫證券は帝國銀行の支店及地方支金庫に依り自由賣買の方法に依り發賣せらるゝを常とし國庫及銀行に於て額面にて受理せられ私人間に於ても諸般の仕拂の爲め受拂せられ頗る圓滿に流通せり。然るに今回は一億留までは露都に於ける銀行「シンジケート」の引受くる所と爲り、慣例に依り自由賣買に依り賣捌かれたる高は殘額五千萬留に止まれり。

七 第二年々初的情況

此發行を加へ露國政府が年始以來戰爭の爲め有する資金は七千五千萬留に達せしと雖も、戰局の進むに隨ひ巨額の支出を要し西曆千九百五年の始に於ては戰

争の爲め使用し當べき資金は左の如き状態を示せり

一 國庫の自由資金

一一九

一 内西曆千九百五年度普通豫算への繰入

一五

一 差引自由資金殘額

一〇四

一 外に西曆千九百四年度豫算配賦額中未支出分

一四一

西曆千九百五年度始軍資金總額

二四五

依て今西曆千九百五年の一箇月の軍費を八千萬乃至九千萬留と推算するときは二箇月半乃至三箇月分の費用に相當す。當時戰雲漠々東天を覆ひ何れの日か兵馬を收むるを期する能はず、内外の市場國債の募集に利あらず然りと雖も中央銀行の正貨準備は固より擅ひまゝに之を使用す可らず終に勞民を驅りて増税を課するの已を得ざるに至れり。

八 増税

元來臨時費支辨の順序は次章に示すが如く公債に先んずるに租税を以てするを當然と爲すと雖も露民の困弊増税に堪ゆべくもあらず、政府も是に見る所あり

て西曆千九百四年に於ては皇太子誕生の際多額の租税滞納額及年賦償還金を免除し、偶々同年の決定に係り其結果が翌年即ち五年度の豫算に於て顯はれたる増収は營業税及市街宅地税の増徴にして各三百萬留の増収を見込み市外附近の鐵道に於ける或貨物運賃及乗客の賃錢率を増加し以て六百萬留の増加を圖りたるに止まり成るべく租税の増加を避けたり、是れ普通の順序に反すと雖も露國の情況又以て慮らざればある可らず、然れども大勢の趨く所終に支へず増税を執行し千八百萬留乃至二千萬留を得るを期せり其項目左の如し

- 一 官吏俸給控除金の増加
- 一 相續税及贈與税の増加
- 一 麥酒、酒母、燐寸消費税の増加
- 一 燃料用油税の増加
- 一 塗料用石腦油税の施行

其他西曆千九百五年の初めより酒類專賣代價を引上げ一箇年二千六百萬留の收入増加を期し、最後に印紙税及或る種の貨物運賃の増加を豫告し八百五十萬留の

收入増加を期せり

以上の増加に前年度に於て著手したる增收千二百萬留を加ふるときは收入の増加は約六千五百萬留に達す、然れども是等の増加額は第一次に國債費支辨の爲に充當せらるべきものにして直接軍費に使用せられ露國大藏大臣の處分に屬する軍資金に加算せられず、然れども限りあるの民財を徴し限りなきの軍費を充たす能はず、西曆千九百五年に於ても軍費の爲め尙ほ新公債の募集を要し再び外債の募集に著手せり、之を當時久しく豫期せられたる伯林募債とす

### 九 第三回募集

新債の發行價格は九割五分にして利子は四歩五厘なり、此公債の引受者は露國の二三の大銀行及アムステルダム銀行の参加したる獨逸銀行組合にして獨逸方に於ては、メンデルソン銀行、ブライヒリヨードル銀行、ジスコント會社及伯林商業銀行より成立したり、而して公債の額面金額は獨逸帝國の馬の外和蘭の、グルデン及英の磅を以て之を定め發行總額は五億馬則ち二億三千五百五十萬留とし、其内三億二千四百萬馬約一億五千萬留は先づ獨逸露西亞及和蘭に於て公に之を募集し

殘額は當事者間に於て引受けたるの成績あり

曩に西曆千九百四年五月巴里に於て募集したる公債は短期國庫債券の形式に依りしと雖も今回は債額既に巨大なるを以て之を確定公債と爲せり然れども尙ほ市場の便宜に應ぜんとし第一次には据置年限を六箇年とし之を經過したる後(西曆千九百十一年一月一日)第二次には九箇年を經過したる後西曆千九百十四年一月一日)解約を申込む權利を有し其申込後半箇年を經過したる後は西曆千九百十一年七月一日又は同千九百十四年七月一日)額面の金額を償還するものとす之に反して露國政府自身は西曆千九百十六年末まで償還及借換の權利を拋棄した

伯林公債  
の條件

政府が解約又は借換を行はざる場合に於て持主が解約せざる公債の殘額は西曆千九百十六年以降償還すべきものとし而して其年額は百分の〇・二二七にして計算表に據る償還は西曆千九百八十五年までとす

是を以て公債の買主は二重の利益を有し六箇年の後は額面以下にて應募したる公債の代價を額面にて償還せられ又は十二箇年間四歩五厘なる比較的高利を收むることを得べし換言すれば該公債は持主に短期國庫債券と確定公債との利益を併せて附與したるものなり又募集者の側より之を見れば露國は其財政の情況公債の相場額面以上を保有するまで改善するに非ざれば六箇年後の解約申込を受くることなかるべく之に反して十二箇年間は市場の情之を許すも比較的高利を拂ふの已むを得ざることを覺悟せざる可らず露國政府は如上の讓歩を爲し以て一面には新公債の發行價格を高からしめ且つ應募の好況を保ち他の一面には確定公債相場下落を防止せんことを圖りたるものゝ如し其方法頗る繁冗なりと雖も露當局の苦心以て見るべきなり右の外此公債の持主は西曆千九百四年の國庫債券の持主と略々同一の權利を享有せり即ち此公債は元利共一切の租税を免除せられ且つ國家に對する一切の供給契約及び消費關稅の擔保として受理せらるべきものとせり此公債の發賣額は前記の如く一億五千萬留にして發行價格九割五厘手数料若干を差引き手取金一億三千五百萬留を得たり

#### 十 第四回募集

然れども是れ軍費の巨額なるに對しては假令殘額八千萬留の收入を得ると雖

も尙ほ九牛の一毛たるに過ぎざるを以て露國政府は更に佛國に向て種々交渉を重ねしと雖も協商終に調はず再び内國市場に依頼するの已を得ざるに至り總額二億留の五歩利付内國債を募集し例に依り租税を免除せり此公債は西曆千九百十七年まで之を据置き償還は四十九年以内之を行ふものとし内一億留は露國の大銀行確實に之を引き受け五千萬留に就ては採否權を留保し、殘額五千萬留は貯蓄金庫に於て之を引受けたり、後ち銀行は實際採否權を五千萬留に増加し之を履行し、貯蓄金庫の應募は四千五百萬留に減少せり此公債の發行價格は九十六にして引受價格は九十四とす、當時露國の機關新聞は極力應募をして好況を得さしめんとし大に努め敵國なる我日本の内債募集の成功までも之を鼓吹し資本家を慫慂して獨り其個人的金錢上の利益を得るのみならず非常なる應募の數に依て愛國的一大示威運動を催すべきことを以てせり、然れども應募の結果は終に發表せられざりき

## 十一 第五回募集

此公債も僅々二箇月の軍費を支辨するに足るのみにして更に軍資金調達の道

募集の困難

を講究せざるを得ず然るに内外の市場益々公債の募集に便ならず已を得ず此危機に際し九箇月期の五歩利付國庫手形總計二億留を發行し内五千萬留は露國銀行之を引受け一億五千萬留は曩に第二回外國公債を引受けたる獨逸の銀行組合に交付せられ引受銀行は五歩の割引の外一步の手續料を得たり故に該資金調達の爲め露國は一箇年六歩六厘の利子を負擔するものなり

此借入は純收入は約一億九千萬留に達し露國政府は西曆千九百六年二月には該國庫手形を償還せざるを得ず當時の窮情尙之を敢てす當局の苦心惟るべき耳然りと雖も計數は苟も暇さす九を以て十と爲す可らず阿菊の幽靈尙ほ哭す矧や生靈の平且つ凡なるに於てをや、終に如何とも爲すを得ず國庫の預金一旦舊曆三月一日(十四日)の二千五百九十萬留より同四月一日(十四日)の一億六千二百二十萬留に増加したるも翌月は漸次減少し終に銀行は却て政府へ六百八十萬留の貸上を爲すに至れり

## 十二 西曆千九百五年の精算報告

然れども舊曆八月一日(十四日)の報告に據れば國庫の預金再び七千二百七十萬



留に達せり、去れど九月下旬に發表せられたる露國大藏省の西曆千九百五年の最初五箇月間に對する精算報告は露國戰時財政の狀況が八月に至り新公債の募集を必要と爲したるを窺ふに足るものあり、即ち西曆千九百五年一月乃至五月の精算報告は左の如し

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 經常歲入 | 七八七・七 <small>百万</small> |
| 臨時歲入 | 四四五・九                   |
| 歲入合計 | 一、二三三・六                 |
| 經常歲出 | 七八六・〇                   |
| 臨時歲出 | 四五四・九                   |
| 歲出合計 | 一、二四〇・九                 |

由是觀之西曆千九百五年の最初の五箇月間に於ける歲入不足は七百三十萬留にして年初に存在したる自由資金一億千九百萬留は五月の初旬に至り約一億千二百萬留に減少したる計算なり

十三 第六回募集及全軀の概要

然れども右精算報告の臨時歲入には柏林募債及内債金の全部を算入せず前者の手形金二億九百五十萬留中先づ一億千五十萬留を收入し尙ほ九千九百萬留を殘し、後者の收入も尙ほ約四千八百萬留を餘せしを以て是等の殘金に六月一日の自由資金一億千二百萬留を加ふれば結局露國政府は西曆千九百五年六月一日以降合計凡そ二億六千萬留即ち約三箇月間の軍費を支辨するに足る資金を有せり然れども固より之を以て満足する能はず露國政府は同年舊曆七月二十五日八月五日二億留の内債募集の件を決定し五歩利付にして且つ永久に所得税を免除すべきものとし償還期限は四十八箇年にして西曆千九百十七年三月一日までは豫定の償還率を高むることなく、且つ解約若くは利子の輕減を行ふこと無しと定めたり、然るに今回の募集は頗る困難にして半額を貯蓄金庫に分配し中央銀行も亦五千萬留を引受け其他の露國大銀行は僅に五千萬留を引受け公衆は全然應募を見合せたり銀行及貯蓄金庫の引受價格は九割五歩にして賣買相場は九割六歩五厘と定め八月に成立したる公債に對し利子は遡りて三月一日より之を付するものとし、別に手数料を付せず露國政府が戰役の爲め發行したる内外公債の實況凡

公衆の應募なし

その斯の如し今便宜を爲め其概要を表出せば左の如し

九表

甲外債

| 券面額                                 | 手取金    | 現實の利子  |                |
|-------------------------------------|--------|--------|----------------|
|                                     |        | 應募者    | 國家             |
| 五歩利付國庫債券<br>(西曆千九百四年五月巴里發行)         | 三〇〇・〇〇 | 二八二・〇〇 | 五・二五           |
| 四歩五厘付公債<br>(西曆千九百五年一月伯林及アムステルダム發行)  | 二二二・一五 | 二〇九・五  | (一)五・二二<br>五・八 |
| 五歩利付國庫手形<br>(西曆千九百五年五月額面二億留發行内外國募集) | 一五〇・〇  | 一四二・九  | 六・六            |
| 合計                                  | 六八一・五  | 六三四・四  | 六・六            |
| 乙内債                                 |        |        |                |
| 三歩六厘付國庫證券<br>(西曆千九百四年八月發行)          |        |        |                |

五歩利内債 一五〇・〇 一五〇・〇 三・六 三・六  
 (西曆千九百五年三月發行)

五歩利付國庫手形 二〇〇・〇 一八八・〇 五・五 五・八五  
 (西曆千九百五年五月額面二億留發行内外國募集)

五歩利付内債 五〇・〇 四七・六 六・六 六・六  
 (西曆千九百五年八月發行)

合計 六〇〇・〇 五七五・六  
 總計 一、二八二・五 一、二二〇・〇

(一)右は十二箇年後左は六箇年後の償還を標準とす  
 (二)西曆千九百十七年の償還を標準とす

十四 經濟上の影響

三十七八年の役露國戰時財政の外形斯の如し然るに戰役中紙幣發行高の増加殆と倍加し西曆千九百四年一月十四日には其高五億七千八百餘萬留なりしに其

第一章 豫算の編制及執行 第十二節 非常臨時費支辨の實例 第五目 西曆千九百四年の露國の戰時財政 三三

後ち漸次増加し同千九百五年九月十四日は十億三千八百萬留、同十月十四日には更に増加して十億九千五百六十萬留となれり、然るに割引貸付の高は同時に四億七千二百餘萬留より漸次減少し西曆千九百五年四月十四日には約三億五千八百萬留となり、爾後少しく増加せしと雖も同十月十四日には三億九千百萬留にして戰役前より著しき減少を示せり、抑々中央銀行紙幣發行は内外貿易の疏通市場の調和の爲めならざるを得ず、然るに其増加と共に割引貸付の減少を示すは頗る異狀を呈するものと云はざるを得ず、其間豈に個中の消息なしとせざるを得ん哉、之を辯ずる者は曰く其差は多く之を金購入の爲に用ひたりと然れども此間金準備の増加は一億六千五十萬留に過ぎず何ぞ其の差違の大なる紙幣發行の増加は第四回以下國債募集に於て中央銀行の國家に貢獻するの結果たるを想見せずんばある可らず、其勞蓋し鮮少に非ざるべし

### 第十三節 國家の費用に關する發言權

#### 及請願の提出

#### 第一目 法規の關係

豫算の可分不可分、科目の分合、補助費、繼續費等に就ては粗々之を論究せり、故に今一步を進めて豫算編製權の所在及國家の費用に關する事件に付き發言權の事を論究せんとす、抑々豫算の編製は諸般の關係上行政部に屬するを便とす故に帝國憲法は、其第三十八條を以て

兩院は政府の提出する法律を議決し及各々法律案を提出することを得  
と規定すと雖も、豫算案を提出することを得ると規定せず、我憲法は豫算非法律主義を採る、而して其第六十四條には

國家の歲入歲出は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經べし  
と規定し、第六十五條には

豫算は前に衆議院に提出すべし  
と規定す、既に之を提出し之が協賛を經べきものとせば其編製は議會外にある哉疑を容れず、蓋し豫算編製の任に當る者は常設にして一般財務の情況を達觀し、諸般の材料を集收する機能をも有する者たらざるを得ず、斯の如き機能をも有する者は

憲法會計  
及會議  
法規の  
關係

勢ひ行政部以外に之を求むるを得ず。是に於てや會計法は之を憲法に受け其第五條に

歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すべしと規定し、更に第六條第二項を以て

總豫算には帝國議會の參考の爲に左の文章を添付すべしと規定し、其文章を列記す、會計規則復た之を受け其第四條に

大藏大臣は歳入歳出の景況を調査し各省の豫定經費要求書に基き歳入歳出總豫算を調製すべし

と規定し、其第二項を以て總豫算の首めに歳計全躰に關する説明を付するとを命ず而して其第五、六、七條に編製の方法及科目區分の事を規定す

斯の如く豫算の編製は帝國憲法之を議會外に求め會計法及會計規則は行政部に於て之を編製するとを確定し議會は決議機關として其可否を決議す然りと雖も款項に就て廢除削減を爲すは帝國憲法第六十七條の裏面に於て明かに之を見るを得べし、則ち同條には

憲法上の大權に基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出は政府の同意なくして帝國議會之を廢除し或は削減するとを得ずと規定す、故に其他の費目は議會は其權能を以て之を廢除削減することを得るは明かなり、而して前記第六十七條の費目と雖も其廢除削減を議決するは固より差支へなく、只政府の同意を得ざれば之に効力を生ぜざる耳

## 第二目 行政政府は豫算の編製に適す

由是觀之帝國議會には修正權ありて編製權なきは明瞭なり是れ事物の關係上當然の事に屬し固より間然する所なし、抑々豫算は其關する所至大至廣其編製の如きは常設にして執行の責に任じ達觀の便宜を有する者にずんば得て爲し得べきの業に非るなり議會の如きは費用の使給者にして其許否を決するの最好機關なりと雖も其素質固より豫算執行の任に當るを得ず、夫れ豫算の編製執行は費用の需用を意味し可否修正は其供給を意味す、今其供給者たる議會にして需用者の地位に立つは根底に於て既に誤れり焉、其末を全ふするを得ん、然るに北米合衆國の如きは議會の豫算委員會編製に従事す、而して佛國に於ては豫算委員の權

力過大なり我國に於ては幸に憲法、會計法、會計規則等其選を誤らず其間の聯絡靈妙にして間然する所なし實に國家の慶事と云はざるを得ず然りと雖も實際の運用に至りては大に遺憾なき能はず元來我憲法は法律提出の發議に付て何等の制限を加ふるなし故に國法は豫算の編製を行政部に委するも議會は或は事實を誤認し或は事情に驅られ豫算に於て爲し能はざる所のものと雖も枉げて法律を以て之を爲さんとし或は費用支出に關する法律を議決し或は某の事業の爲め政府は永久若くは若干年間若干圓又は若干圓乃至若干圓を支出す可しとの法律を議定することなきを保せず而して憲法第三十八條は前記の如く無條件に法律の發案權を兩院に付與す故に事情の如何に依りては憲法上豫算編製權の爲に妨げられ素志を達する能はざるものあれば翻て法案提出の權利を濫用し其目的を達せんとする弊なしとせず斯の如きは固より權利の濫用と云つ可し豈に慎まざる可ん哉

議決權の濫用は恐るべし

第三目 内外の事例

我國の議會は一面に於ては當初より一の好慣習を養ひ豫算編製權を争ふが如

我國の例

きことなく編製に變動を及す如き修正を爲んとするときは政府と交渉を重ね豫め其同意を得政府の修正として穩便に事を決したる例少からず然れども又一面に於ては法律の發議權に據り學理上不可准にして事實上不可能の案を提出したるの例なきに非ず憲政の美果實に争ふ可らざるものあると同時に斯の如きは又其餘弊と云つべし夫れ佛國は理論に馳するを以て名あり憲政に伴ふ所の弊習輒近其頂上に達し彼のゾレフユース事件の如きは大に世人の注意を惹き所謂極まれば必ず變ずるの譬に漏れず西曆千九百年三月佛國代議院は其議院規則第五十一條を

佛國

豫算法に付ては歳出を増加することを目的とする修正又は追加條項は其修正又は追加條項に關係ある各款に關する報告の配賦ありてより後開く所の三回目の本會の後之を提出するを得ず

と改正せり議院が經費を増加するの弊最も大なる佛國に於て已に此の改正あり大に鑑みざるを得ざるなり佛國が積弊に堪へず此改正を爲したるは蓋し諾威瑞典の憲法に

諾威、瑞典

フ  
ヒ  
ン  
ラ  
ン  
ド

經費に關する發議は君主と議院とに存すと雖も議院に於ては其開會より十日間の外は之を行ふことを得ずとの規定あると又フヒンランドに於て之を十五日間に限るの例に則りたるもの如し

英國

今單に純理より之を見れば斯の如き制限を設くるは或は退歩の感なきを得ずと雖も實際の必要は一片の純理に妨げらるゝを得ず終に此反動を見るに至れり英國に於ては西曆千七百六年以來下院規則中に議院は皇帝の要求に依るものゝ外經費に關する建議は總て之を受理せざるべく又歳出を増加し若くは國庫の負擔を生ずべき動議は總て之を院議に付せざるべし

との條文常に存在して大に歳計の膨脹を防禦せり然れども議會は尙ほ之を以て満足せず西曆千八百六十六年更に

議院は皇帝の要求外に公務に關する定額を設くることを目的とする發議を認許せざるべく又國庫の負擔となるべき經費に關する動議は總て之を議院に付

せざるべし

との決議をなし愈々皇帝は之を請求し議會は之を許否すとの主義を明確にせり又ウルテムボルグに於ては其憲法第一百七十二條に

租税の創設、起債、豫算の編製又は豫算外に歳出定額を設くる事に關する法律の發議權は國王に專屬し、議院は政府の定めたる豫算科目の金額を増加するを得ず

と規定し憲法上議院の發議に一層重大なる制限を加へたり

又米國に於ては近年私事若くは地方的議案の通過を議院に向て運動するの弊益々甚しく立法上に恐るべき弊害を及ぼすに至りたるを以て、西曆千八百七十年頃より以來合衆國の諸州に於て其の憲法を以て私人若くは地方の利益を目的とする特別の法律を議決することを禁止したるもの尠からず今試に紐育州に於て定めたる右禁令の規定を擧ぐれば左の如し

限定的禁  
令

米國

一 人名の變更

一 道路及小逕の築造切開又は廢止

第一章 豫算の編製及執行 第十三節 國家の費用に關する發言權及請願の提出 第三目 内外 一四

- 一 沼澤及其他低地の排水
  - 一 民刑事出訴地の變更に關する規程
  - 一 村落の合併
  - 一 諸監督委員の選舉に關する規程
  - 一 大小陪審官の選舉、抽籤召集及氏名登録に關する規程
  - 一 金利の制限
  - 一 議員選舉場の開始選舉執行手續及選舉場の指定
  - 一 公吏に其在職中俸給或は手當金を給し又は其既に支給を受くる俸給若くは手當金を増減する件
  - 一 會社、組合又は個人に鐵道敷設權を與ふる件
  - 一 會社、組合又は個人に其專有に屬する特典特權又は特許を與ふる件
  - 一 ウォートルフォールドの下方に當るハツソン河イースト河又は紐育州疆界の一部を形成する水上以外に於て水運會社の設立を許可する件
- 等是なり而して立法院は以上列擧せる事項其他一般の法律を以て規定すべきも

のと判定する事項に關しては、州民全體に及ぼす可き一般の法律を以て之を規定すべきものとし市街鐵道の敷設及び營業は先づ其線路區域内に於て總價額の半額に當る不動産を所有する者の承諾と其鐵道を敷設せんとする市街又は道路に對して監督權を有する地方廳との同意を得るに非ざれば法律上之を許可するを得ず而して市街鐵道發起者に於て右不動産所有者の同意を得難き場合に於ては、鐵道敷設地所在の高等法院に於て普通の開廷期間内該發起者の請求により三名の委員を任命して關係者双方の意見と質し鐵道布設の當否を決定せしむべきものとし、該委員の決定を高等法院に於て確認するときは其決定は不動産所有者の同意に代ふることを得、以下省畧するものとせり

費用に關する議院の發議權は目下世界の大部分に屬し多少の制限を要するは殆ど一定の説なり而して其最も自由なりし佛國に於ては現に反動的現象の顯出せしは既論の如く、本問題の學理上、實驗上大に研究を要する哉疑を容れざるなり

**第四目 權利の執行は慎重なるを要す**

豫算の修正と編製とは其素質に於て大なる差ありと雖も實際に於て相去るこ

修正と編製とは混同し易し

第一章 豫算の編製及執行 第十三節 國家の費用に關する發言權及請願の提出 第四目 權利 一四

と違からず、則ち其廢除、削減は形式に於て修正なりと雖も、若し歳入に増加なくして費用を増加せん乎或方面に於て費用を減ぜざるを得ず、然らば即ち名を修正に藉ると雖も其實態は編製なり。我國憲法の運用は此點に於て間然する所なく、政府議會未だ會て其分界を誤りしことなしと雖も、法律の發議權に據り費用の支出を決定し、一面に於ては財政の屈伸を妨げ、一面に於ては議會自身の決議權を傷くることなしとせず、彼の古社寺保存法の如き其好例とす。元來斯の如きは國家の選擇事業に屬し、國事多端費用足らざるときは、大に之を收縮し、或は其費用の支出を停止全廢するの必要なしとせず、然れども國情靜謐歳入豊富なるときは、之を擴張するも妨げなし、國事の繁閑財政の緩急に拘はらず、永久の法律を以て撰擇事業の費用を定むるが如きは所謂變通の道を失ふものにして、固より策の得たるものに非ず。其必要あれば、宜く毎年度豫算を以て之を定むべし、決して法律を以て定むべきものに非ざるなり、見るべし。卅八年度の豫算に於ては、臨時事件の爲め古社寺保存に向て成規の金額を支出するの不相應なるを感じ、特に法律第十四號を發し、臨時事件の繫屬する年度中は之を十五萬圓以下に下すことを得、に規定し、年額一萬圓

法律を以て豫算を以ては不可なり

を内務省所管第十款に豫算するの奇觀を呈せり。元來我憲法は其第三十八條を以て無條件にて兩院に法律の發議權を與ふと雖も、其運用は須らく之を國家の利害に鑑み、其解釋は單に其條文のみに依らず、廣く前後關係の條項を對照し、深く其精神を汲み、公平無私心を慮ふし、氣を平かにして以て之を決せざる可らず。嘗に明文に妨げなきを以て其運用を苟もするが如きは、固より志士の爲さざる所にして、一步を誤れば、即ち濫用の域に陷るの虞なしとせず。豈に五十歩百歩の論ならん哉。元來毎年度議會を召集し、概ね自己業務に繁多なる地方屈指の名士を三ヶ月間都下に集むるは、實に容易ならぬ事にして、之を自家利益の點より打算すれば、地方人士中甚だ不利不便を感じる者あるべしと雖も、國家の大事を議する爲には、區々たる私情の爲に妨げらるること能はず。政府謹て之を召集し、地方人士も亦奮て之に應ずる哉。疑を容れず、故に一年の歳計は必要に應じ、之を議會に諮り、上下一致し、和衷協同以て國運の進歩を計るは、固より其所とす。然るに、永遠の法律を以て豫算を竣たず、政府に某々費用の支拂を一任し、剩さへ數年を期し、若くは永久に亘り豫め其金額を確定するが如きは、信を政府に置く深きに失するものと云はざるを得ず。語



に曰く過ぎたるは猶ほ及ばざるが如しとは夫れ是を云ふ乎、凡そ事、中を得ずんば必ず破る戒めずんばある可らざるなり

#### 第五目 請願の提出

往時は英國の如き先進の憲法國と雖も議院へ請願の提出其法を得ず選擇亦其當を愆り玉石同架の觀ありき。今其甚しき例證一二を掲ぐれば、西曆千八百二十五年の議會に向つて諸般の起業請願の提出せられしもの四百三十八件内許可を得たるもの二百八十六件、同千八百四十五年鐵道熱願の高く敷設の請願六百七十八件内許可を得たるもの僅かに百三十六件、同千八百四十六年及同千八百四十七年に於て鐵道敷設請願の許可せられしもの二百六十件及百四十八件なりき。當時斯の如く無謀の請願陸續提出せられ意外の弊害を惹起するに至りしを以て之が矯正の爲め種々の方法を講し其結果終に西曆千八百四十七年有名なる「スタンデン、オーダー」即ち私事法案「プライベートビル」提出順序の發布となれり。抑々請願提出は我憲法第三十條に於て認る所なりと雖も其濫用は大に慎まざるを得ず其提出者の目的資格、提出の時期、費用の負擔等の如きは豫め定むる所なきを得ず、而して

請願濫出の例

其國家の費用に關する者の如きは大に財政に關する所なしとせ我す、然るに國に於ては未だ整然據るべきの規定なく近年或は濫用に流るゝの弊なしとせず、英國に於ける私事法案提出順序なる者蓋し其要を盡せり、依て其概要を附録に掲載し後學の便に供す讀者請ふ參觀あれ（甲種附録第六號）

### 第十四節 豫算の基礎正確を缺くの弊害

#### 第一目 總論

財政の基礎を鞏固にし豫算をして確實ならしめんと欲せば議院の發言權に制限を置き併せて私事法案の提出に節度を設くるを要するは既説の如し、然るに財政の鞏固豫算の確實は獨り之を立法府のみに埃つを得ず、行政府亦大に努力する所なかる可らず、元來豫算の編製執行の如きは行政府の職分に屬し國家最大要務の一なり、正に全力を擧げ其善を盡し其美を盡し以て完全の域に達するを期せざる可らず、然るに實際に於ては事物錯綜して單純なる能はず事情纏綿して果斷を缺き順序其當を失して事吾人の冀望に伴ふ能はず、動もすれば豫算の基礎其明確

を缺き、弊端百出收拾す可らず、汚點を竹帛に垂れ憾を千歳に遺すもの蓋し少しとせず、豈に慨歎の至に非ず哉。又方今に至りては法規及行政施設に就ても不當不備の點なしとせず、沈思默考之を本末の關係に鑑み、張膽明目之を古今の事實に照すときは進て以て爲すべきのこと蓋し少しとせず。抑々豫算の基礎明確ならざるの責は行政府立法府共に之に任せざるを得ずと雖も、之が原案者たる行政府最も其責に任せざる可らず。本節所論の諸弊の如きは主として計畫未だ熟せざるに倉卒經費を請求し、事業着手の期節に就き確乎たる見込なきに過當の月數若くは一週年に對する經費を求め、若くは物價、賃錢の單價を選ぶに精ならざる等より生ずるものにして、其結果或は漫りに豫算額を膨脹し、以て濫用浪費を促し、或は甲乙費途の間に甚しき過不足を生じ、以て不當の流用を促すことなきを保せず、豈に愼まざる可ん哉。

第二目 豫算の基礎確實ならざるの原因結果

不熟の依り  
經費を請  
求するの  
不可

夫れ熟せざるの計畫は變更を生じ易くして當初の目的を遂行し難きの場合多きは自然の情勢たり、其實地に効薄くして業の擧らざる多辯を要せず。偶々豫算に

見積りたる事業と雖も豫算決定の後ち大に其の設計を變更し、若くは之に着手せず、若くは其の進行を停止し、却て當初見積なきの事業を起し、其の結果不當の流用となり、目的外の支出となり、國家の豫算を紊亂し、罪を法律に得るものなしとせず、而して準備行爲等の爲め事業着手の時期定まらざるに、既に豫算の請求を爲し、之が許可を爲すが如きは是れ亦豫算の基礎確實ならざるの一因たりと云つべし。例へば當該年度十月以降に非ずんば實際起業し能はざる者に對し七八ヶ月、甚しきに至りては全年度の經費を請求するが如きは假令計畫其宜を得るも經營失當の責を免れず、況や計畫の杜選なるものに於てや其結果徒らに民財を徴し併せて豫算上他の必要事業の費用を奪ふや知るべき耳。殊に北地の如きは氷雪の候戶外の業を障けらる鑑みずんばある可らず。

又單位若くは單價の選擇を誤るが如きは豫算の要素既に其精を失ふ焉を全部の完きを得んや、甲乙費途の間甚しき過不及を生じ、當局大に其處置に苦み不足の費目に於ては事業衰退して擧らず、過剩ある費目に於ては濫用浪費を促し、甚しきに至りては仲人を介し、後者より虚偽の支出をなし、以て竊かに前者の缺を補はん

單位の選  
擇は最も  
精密なる  
を要する

と欲するの弊を生ずるなきを保せざるなり蓋し斯の如きは千百の場合中時に或は已む事を得ざるものなきに非るべしと雖も固より豫算執行の道に非ざるなり然るに其基礎の確實ならざる亦焉ぞ之を促がすの一因たらざるを得ん哉

又現時の豫算編製は専ら二十二年閣令十九號豫定經費算出概則に依ると雖も今哉甲年度の決算は丁年度の豫算と共に議會に提出することを得べきに依り丁年度の豫算の編製査定は甲年度の決算に参考すること容易にして専ら最近支出の實績に就き編製査定することを得べく所謂豫算決算の聯絡を採るに難からず行政立法の兩府須らく進んで決算を利用すべし果して然らば豫算正確なるを得百弊其過半を散じ公私の幸福を増す蓋し鮮少に非ざるべし

第三目 豫算の不實なるより生じ得べき弊

茲に又或費途の爲め公然相當の金額を請求するときは其額頗る巨額に達し世人の視聽を驚かすの虞あるに當り偶々當該費途が補充科目たるを奇貨とし殊更に其額を少しし竊かに他日補充を受くるを期し以て世人の注意を避んとするの情なきを得ず是れ人情の弱點にして事の實際に當る者の動もすれば陥り易きの

決算編製及豫算査定基礎とし

補充科目を輕視するの弊

弊なるを以て平居不息の注意をなし大に警戒する所なくんばある可らず然るに又特に人目を惹く者は豫算編製の當時既に追加要求を期し殊更に其提出を避るの弊なしとせず抑々追加豫算なる者は天變地殃等避く可らざる費途の爲め萬已むを得ざる場合に於て甫めて提出すべきものにして前陳の如きは濫用の極と云はざるを得ず殊に甚しきは或事業の爲め當初比較的に小額を請求し以て事の完成すべきを揚言し其半ば成るに及んで半成の業全滅に歸すべきを理由とし強て増額を請求するの弊なしとせず又或は經費の請求に際し所謂駈引なるものを用ひ故意狡猾の所爲なきを保せず斯の如きは固より恕す可きに非ずと雖も是等は畢竟豫算算出の基礎明確ならず給費請求の不實なるより生じ得べきの弊害にして立法行政の監督上に留意せざる所のものなり

茲に又實際に於て數多生じ易きの弊害あり何ぞや彼の旅費給料の支給の如きは是なり今旅費に就て之を論ぜんに旅行計畫の精密ならざると支出を慎むの精神薄弱なるとの爲め里程に長短を生じ舟車馬賃の割引割増及滯留出張の日數等の申報實地と符合せず甚しきに至りては出張の事實なきに旅費日當の支出を見る

旅費に就ての弊

給料に就  
ての弊

なしとせず、而して一旦出張を命じ旅費、日常を支給し數日の後其命令を取消し而かも其返納を見る數閱月の後にある亦絶無と云ふを得ず、元來一國の政務は活物にして事情の變更生じ易く時に或は斯の如きの變状を見るの已を得ざるものなしとせず、其所謂動て以て己が爲にせざる者に對しては將に寛恕に従て文法に拘はるなきを要する場合なきを得ずと雖も前記の如きは其間豈に個中の消息なしとするを得んや、給料を以て之を論ずれば使用人に對し就務時間の増加なきに割増を支給し、甚しきに至りては實際の使用なきに虚偽の名義を設け空に給料の支出を試むる者なきを保せず、是れ坊間に所謂「出面を盗む」と何ぞ選ばん、斯の如くして俸給、雇員給等豫算上の人員と相伴はず多數の差違を生ずるものなしとせず

以上陳述する所のものは一見瑣事に似たりと雖も天下は廣大にして局面は繁多なり、小善は積て大善となり小害は積て大害となる其始を慎み小心翼翼以て事に當らざれば夫れ將た何を以て乎其終を全ふするを得ん、苟も職に財政の執行監督に在る者豈に輕々之を看過するを得ん哉、須らく日に三省し以て大に戒むべき

なり

## 第四目 剩餘金の濫用

豫算殘餘金の濫用亦大に戒むべきものあり、抑々歳計の剩餘は之を國庫に納入すべきは自然の條理にして又明かに法の命ずる所なり即ち我會計法第二十條は各年度に於て歳計に剩餘あるときは其の翌年度の歳入に繰入るべし

と規定す而して會計官は國家が己れに委嘱せし所の資金の出納は固より之を苟もすべきに非ず仕拂命令官亦濫りに其權能を用ゆることを得ざるなり、其命令を慎み出納を重し委嘱せられたる資金は最も有効に之を使用し而かも剩餘を積みて之を國庫に納入するは命令官及會計官當然の職務にして、又名譽とすべき所なり、然るに志國家に忠ならず只管人情の弱點に趨せ、精神流通士氣通達せず剩餘あるときは大に之を愛惜し年度の末期に切迫し巨額の物品を購入し之を次年度に繰越して、其使用に充當し、隱然年度の分界を紊亂し、尙且つ經費の請求を敢てし、次年度に於ける同質同種の物品の購入に便し、儉安是れ事とし、全局に通ずるの達觀を缺き剩餘金たるを得べき金額を驀然年度内に拂切らんとし、或は購入物品の精

買置きの  
弊

粗を選ぶに暇なく甚しきに至りては不急不用の物品を購入し而かも價格其の當を得ず、或は不急の出張諸給與の濫給又は不用の業務を營むなさを保せざるなり、是等は皆其始めを慎み豫算の基礎をして確實ならしめば、乘すべきの間隙なくして大に減少すべく又は全く其跡を收むるの弊害なり、又其本既に固く加ふるに全般に向て嚴密なる監督を行ふときは各廳を共通し割據重複不經濟の費用を避るを得べきや疑を容れざるなり、斯の如き弊害は只に各廳經常の費用に止まらず、臨時土木工事の費用に於ても亦免れ能はざる所のものなり、當局の注意を要する固より多辯を要せず

右の外累年の剩餘を以て數年に渉る事業を經營し結局多大の損失を生ずることなしとせず、例へば甲年度に蒸氣釜、乙年度に機關、丙年度に機械を購入し、丁年度に機械室を建築せんとするが如きことは是なり、是れ蓋し新事業の爲め別に國庫に費用を求めず節約の結果を積み漸次其業の完成を期せんとするの意に出るものにして一見甚だ好すべきものあるに似たりと雖も、方今日新の世昨の是にして今の非なるもの多きは殆んど免れざる所の勢なり、故に前年度の購入品は後年度に

豫期の相違

前渡の弊

於て既に陳腐に屬し復た用ゆ可らず前後の購買施設首尾相合ふを得ずして、善良なる希望も遂に其終を全ふする能はず、却て徒費となるの虞なしとせず、剩餘は則ち之を剩餘とし成規に隨ひ國庫に納入し以て會計官たるの職を盡し國家必要の費用は相應の計畫を立て公々然として之を請求し以て輔弼の任を盡すべし、何の憚かる所か之あらん又は或種の注文品の如きは或は局量不足の製造所に注文し數年を経ると雖も其品物出來せず隨て其引渡を受る能はず、而して其代價の如きは一部若くは全部既に之を交付しあるの場合なしとせず、抑々財政の事たる其關する所甚だ廣し一斑を窺ふて全豹を忘れず其遺算なきを期せざる可らざるなり

#### 第五目 結論

以上陳述する所のものは皆豫算に不利を生じ、或は徒らに民財を徴するの因となり、或は大藏省證券の發行を促かし利子の損失となり、又は市場の不利となる等直接間接の損害擧て數ふ可らず、之を大にしては國庫及市場の消張と國民の負擔とに關し、之を小にしては豫算執行の難易に係る、豈に夫れ之を忽にするを得ん哉

## 第十五節 行政部内に於ける會計事務監督の

不備

## 第一目 近年の實況

豫算の編製に正確を缺き其執行に用意周到ならざるより生ずる諸般の弊害は前數節に於て粗々述ぶる所の如し既に之ありとせば其弊根を斷ち又は少くとも之を輕減する方法を講ぜざるを得ず宜しく行政部内に於て豫算の執行會計の事務に關する監督機關を設け緩急を計り經費の要求を節し併せて經費の濫用を戒め豫算の目的を誤らざるに力めざる可らず抑々行政を刷新し其敏活を企畫せんと欲せば官紀を振肅し官吏をして職務に忠實ならしむべく官紀を振肅し官吏の職務に忠實なるを期せんと欲せば上司の下班に對する監督を森嚴ならしめざる可らず是れ他なし官廳事務の張弛は官吏の行爲に基くものなればなり近年各應に於ける財務の事蹟に就て之を觀るに毎年度の決算報告書に顯はる所豈に遺憾なしとするを得んや經費の濫用當務官吏の私曲一二に止まらず物品の購入亂

雜に流れ其會計法規に反する者少しとせず而して工事の經營に精ならずして不當の費用を支出し出來形仕様に適合せざるものありて粗造の成績頻々として顯はれ旅費の如きも出張の事實なきに其支拂を見ること往々にして是あり甚しきに至りては使用の人員なきは給料の支拂あるものありて懲戒裁判を煩はしたるの例少なしとせず其他の瑣事復た言を須ひず此等の諸弊は内に於て大に戒め大に豫防する所なくんば外議會の發言權を抑制し地方の財政を整ふるも禍蕭牆の内に起り國庫に損失を與ふると同時に大に國家の威信に關係することなしとせず豈に鑑みざる可ん哉

## 第二目 監督の方法

夫れ上司には下班を監督するの責あるは固より言を俟たず然るに方法其宜を得ざらん乎雷に之が効果を收むる能はざるのみならず遂に上司をして其職責を誤らしむるの虞なしとせず果して然らば各省長官は其部下に對し實地監督を勵行して非違を正し不當の處置を抑制し之を未然に阻遮するの道を講じ財政の鞏固と會計事務の進歩とを圖らざるを得ざるや論なき耳陸海軍の如きは既に檢閲

の制度ありて各團練官衙等の軍務を檢閲す是れ實地監督の一手段なりとす他の行政廳に在ては該檢閲制度とは固より其組織方法を異ならしむるの必要あるべしと雖も新たに一種有効なる實地監督の制度を設くるの必要あるを疑はず即ち中央官廳中に一組織を設け定期又は臨時に隸屬官廳を臨檢せしめ財務の緩急を查察し經營の當否を監査し根底と支葉とに於て監督を嚴にし併せて官吏の行爲を視察し苟も不當のことあれば忌憚なく之を指摘して長官に報吾するの制を行へば職務上の状態を整飾し刀筆の小より計畫の大に及ぼし精神發揚して緩急順序其宜を得豫算の基礎大に定まり復た既説の如き諸弊を見ざるに至るや疑を容れず

### 第三目 外國の事例

今之を外國の事例に徴するに獨逸は郵便電信事務に關し監査制度を設け佛國は大藏省に監査官を置き之をして時に各地方に派出せしむるが如き皆此目的に出づ蓋し各省長官は其主管各廳の事勢及官吏の行動を監査するは當然のことに屬し方今と雖も之を實行せざるに非ずと雖も之を既往の實蹟に考ふるに未だ以

て充分の効果を認むるを得ず且つ又臨時に吏員を派して隨時の視察を爲すと常置の監督機關は大に方今の缺を補ふや疑を容れざるなり

## 第二章 決算

### 第一節 總論

決算は豫算執行の結果を證明するものなるを以て豫算の施行後之が整理を爲したる曉に非ざれば其實績を擧ぐる能はざるは勿論なり然りと雖も敏捷確實なる方法順序を設け可成其整理を速かにし一方には豫算執行の責任者たる國務大臣の責任を明かにし一方には既往年度豫算執行の事蹟に徴し現に進行中に係る豫算の執行上に注意若くは改良を促がすべきものあらば其方法を講じ又後年度豫算の編製若くは議決上有力なる材料を供給せざる可らず而して立法府に於ては之を見其相當年度の豫算に對して其結果如何斯の如き結果なれば次年度の豫算は果して當を得たる哉否やに注意し決算を前後兩様に利用することを得豈に

是れ至便の器具たらさらんや

## 第二節 決算の發表は可成速かなるを要す

### 第一目 締切り期限

本邦の會計年度は甲年の四月一日に始まり乙年の三月三十一日に終はると雖も該年度に屬する歳入歳出に係る出納事務の整理を結了せしむる爲に乙年度の十一月末日迄の餘地を與へあり、即ち其間八ヶ月の餘地を存す。此期間を専門的に名けて歳計の整理期限と云ふ、而して此期間は歳計全軀の整理期間なるを以て、國家の歳計簿は此期間終了の末日に於て締切らざる可らず。是れ會計法第一條第二項に於て

一會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し又會計規則第一百十九條に於て

各年度經過後八箇月の末日即ち翌年度十一月三十日に於て大藏大臣は會計檢

査官立會の上にて大藏省に備へたる主計簿を締切るべし

と規定せる所以なり。夫れ主計簿は總決算及各特別會計決算の唯一の材料とも云ふべきものなるを以て其締切にして完全無缺なるときは締切額即ち決算額ならざる可らず。若し夫れ締切後種々の異動を生じ爲に締切額即ち決算額たるを得ざるが如き場合ありとせば、締切の功用全きを得ずして會計法第一條第二項の精神は行はれず。歳計の整理上只に取締は破壊せらるゝのみならず延て決算をして遷延せしむるの原因となる事小なるが如くにして小ならず行政當局者の大に注意すべき事項に屬す

### 第二目 整理期の短縮

我邦の現況を察するに、歳計整理期間の末日に於ける主計簿の締切は年一年に好結果を告げ今や殆ど完全の域に達せんとす。然れども歳計の整理期間として八箇月の餘地を存するは會計法設定當時の事情は暫く之を論外とし當時に比して運輸交通の機關稍々發達せる今日に於ては長きに失するの感なき能はず。今、裁機既に熟す正に之を短縮する方法を講究し一層決算の速成を期せざる可らざる

八ヶ月の整理期は今日既に長きに失するの感あり

第二章 決算 第二節 決算の發表は可成速かなるを要す

第一目 締切り期限 第二目 整理期の短縮



なり。惟ふに今日の出納及決算制度の下に於ても歳計の整理期間を六箇月以内に短縮するは政て難事に非ざるべし。歳計の整理期間を短縮すると同時に其最終期日を標準として出納及決算に關する總ての期限を短縮するを要するは論を俟ざるなり

### 第三節 最終の目的

#### 第一目 近年の進歩

前陳の如く歳計の整理期間を短縮し決算の速成を期するは敢て難事にあらず又財政上の一進歩たるに相違なしと雖も、吾人最終の目的は未だ之を以て達せりとするを得ず。吾人最終の目的は甲年度の決算が議會に提出せらるゝは、丁年度の豫算案が議會に提出せらるゝと同一時期なるべしとする現行の制度に尙ほ一層の改良を加へ、甲年度の決算は之を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得るに至らしむるにあり。然りと雖も是れ容易の業に非ずして急劇に其成功を望む可らず先づ一步は一步より進み經驗と熟練とを重ね遂に其目的點に達するを希

望して止まざるなり。抑々我邦に於て甲年度の決算を丁年度の豫算案と同時期に提出するを得るに至りたるは既に一大進歩と云はざるを得ず。

今試みに二十四年度以前の實況を見るに決算の發表最も後れたるは年度後四年八箇月にして最も速かなるも尙ほ三年一箇月なり、廿四年度以降は漸やく面目を改め左の如き實況を示す

| 年 度      | 内閣より議會に提出年月 | 年度の提出月 | 記 事       |
|----------|-------------|--------|-----------|
| 明治廿四年度決算 | 明治廿七年五月     | 二年二ヶ月  | 議會解散の爲め遷延 |
| 全廿五年度決算  | 全廿八年二月      | 一年十一ヶ月 |           |
| 全廿六年度決算  | 全廿九年二月      | 一年十一ヶ月 |           |
| 全廿七年度決算  | 全三十年五月      | 一年十一ヶ月 |           |
| 全廿八年度決算  | 全三十一年五月     | 二年二ヶ月  | 議會解散の爲め遷延 |
| 全廿九年度決算  | 全三十二年二月     | 一年十一ヶ月 |           |
| 全三十年度決算  | 全卅三年一月      | 一年十ヶ月  |           |
| 全卅一年度決算  | 全卅四年二月      | 一年十一ヶ月 |           |

第二章 決算 第三節 最終の目的 第一目 近年の進歩

表

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 全卅二年度決算 | 全卅五年度決算 | 全卅五年度決算 | 全卅五年度決算 |
| 全卅三年度決算 | 全卅六年度決算 | 全卅六年度決算 | 全卅六年度決算 |
| 全卅四年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 |
| 全卅五年度決算 | 全卅八年度決算 | 全卅八年度決算 | 全卅八年度決算 |
| 全卅六年度決算 | 全卅九年度決算 | 全卅九年度決算 | 全卅九年度決算 |
| 全卅七年度決算 | 全四十年度決算 | 全四十年度決算 | 全四十年度決算 |
| 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 |
| 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 | 全卅七年度決算 |

議會解散の爲め遷延

由之觀之明治二十三年以後にありては決算の發表は既に一大進歩にして英國を除き文明各國に對して敢て遜色なきの程度に達せり既に此程度に達するを得たり尙ほ一步を進めて英國にも劣らざるの進歩を爲し得ざるの理由なし元來英國の議會は丙年度の豫算を討議するときに甲年度の決算英國の決算は伊國の如き純然たる現計決算に非ずを接受する順序となり居れり殊に開會の始に接受し會計調査報告書と共に直に決算調査委員會の議に附し又丙年豫算決定上有力なる材料に供せらるる決算を輕視せずして之を利用するの巧みなる感服の至りに堪

へず本邦に於ても今一層決算調製の時期を早め検査報告と共に之を豫算の編製及査定に參考に供せば所謂豫算と決算との聯絡を保つを得豫算の正確を得る上に於て多大の利益を得庶幾くは第十四節に論ずるが如き諸弊を防ぐに足らん是れ吾人が本節に於て其冀望と方法とを論ずる所以なり

**第二目 甲年度の決算を丙年度の決算案と同**

時期に議會に提出するを得るの方法

我邦現行の制度に據れば甲年度の決算は議會に於て丁年度の豫算案を議する時に之を議會に提出するを得るの運に至り敢て甚しく人後に立つものと云ふを得ずと雖も今之に尙ほ一層の改良を加へて以て甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得る方法を案ずれば大略左の如くなるべし

第一 甲會計年度所屬の歳入歳出の出納に係る事務を乙年度八月末日出來得べくば七月末日迄に悉皆完結せしむること隨て大藏省設備の主計簿も亦同日に會計検査官立會の上に締切ること

右整理期間五ヶ月の間に於て金庫が甲年度所屬の歳入歳出を出納する

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算案と同時に議會に提出するを得るの方法 一九

期限乙年度六月と假定す、又仕拂命令官が甲年度内即ち三月末日迄に仕拂の義務を負ひたる経費を支出せんが爲に甲年度所屬として仕拂命令を發行し得る期限乙年度五月末日と假定すを適宜に定むること

或は言はん斯く歳計の整理期限を短縮するに事實非常の困難なりと、然れども凡そ物の整理期限は同一の結果を得て或は一定の都合迄は伸縮し得べきものなり吾人の希望する短縮は現行の制度に比し表面上最終の期限に於て四個月を短縮するが如しと雖も、其實三個月なり何となれば會計法第一條第二項の期限即ち乙年度十一月末日は會計規則第三條金庫出納期限を改正して一個月を短縮せざる以前に定められたる期限なればなり金庫出納期限にして既に一個月に短縮せられたる以上は會計法第一條第二項の期限も亦其當時に於て一箇月短縮せられて差支なかりしものと視て可なり、況はんや従前は年度科目所管廳等の誤謬は金庫出納期限後と雖も之が訂正を金庫に於て受理するの制なりしも、今日は之を廢止せるに於てをや

第二 第一の如く主計簿締切を乙年度八月末日となす以上に各省決算報告書

困難は寧ろ外観にあり

計算書提出に係る諸般の規程を改良するを要す

を大藏省へ提出する期限は乙年度八月末日とし、總決算及各省決算報告書を内閣より會計検査院に廻付すべき期限を九月末日と定むることを要す

現行の制に依れば各省決算報告書の大藏省へ提出期限は勅令會計規則第五十二條の規定ありと雖も總決算及各省決算報告書を検査確定の爲め内閣より會計検査院に廻付すべき期限に就ては何等規定する所なし、是れ會計法及會計規則發布の當時に於ては或は事情の止を得ざるものありしに由るべしと雖も、數年の實験を重ねたる今日に於ては最早之を規定して嚴守するを當然なりと信ず論者或は云はん總決算及各省決算報告書の會計検査院に於ける検査は單に形式上に止まり、實質上の検査は歳入にありては歳入を徴收する官吏の證明、歳出にありては仕拂命令官の證明によるを以て總決算及各省決算を會計検査院に廻付するの遅速は重要な問題に非ず、要は只通例十二月中に召集せらるゝ議會の開會中に提出するに差支なき時期に於て之を會計検査院へ廻付すれば可なりと然れども是れ皮相の見たるを免かれず、今實地の經驗に依るに會計検査院に於て國費を検査確定するに當り實質上重要な問題は却て總決算及各省決算報告書其物に就て多

第二章 決算 第三節 最終の目的 第二目 甲年度の決算を丙年度の豫算と同時に議會に提出する方法 一七

々發見せらる豫算の編製適當ならざりしが爲め其執行上に起りし所の種々の批難事項の如き將來豫算の編製をして適實ならしむるの好材料となるべきもの、又は豫算の規程に屬する問題又は財政上の得失問題等は豫算執行上全軀の結果を表する所の總決算及各省決算報告書に依るに非ざれば之を摘出査定する能はず要するに會計検査院が總決算及各省決算報告書に就き検査上精神を勞すべきは寧ろ其實質にありて形式に非ず、隨て検査上多くの日数を要するは止を得ざるなり、況んや其形式上に係る檢の手續も亦容易ならざるに於ておや

第三 會計検査院に計算説明の義務ある官吏即ち支命拂令官、歳入を徴入する官吏及出納官吏より該院へ提出する計算書の調製期限及送付期限は會計検査院之を規定すること

各種出納官吏の計算書調製期間及送付期限は何れも會計規則に夫々規定する所ありと雖も、多年の經驗上實際の便宜に適せざるもの少なからず、是等は國務の執行の便宜の爲め適當の調製期間及送付期限を定むるを可とす、歳入を徴收する官吏より提出する計算書の如き亦然り、抑々該計算書は年度經過後五個月以内に

會計検査院に提出するの規定なるも、仕佛命令官より提出する支出計算書と同じく毎月一回之を調製し提出せしむるを以て便宜とす、會計検査院亦之を不便とせざるべし、而して其提出者に取りても亦便利ならん何となれば歳入を徴收する官吏が其徴收したる歳入の報告を主務の上司に提出するは毎月一回の制なるを以て、同一の計算に基づき上司に對する報告書と會計検査院に證明する計算書とを作成するを得ればなり、斯く雙方の便宜を計ると同時に検査の進行をして實際の収入支出の進行と可成近接せしむるの方針を採るは、決算の發表を速かにするの手段として最も必要なるを信ず

第四 第一第二の方法行はるゝものとして茲に最も困難にして會計検査院主として其責任を負はざる可らざるものは第四の方法なり、即ち該院の検査の進行は大速力を加ふべきこと

從來の實跡に依れば近年多少の進歩ありと雖も、甲年度の總決算及各省決算報告書は丙年度の六月乃至八月の間に於て内閣より、検査院に廻付し同院に於て之れが検査確定を爲し、検査報告書を添付し、内閣へ返付するは、丙年度の十二月中に

あり故に甲年度の歳入歳出は甲年度後二十一個月目に會計検査院の検査確定する所となる即ち左表の如し

| 年 度    | 内閣より検査院へ甲年度<br>決算廻付年月日 | 全上検査院より内閣へ<br>返付年月日 |
|--------|------------------------|---------------------|
| 明治廿四年度 | 廿六年七月三日                | 全年十二月十六日            |
| 全 廿五年度 | 廿七年七月十七日               | 全年十二月廿五日            |
| 全 廿六年度 | 廿八年六月二十四日              | 全年十二月廿八日            |
| 全 廿七年度 | 廿九年七月一日                | 全年十二月廿六日            |
| 全 廿八年度 | 三十年七月六日                | 全年十二月廿八日            |
| 全 廿九年度 | 卅一年八月三日                | 全年十二月廿六日            |
| 全 三十年度 | 卅二年七月十四日               | 全年十二月五日             |
| 全 卅一年度 | 卅三年六月廿三日               | 全年十二月三日             |
| 全 卅二年度 | 卅四年七月三日                | 全年十一月十九日            |
| 全 卅三年度 | 卅五年六月二日                | 全年十月廿七日             |
| 全 卅四年度 | 卅六年六月廿四日               | 全年十月十日              |

表

|        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 全 卅五年度 | 卅七年七月六日  | 全年十月三日   |
| 全 卅六年度 | 卅八年七月十四日 | 全年十月十一日  |
| 全 卅七年度 | 卅九年八月二日  | 全年十月二十四日 |

然るに吾人は甲年度の決算は丙年度の豫算案と同時期に議會に提出せられんことを望むが故に晚くも乙年度の十二月末日迄に即ち年度後九箇月目に之が検査確定を爲すを要す斯くするときは検査確定の期限は従前に比し十二箇月を早めることとなり非常の激變と云はざるを得ず然れども事實爲し得可らざる事には非ざるなり尤も之が爲め多少吏員の増加を要し行政監督の効力を増し委託検査の範圍を擴張し尙ほ一層検査の手續を簡略にする等大に考慮を要するは論を竣ざるなり

#### 第四節 官有物會計の監督

##### 第一目 監督方法の不備

會計検査院法第十二條に

第二章 決算 第四節 官有物會計の監督 第一目 監督方法の不備

會計検査院は官金の收支官有物及國債に係る計算を検査確定して會計を監督す

と規定し又同法第十三條に會計検査院の検査を要する項目を定むること左の如し

一 總決算

二 各官廳及官立諸營造の收支及官有物に關する決算(三四は略す)

由是觀之官有物に關する計算は會計検査院の検査確定を要するは既に法律上に明かなり、又院法第十四條には

會計検査院は憲法第七十二條に依り決算を検査確定すると同時に左の諸項に付き報告書を作るべし

一 總決算及各省決算報告書の金額と各出納官吏の提出したる計算書の金額と符合するや否や

二 歳入の賦課徴收歳出の使用官有物の得有、沽賣讓與及利用は各其の豫算の規程又は法律勅令に違ふことなきや否や

法規の關係

決算に關する法規の缺點

三 豫算超過又は豫算外の支出にして議會の承諾を受けざるものなきや否やと規定し、會計検査院が決算を検査して以て確定する所の事項の過半は右の諸項(外に尙ほ種々の不當事項、不經濟事項等あり)に屬す、即ち官有物の得有、沽賣讓與及利用に關し會計検査院をして検査確定をなさしむるの精神は既に憲法及會計検査院法に於て明かに規定せらるゝ所なり、然るに此精神を實行する方法手續に至りては殆ど其規定あるなし、夫れ國家の資産は金錢及物件の二種に分る、而して物件は更に之を動産不動産の二類に分つを得べし、其金錢及動産の會計に關しては會計法及會計規則のあるありて之が整理及監督の方法略々備はり、其動産の會計に關しては特に物品會計規則、海陸軍兵備品會計規則等の設定ありて稍々人意を強ふするに足るものありと雖も、不動産の管理及監督の方法は頗る不完全たるを免かれず、殊に其監督の方法に於ても最も然りとす、不動産即ち官有財産の會計監督方法としては官有財産管理規則に於て各省大臣をして官有財産目錄及其増減異同報告書を調製して帝國議會に報告せしむるの規定ありと雖も、其外何等監督方法の定まるなし

## 第二目 前記の不備より生ずる缺點

是を以て現行制度の下に於て會計検査院が院法第十四條の命ずる官有物の得有、沽賣讓與及利用に關し検査確定を爲す方法は官有物其物の計算、官有財産の計算は検査の爲め提出せられず、に依るに非ずして官有財産の得有、沽賣讓與及利用の結果が歳入の決算若くは歳出の決算上に顯出する場合に初めて之が是非を審議すをの外なし。然るに是等の結果は必ずしも歳入若くは歳出の決算上に顯出するものに非ず、例へば代價を徴收して官有財産を離權したる場合は其代價は歳入となりて決算上に顯はるゝも無代價にて離權する場合は歳入決算上に顯はれず、又代價を拂やて官有財産を得有する場合は歳出の決算上に顯はるゝも無代價にて得有する場合は歳出決算上に顯はれず、又高價なる官有財産を低價なる民有財産と交換したる場合の如きは必ずしも高價なるものと低價なるものとの場合に限らず、歳入歳出何れの決算上にも顯はれず、故に如何なるものが離權せられたるや、如何なる不法如何なる不當事項の實在するや之を知るの途なく、隨て官有物の離權の當否を検査確定するに由なし。是等の類例は弊害の生じ易き官有財産の得

簡便法

有處分及利用上に於ては往々あり得べき所なり、而して是等は何れも歳入決算上に顯はれずして院法第十四條の検査確定報告事項より脱出するものなり、是れ會計監督上立法の不備と云はずんばある可からず、官有財産の管理及監督の方法に就ては大に考慮を要すべきものあるは勿論なり、と雖も其監督上差向き必要にして且つ容易なる方法は彼の各省大臣より帝國議會に報告する官有財産目録、及其増減異同報告書は總て會計検査院の検査を経て之を帝國議會に提出すべきものと規定し、以て此會計監督上一日も捨置く可らざるの缺點を補はんこと希望に堪へざるなり

## 第五節 會計検査院の組織權限

帝國憲法は其第七十二條に

國家の歳出歳入の決算は會計検査院之を検査確定し政府は其の検査報告と俱に之を帝國議會に提出すべし

と命令し、又會計検査院法第一條は

法規の關係

會計検査院は天皇に直隸し國務大臣に對し特立の地位を有すと規定し、而して同法第十二條は

會計検査院は官金の收支官有物及國債に關する計算を検査確定して會計を監督す

と規定す

由之觀之會計検査院は其職權内に附せられたる諸般の會計に對し其結果に就き獨立絶對の責任を以て之が検査を爲し之が是非得失を確定する所の監督機關なり、該監督機關を組織する者を會計検査官と云ふ院長部長及検査官即ち是なり、而して會計検査官は刑事裁判若しくは懲戒裁判に依るに非ざれば其意に反して退官轉官又は非職を命ぜらるゝことなく所謂終身官にして世人動もすれば之を目して一閑職となす蓋し誤れり、焉ぞ知らん職に監督の任に在る者は忠實の精神を有し恒居不息の注意を爲し、時に剛毅果斷の行爲に出るの要あるを、抑々該法の目的は會計検査官をして獨立の責任を以て剛直に誠實に熱心に、活潑に其事務に従事するを得しむるに在り、換言すれば會計検査官の執務の剛直、誠實、熱心、活潑を

保障するに在りて其奉職の永續を保護するに非ざるなり、而して法律は検査官を終身官とすると同時に身躰若くは精神の衰弱に依り職務に堪へざる者に對しては退官議決を爲すの規定を設く其用意周到にして緩急の便ある斯の如し、國家が會計事務に重を置き、其監督の最終機關に留意する實に厚しと云つべし

## 第六節 決算の系統

### 第一目 總論

抑々決算は二種の系統上より發生す、二種とは何ぞ哉曰く

#### 第一 命令系統

#### 第二 出納系統

是なり

命令系統とは官金に就て之を云はゞ現金を取扱はず國庫に向て現金の仕拂を命令し若くは國庫に向て現金の納付を命令するものを云ふ、出納系統とは現金の保管出納を爲すものを云ふ、今此兩系統より提出せらるゝ所の計算は官金の部に



ありては左の如し



右の外各特別會計の決算官有物の決算等に就ては之を略す

### 第二目 命令系統

命令系統の決算に對しては會計検査院は會計に關する諸般の法規は遵守せられたるや否や、豫算の規程に違ふことなきや否や、假令法規に違反せざるも行政官

として適當ならざるを爲したるものなきや否や、濫費なきや否や、損失を豫防せず或は避け得べき損失を避くるの注意を缺きたるとなきや否や、契約違の支出なきや否や、國庫に不利なる契約を爲したるとなきや否や等、要するに計數の正確如何、法規の適用如何、豫算の規程如何、財務の當否利害如何、經濟上の得失如何等、廣く會計上に觀察を下し、諸般の證憑書を審査し、事の明瞭なるものに對しては直に院の意思を決定し、事の不明なるものは仕拂命令官に又は歳入を徴収する官吏に審理書を發し、其答辯を求め、或は國務大臣其他の當局者に質問を發し、其辯明を以て事の明瞭に歸したる後、之に對する院の意思を決定し、各種の決算を檢査確定す。是れ會計検査院が命令系統の各種の決算に對し、爲す所の行動なり、其行動の最終の結果は、一は院法第十四條の檢査報告と成り、一は同第十五條の檢査成績書と成る。

### 第三目 出納系統

會計検査院が出納系統の決算に對し、其計算を正當なりと判決したるときは、當該出納官吏に對し、責任解除狀を交付し、正當ならずと判決したるときは、辨償の責

を免かれざるものとし、其旨を本屬長官に移牒して處分を爲さしめ償還を終るを待て責任解除状を交付す。是れ會計検査院が出納系統の決算に對して爲す所の行動にして要するに國庫に對する出納官吏の金錢上の責任を決定するものなり。

第二編 第一卷 終

改増  
版訂  
財 政 と 金 融

乾

第二編 第二卷  
會計

會計年度  
及 國庫

第二編 第二卷 目錄

第二卷 會計年度及國庫

第一章 會計年度

第一節 年度の要義

第二節 年度開始に就ての注意

第三節 年度變更の困難

第四節 出納の閉鎖

第二章 國庫

第一節 國庫の主義

第一目 預金主義

第二目 金庫主義

第二節 我國の現行

第一目 金庫の種類及其關係

一  
一  
一  
二  
六  
八  
一〇  
一〇  
一四  
一四  
一四

第二編第二卷目錄終

|     |  |    |
|-----|--|----|
| 第二目 | 國庫と中央銀行との貸借勘定……………                     | 一七 |
| 第三節 | 貨幣市場に對する國庫の干渉……………                     | 二〇 |
| 第一目 | 干渉の沿革……………                             | 二〇 |
| 第二目 | 有効なる干渉……………                            | 二三 |
| 第三目 | 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係<br>上一層深き注意を要す…………… | 二九 |
| 第四目 | 取引に關する政府の干渉……………                       | 三七 |
| 第五目 | 干渉の効力は概して薄弱なり……………                     | 四一 |

第二卷 會計年度及國庫

第一章 會計年度

第一節 年度の要義

會計年度は財政の現状を明確ならしめ過去に依りて將來を圖るの便に供し、主として出納整理の爲に設けたるものなり、若し夫れ出納上年度所屬の區分なからしめんか計算或は重複し或は正當の季節を越へ、數年前に屬する出納を後年に於て執行し或は當年の計算數年の後に顯はれ無數の混雜を生すべし、故に國家の出納は年度所屬を定め之を整理せざるを得ず、民間の事業に於ても營業年度を設け其出納を整理して以て決算の便に供す、其比較的簡單なる民間事務に於て尙且つ然り、況や國家出納の廣且つ大なるに於てをや、年度區別の整然たらざるを得ざるや論を俟たず

## 第二節 年度開始に就ての注意

年度區別の必要なる夫れ斯の如し而して其開始の季節に就ても亦大に注意すべきものあり不幸にして用意周到ならず收入少く現金國庫に豊かならず又は歳出殊に多く又は兩者併發するが如き時期に於て年度を開始するときは爲に大藏省證券の發行を促がし其期限も或は長からざるを得ず果して然らば國庫の不利を醸すは勿論市場亦之が影響を被ることなしとせず是に於て年度の開始は歳入饒多にして歳出急ならざる時期を選ばざる可らず元來年度の開始に當りては前年度の支出未だ其終を告げず當該年度の支出に搦て加へて前年度の支拂を要し金庫に於ては新舊年度の支拂重複するの勢あり歳入も亦多少年度を越ゆる者なきに非ざるべしと雖も是を以て彼に比すれば實に九牛の一毛たるは蓋し普通の實況なりとす年度開始に就き留意せざるを得ざる夫れ斯の如し(金庫出納の整理期限は翌年度六月三十日なり然りと雖も租税の納期と經費の支出とは單に國庫の都合のみに依り之を定むるを得ず民の時市場の状況亦大に之を慮らざる可ら

開始に際しては國際情勢の好否を考慮しな

民の時市場の状況の好否を考慮しな

ず然らずんば徴収又は支出の額少なるも尙ほ我は億兆の疾苦を惹起し或は市場を逼迫せしめ又は盈溢せしむるの虞なしとせず況や其額大なるに於てをや然れども時期其宜を得ば金額稍々大なるも其負擔の情況或は甚だしき困難なきを得ん而して國債元利支拂の如き亦大に注意を要す然るに人生萬事意の如くなる能はず民の時市場の状況及經費の支出併ひ進んで其の利便を共にすること能はず一に便ならしめんと欲せば他に利あらず彼を利せとん欲すれば此に害あり以て遺憾なしとするを得ず結局大勢利害の輕重に依り事を決せざるを得ざるは浮世の下蓋し已を得ざるの勢なり故に年度區別に注意すると同時に納税者及市場も亦多少忍ぶ所なきを得ず間税國に於ては其必要比較的薄しと雖も直税國に於ては國家全軀の爲め時に或は大に忍ばざるを得ざる所のものあり而して市場の情況の如き世の變遷に遭遇し大に其趣を異にすることなきを得ず現に我國金融の如きも輓近一大變動を生ぜり即ち往時は秋期に臨み絹の輸出の爲め金融忙はしく春季より初夏に至りては其廻金の爲め一般に金融の緩漫を告ぐるを通例とせり然るに近來秋期の需用は依然として之を存し綿業發達の爲め春期に

於ても亦金融の繁多なるを見るに至れり、斯の如きの新現象は所謂時勢の變遷にして固より怪むに足らず、國運進歩の一端として之を見るを得べくして冷靜に經濟的、財政的の頭腦を以て之を見れば當然の事なりと雖も、是れ亦一の變化たるを免れず、事情平準を得るに至るまでは多少の時間を要し、其間多少の感なきを得ざるべし、然りと雖も少しく其情況を觀察せば、事物當然の關係上固より然らざるを得ず、斯の如きの變遷に際會し尙ほ舊慣を墨守せん乎、事其目的に副ふ能はずして國家の爲め非常の不利を醸すなきを保せざるなり

年度の開始は豫算決定の期と相去る事遠からざるを要す、兩者隔離し其間數月に亘るときは内外の狀況多少變動なきを得ず、甚きに至りては決議する所の豫算殆ど陳腐に屬することなしとせず、例へば年度は曆年と符合し議會の開會は年末又は年初にあるとせば其議會の決議する所の豫算は決議の翌年の一月一日より開始する所の年度に屬する者たらざるを得ずして、決議と施行の間に數月を閲し勢ひ豫算の確實を保つ能はず、決議實況に副ふ能はずして彼の忌むべき追加豫算及豫備金支出の必要を増加するに至るべく甚しきに至りては爲に責任支出の

年度開始  
と豫算決  
定期との  
關係

必要を生ずるの虞なしとせず、今其本源に溯り豫算の編製及概算の送附より之を數ふれば更に長日月を経過し、實施上勢ひ事實と符合する能はずして好結果を收むる能はざるは多辯を要せず、元來追加豫算若くは豫備金支出の如きは天變地殃の如き他動的の事件にして豫算決定の當時に於て之が備を爲すは到底人力の企て及ばざる者の爲に特に設くる所の一非常手段なるを以て豫算の編製執行に注意し其少からんことを努むべきは論を俟たず年度の開始に留意すること深からず其必要を増加するが如きは甚た不可なり、佛國の會計年度は曆年と合して現に前陳の如き不便を感ず、其の不可を論ずる者一二に止まらずと雖も未だ改正の運ひに至らず

### 第三節 年度變更の困難

元來年度の變更は一見甚だ容易なるが如しと雖も實際に於ては甚だ難し、何となれば其變更は結局國庫の爲め損得を生ぜざるべしと雖も、年度計算上に多大の差異を生ずればなり、其剩餘を生ずる場合に於て敢て不便なきも不足を生ずる場

合に於ては決算上に非常の困難を生じ、強て變更を遂行せんと欲せば勢ひ臨時歳入を求めざるを得ざるの極に至るなきを保せず、故に年度の變更は事苟も國家の大計に關するに非ずんば容易に之を決行すべきに非ざるなり。例へば我國方今の年度は四月一日を以て之を開始す、今改て之を七月一日より開始せんか改正年度は忽ち六月拂の巨額なる公債利子を引受けざるを得ず、是れ固より其豫期せざる所にして其決算に苦しむ哉論を俟たず、佛國年度開始の其當を得ざる前記の如しと雖も尙ほ其改正を難んず抑々故あるなり、是に於て論鋒を一轉し裏面より之を論じ、年度は其儘之を据置き租税の納期及公債利子の如き大なる經費の支出期を改め以て收支を吻合せしむべしと論ずる者あるべしと雖も斯の如きは財政の都合のみを計り思慮他に及ばず所謂民時市情を顧みざるに坐するものにして一考の價なく固より堂に登る能はざるなり。

議會の召集

議會召集の期も單に年度開始の爲のみを以て之を定むる能はず、議員多數の便否も亦大に慮らざる可らざるなり、然りと雖も議員も其名譽ある職務を盡す爲め大に國家の利害を慮り多少の不便は固より之を忍ばざるを得ず、斯の如く國家の

事は諸方より種々の要項を積み上げ建築者の所謂競り持方法を以て之を建設し苟も偏重偏輕の跡なきを要す、若し夫れ諸要項中不調和の點あらん乎重心忽ち傾き競り持爲に崩壊し屋根となく壁となく、盡く墜落して全軀の建設地に委するや論を俟たず。

茲に又年度開始に就て一の注意を要するものあり、何ぞや年度開始の期其宜きを得ざるときは勢ひ年度開始前支出の必要を増加すること是なり、年度開始前支出の事は二十二年勅令第九十五號を以て之を規定し遠隔の場所又は外國駐在の領事館又は北地にして氷結の爲め交通を絶つが如き場所に向つて年度開始以前又は氷結以前に現金を送付する必要がある場合に適用するものなり、例へば年度の開始が氷結中にあるが如き場合に於ては其前に現金を送付し、豫め之に備へざるを得ず、然れども年度の開始が其前か後かであれば開始の少し前に現金を送付すれば敢て差支なく徒らに現金を庫中に藏置するの必要を減ず、事少にして齒牙に掛るに足らざるが如しと雖も人爲を以て殊更に不便を作爲するは固より策の得たるものに非ず、力て之を避けざるを得ざるなり。

年度開始  
前の支出

#### 第四節 出納の閉鎖

年度の開始に就き注意を要するは既に第二節に於て陳述せしが如し、而して年度一たび開始せらるゝときは隨て之に屬する出納閉鎖の期なかる可からず、今事の大小、本末部局の遠近を問はず國中一齊に出納を閉鎖するときは終始其序を失ひ完全の整理得て望む可らず、故に法規は能く之を慮り會計法第一條第二項に於て

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日まで悉皆完結すべし

と規定し、以て年度の出納は出納事務の順序、階段を経て順次に之を閉鎖し而かも其最長限は事情の許す限り實際の出納より無用の日子を重ねざるを期す而して會計規則は其第一條及第二條を以て具さに年度所屬の事を規定し、其第三條に「毎年度所屬歳入歳出金を金庫に於て出納するは翌年度六月三十日舊規は七月三十一日限りとす」

と規定し、其第四十四條には

各年度に屬する經費を精算して仕拂命令を發するは翌年度五月三十一日舊規は六月三十日限りとす

整理期限

と規定して事務の順序に依り漸次出納事務を取纏め翌年度十一月末日を以て悉皆出納を完結すべきを期す、法規の順序是に於て稍々備はる。年度閉鎖より出納完結に至るまでの期間を學術上號けて整理期限と云ふ、蓋し出納整理の爲め特に若干期間を開設すと云ふに外ならず、故に此期間に新に事を起すの不可なるは論を俟たず、而して期間も亦事情の許す限り短期ならざるを得ず、然りと雖も期限短に失すれば整理の目的を達する能はず、要は長短其宜を制し其目的に副ふにあり、故に整理期限は通信運搬の便等人文の發達に依り短縮し得るの事情を生せば進て以て之を短縮するを好しとす、法規年に進歩を呈し多く吾人の望に背かざるは國家の爲に慶賀すべきの現象たり

年度區分に付き注意すべき事凡そ斯の如し、其事小なるが如しと雖も深く之を翫味するときは復た以て會計の一要求たるを失はず、豈に輕々看過するを得ん哉



## 第二章 國庫

### 第一節 國庫の主義

#### 第一目 預金主義

國庫の組織は之を大別して預金組織及金庫組織の二種とし其最も發達したる者を預金組織とす。預金組織は英國に於て完全に發達し大に則るべきものあり、此組織の下に於ては政府の収入は總て之を中央銀行の預金とし政府の費用は總て此預金に宛て振出したる切手を以て之を支辨す。英國に於ては此方法充分に發達し、經費の支拂多額に達し政府の引出頻繁にして切手過振となるの場合に於ては應急の策として銀行は直ちに之を支拂ひ同時に大藏省證券を引受け以て政府の預金を増加し、一面に於て當該年度該省證券發行の範圍内に於て政府の財源を作爲し、一面に於ては國庫の振出切手の支拂に應じ敏捷に事を辨じて毫も停滯の患なからしむ。斯の如くなれば通貨長く國庫に埋藏せらるゝことなく國家も亦經費の支拂に困難を感ずることなし、國庫の組織は結局此法に依らざるを得ざるは論

を俟たず然りと雖も之をして是に至らしむるは金融機關の發達に遺憾なく、安全に如上の職務を盡すを得るに至らざれば固より不可能の事に屬す、一治らずんば二全たからず、豈に努めざる可ん哉

#### 第二目 金庫主義

金庫組織に於ては國庫金は中央銀行の總裁が金庫出納役として之を取扱ひ國庫金と銀行の資金とは截然之を分ち國庫金は中央銀行に於て其營業部外に特に國庫部を設けて其取扱を爲すものとす又其より一步を退き國庫金の出納は政府が一行政事務として之を取扱ひ國庫局を置き自ら之に従事する者あり、我國に於ても金庫規則實施以前は大藏省中に出納金庫の二局ありて前者は國資運轉の事を掌り後者は實際の出納を掌れり會計法及金庫規則實施以來は國庫の組織一步を進め、國庫金は中央銀行の國庫部に於て之が出納保管を掌り中央金庫本金庫、支金庫の制を立て、収入金は之を金庫に納入し收入官吏之を取扱ひ其支出は總て需用に應じて金庫より拂出す事となり、各廳の出納の金櫃を設置することを許さず即ち會計法第十二條第二項に

我國國庫  
組織の發  
達

國務大臣は其所管に屬する收入を國庫に收むべし直に之を使用することを得ず

と規定し、又其第十三條に

國務大臣は其所管定額を使用する爲に金庫に向ひて支拂命令を發すべし云々と規定し以て國庫金が各應に分散し一方に於て多額の現金庫中に睡眠し一方に於て現金缺乏し徒らに大藏省證券を發行するが如き不便不利を避るを得たり。會計法及金庫規則實施以前に於ては各應に於て種々の基金を有し、且つ三ヶ月分の定額金を國庫より受取り之を其手元に保管せしに由り國庫出納の統一を缺き種々の弊害之より生ぜり。會計法は前陳の如く大に此不便を醫し國庫金の出納をして殆ど完全の域に至らしめしと雖も、其組織取扱に於て未だ盡さざるものありて尙ほ望蜀の感なきを得ざるなり。將に周圍の狀況を改進し百尺竿頭一步を進めて英國の如くなるに至れば、金庫と市場との關係大に融和することを得、復た遺憾なきに至らん。實に英國は此點に於ては世界最優等の地位を占むる者にして、歐洲大陸及米洲文明國も未だ此域に達せず。我現制は例を佛、白、伊に採るもの少しと

我國の現  
制は尙ほ  
改進の餘  
地あり

米國の沿  
革

せず、而して獨逸の如きは諸種の事情ありて今尙ほ特設金櫃を設置すること少しとせず、佛國は預金制と金庫制との中間にあり、蓋し沿革上事情已を得ざるものあるに由る、我國は斯る障害を有せず一躍直ちに預金制に移るは甚た難からざるべし

北米合衆國の發達我國に酷似す請ふ一言せん往時、米國に於ては合衆國銀行なる者ありて英倫銀行佛蘭西銀行等の如く中央銀行の職分を行ひ國庫金の出納保管亦其職務中に存せり、然れども該行は當時大統領ジャクソン氏と有名なる衝突を惹起し大統領は結局該行をして國庫金の取扱を爲さしめず州立銀行を選んで之を爲さしめたり、然るに西曆千八百三十七年の恐慌に遭遇し是等の銀行概ね倒産し復た收拾す可らず、西曆千八百四十年國庫組織を改めて特立金庫法となし以て今日に及び、然れども嚴然たる金庫組織は市場の調和を保つに便ならず國立銀行法を以て

大藏大臣は必要に應じ國立銀行を指定し之に國庫金を預入することを得、但關稅收入は此限に非ず

と規定し、後西曆千八百六十四年更に其規定を擴張し、國立銀行は只に國庫の預入を得るのみならず、國庫事務の辨理者となるを得るものとし、預金主義に向て數歩を進めたり。然りと雖も爾後の發達意外に遲鈍にして、今尙ほ金庫主義を基礎とし、輓近其不便を論ずる者漸く多を加ふるの勢あり。

## 第二節 我國の現行

### 第一目 金庫の種類及其關係

我金庫規則は會計法第三十一條に

政府は國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

とあるに基き、明治二十二年勅令第二百二十六號を以て發布せらる。同勅令に據れば金庫を

- 一 中央金庫
- 二 本金庫
- 三 支金庫

の三種に分ち、中央金庫は日本銀行をして之に當らしめ、同勅令第五條に

中央金庫は各地の本金庫を統轄し、本金庫は支金庫を總轄す云々

と規定し、第六條に

中央金庫、本金庫、支金庫の現金の保管出納は日本銀行をして取扱はしむ

と規定し、以て日本銀行を金庫の統治機關となし、同規則第十一條に

日本銀行は中央金庫、本金庫、支金庫の現金の保管出納に付、政府に對し一切の責任を有す

と規定し、國庫金の取扱に付ては、日本銀行は國家に對し重大なる責任を有す。然るに日本銀行が自ら各地に支店を設置して、一手に國庫金の取扱を爲すは固より不可能の事に屬す。必ず各地の大銀行を選び、之をして本金庫たらしめ、本金庫も亦其周圍の銀行を選び、支金庫とし、以て之を統轄せざるを得ず。故に地方銀行確實ならざれば、現制と雖も國庫金の安全に就き尙ほ寒心すべきものなしとせず。然れども現制に於ては、銀行の營業資金と國庫金とは截然之を分ち混同するを許さざるを以て、中央銀行も頼て以て安ずる所あり。然るに今一步を進め、以て預金法となさん

とせば一般の金融機關に一層の發達を經、其基礎亦層一層の確實を加へずんば假令國家は中央銀行の確實に依頼するを得べきも中央銀行は尙ほ未だ安んじ能はざるものなしとせず。夫れ制度の變更は易く事物の改良は難し、難事一たび解ければ制度の變更の如きは實に易々たる耳、抑々力を制度に藉り以て事實の改善を促す亦一手段たり、然れども本問題に關する今日の策は先づ周圍の事實を改善するにあり、其源を治めずして末に走るは勞多くして功少く時に或は害なきを保せざるなり、然りと雖も預金法の利益大なるは固より疑を容れず、速かに其域に達するを望まざんばある可らず。

本目を終るに臨み尙ほ一言を試みざる可らざるものあり、何ぞ哉預金組織に據るときは政府諸般の支拂に國庫支拂切符を用ひず、中央銀行(本支金庫は概ね中央銀行の代理店たり)宛の振出切手を用ゆるを以て之を交換所の交換に呈出し得べきことは是なり、現制に於ても金庫宛の支拂切符は無記名式證券にして便は即ち便なりと雖も、國庫は固より銀行に非ざるを以て其切手は直接に之を交換に供することを得ず、只銀行が得意先より之を受取り交換所へ持ち出し日本銀行營業部と

國庫支拂切符と銀行宛切手の差違

國庫部との間に於て最後の決算を爲すの便あるのみ、而して支拂切符は利子を生ぜざるを以て其所有者は成べく速かに國庫に向て取付をなすを以て利益となすが故に、銀行小切手の如く交換に供せらるゝ者と其便利固より同日の論に非ず、殊に銀行其他の金融界に出入する人の爲には中央銀行宛の振出切手は之を國庫の支拂切符に比して遙かに便利にして兩者の間金融上に多大なる差違あるや多辯を要せず。

## 第二目 國庫と中央銀行との貸借勘定

我國の現制は銀行の資金と國庫金とを混同することを許さざるは既論の如しと雖も、其間嚴に墻壁を築き如何なる場合に於ても流通を許さざるに於ては國庫市場共に不便を感ずべきを以て會計法施行後明治二十七年に至り法律第十六號を以て國庫金出納上一時貸借法なる者を發布し國庫と中央銀行との間に貸借勘定を取組み兩者の間に通路を開き預金法に向て一步を進めたり、將さに周圍の情況を改良して英法に移るは寔に國家の長計なり、我國に於て往昔曾て爲替方と稱し預金法に彷彿たる制度行はれたり、然るに其制度は彼の有名なる小野組の破産

我國の現  
行預金  
制度は  
預金  
の傾  
向を  
あ  
ら  
わ  
せ  
り

の爲め金融界に一大波瀾を惹起し、茲に大頓坐を生じ、次で小出し金庫の制となり出納局金庫局の設置となり、國立銀行の官金預りと爲り、茲に方針を一轉せり。然りと雖も斯の如きは缺點甚多くして其弊に堪へず、明治十九年出納條規の設定となり、明治二十二年の會計法及金庫規則の發布となり、進んで明治二十七年の法律第十六號となり、近年に至り人文の發達に伴ひ人心漸やく預金法に傾向し來るの情勢を示せり。然るに過般の二三銀行の失敗の爲め人心銷沈し進取の意氣少しく挫折せられしは一大恨事と云はざるを得ず、宜しく進んで其基礎を固ふし其業を勵み其術を磨き以て制度の改良を促すべし。夫れ水は方圓の器に隨ふて其形を更む苟くも其器を選ばずして其形を求む豈に得可けん哉、然りと雖も漫に養を吹く亦理世の道にあらざるなり正に出來得べきの範圍を測り之を試みる亦た可ならず哉

恩給金及  
國債元利  
支拂の新  
案

今哉國庫と中央銀行との關係前陳の如く預金組織に向て一步を移せしものと云つべし、更に一步を進め恩給金及國債元利支拂に就て一便法を設けば夫れ或は國庫を緩和し大藏省證券の發行を減じ利子の負擔を減ずると同時に市場を潤ふすの功なしとせん哉、抑も我國の恩給諸録の金高は曩の兩戰役の爲め劇かに増加し年額四千有餘萬圓となり少なからざる高と云はざるを得ず、依て之を現行の如く現金を以て所管廳より直接受給者に交附するを止め初年には郵便貯金通帳を以て之を交付し隨所の郵便局より之を渡すものとせば受給者にも便利なるべし、而して受給者は直ちに支拂口より現金を得る歟、或は隨時必要に應じ引出を爲す歟、或は通帳を自己取引の銀行に持ち行き其金高を普通の銀行預金通帳に記入し銀行をして郵便局より現金を受取らしめ通帳の返戻を受け次期に於て之を郵便局に提供し其期の恩給金の記入を受けること、せば公私の爲め多少の便宜となるを疑はず、公債の元利金も輒近大に増加し利子のみを以て之を論ずるも一億圓を超過す、元來公債元利金受取には保證預けの如き便法ありと雖も之を便とせざる者の爲めには取扱銀行より元利金に對する預り證券を發行し權利者は之を以て引出、預け入等其便宜に隨ふべきものとせば是れ亦多少の便あるを疑はず、恩給及元利金高共に大なり豈に劃策する所なくして可ならんや

## 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉

## 第一目 干渉の沿革

貨幣市場に對する國庫の干渉は動もすれば其本を治めずして其末に走り効力薄弱にして概ね奏功を見ず而して其度合甚しきに至れば却て有害の結果を生ず、然れども我金札引換公債及近時の露國の紙幣政畧の如く時に或は多少の効力なしとせず、抑々此種の干渉は二百年以來各國の公債漸次に増加し有價證券の取引發達するに隨ひ世人の注意を惹き佛國の如きは特に其例に富み失策一再に止まらず元來佛國は文化優等、人士多智純理を愛し奇策を好むの慣習あり、夙にロイ主義を好み有名なるミシジッピー計畫の衝に當り結局一大破綻を生じ不幸なるルイ第十六世王の大藏大臣キャロイン氏は西曆千七百八十七年國會召集以前に經濟及財政の鞏固を裝ふの必要を感じ、當時曩に募集せし一億二千五百萬法の公債尙ほ投機的應募者の掌中にありしを以て弘く之を公衆の手に分配し取引所に於て其價格を維持せんと欲し僅々三ヶ日間に千百萬法を機關銀行に交付し以て公債

佛國革命  
前の事例ナポレオ  
ン第一世  
の失策

の購買に充當し併せて印度商會及巴里給水會社の株式價格の維持騰貴を企圖し前者の總株數四萬中より三萬二千五百株を購買せり、然れども斯の如きは一時の融通に屬し固より持久の力なく買收せし所の證券株券再び投機者流の手に落ち一効果を收むることなく結局政府は凡そ千五百萬法の損失を見るに終れり、次に西曆千八百三年に於けるナポレオン第一世の失策是なり、當時貨幣市場に對する觀念甚だ幼稚にして、ベヤ即ち降下投機者は國家の敵にして、ブル即ち上騰投機者は其味方なりとの説深く世人の頭腦に浸潤しナポレオンの賢明なるも尙ほ時流を脱する能はずアミエンの條約破れ佛國公債日々下落するを見敢て人爲を以て市場を挽回し得べじと信じ、當時の大藏大臣モリエン氏の抗論ありしに拘らず少くとも三ヶ日間に千萬元を支出し以て公債價格を維持すべきを命令せり、然りと雖も斯の如き姑息の策は固より市場の大勢を挽回するに足らず、支出三千七百萬法に至りしも寸功を見ず證券の價格却て一割の下落を示しナポレオン終に其非を悟り其方策を廢止せり

ナポレオン既に破れブルボン玉統再び佛國に君臨し西曆千八百十八年アイ

王政回復  
時代の例

スラ、シャツペルの平和條約成り佛國は同盟諸國に償金一億法の支拂を要し、同年十月五日の市場價格に據り公債證書を以て之を支拂べきものとせり。是に於て當時の大藏大臣、コルウェー氏は同日に至り可成公債價格を高からしめんと欲し金融機關を利用して公債の投機的騰貴を試み一時八十の價格を保ちしも終に支へず、豫期の時日に達するに至らずして六十七の價格に下落し國庫は爲に巨額の損失を蒙れり。

佛國  
晩近の例

晩近西曆千八百八十一年に至り又其例あり當時佛國政府は其募債に對する二億法の最後の拂込を容易ならしめ併せて公債價格を維持せんが爲め巨額の資金を銀行に交付して密かに計畫する所ありしと雖も終に其効なく翌年七月以降に至り漸次資金を回收し僅かに損失を免るゝことを得たり。

他の種例

右の外北米合衆國は西曆千八百六十四年紙幣増發の結果金の輸出盛大なるに驚き狼狽措く所を知らず直ちに金の投機賣買を禁止せり、然るに金の需用は主として外國支拂の爲に生ずるものなるを以て其賣買の禁止對外支拂の義務を消滅せしむるの効力あれば即ち可なるも斯の如き事實は天上天下何の所と雖も存立

露國紙幣  
の場合

する能はず、其結果金の埋藏となり、外國爲替の騰貴となり、金は紙幣に對し十割の騰貴を示せり。又西曆千八百六十六年合衆國に於て金の供給裕ならず、加之歐洲より合衆國に對する金の需用増加するの勢ありしを以て商賈は金價を高くして其供給を維持せんとせしと雖も、政府は偏へに紙幣價格の下落を恐れ反對の政略を採り金の流出を促がせり。我國紙幣下落時代に於ても銀の賣却を以て一時其價格を維持昇騰せしめ其反動の甚きを見しは尙ほ世人の記憶に新たなり。又晩近卅五六年の抽籤償還の結果當局者の豫期に反せしは蔽ふ可らざるの事實なり、抑々經濟上同一の原因は同一の結果を生ず焉。洋の東西を論ぜんや。

第二目 有効なる干渉

露國の不換紙幣に困しむや既に久しく殊に西曆千八百七十七年露土戰爭の爲め其高頗る増加し下落隨て甚しく然るに當時露國は銀本位にして只に國債の總高巨大なるのみならず其大部分は外國債にして金を以て元利を支拂はざるを得ず、而して兌換は何れの時を期すべき哉、又其蓄金策に就て之を見れば金貨本位採用の意あるが如く隨て其紙幣は金銀孰れを以て兌換せらるべき哉に就ても亦疑

なきこと能はず事情頗る複雑し露國紙幣は柏林取引所に於て投機の最好目的物となれり、露國政府終に其の弊に堪へず西曆千八百九十二年十月十日當時の大藏大臣ウヰッテ氏は露國財政は金蒐集と紙幣消却の爲め其基礎甚だ鞏固なる旨を公告し翌年一月露國に於て營業する所の信用機關にして露國紙幣に關し投機取引の爲に融通を爲すは其免許狀に反するものとし更に六月八日の勅令を以て紙幣に相場を付するを禁じ、尋て統計材料に必要なを口實とし國境を越る所の紙幣に税租を賦課せり

斯の如く自國に於て其基礎を固め柏林市場に於て短期の先物を購入し西曆千八百九十四年一月より大に露國紙幣價格の動搖を防げり然るに同年九月十月に至り露帝の健康に就き種々の流言浮説ありて爲に投機を惹起し柏林市場に於て百留に付き二百二十馬當時の對金平價は七弗二十七仙にして前記の割合は五弗二十二仙五に至るの價格を以て盛に露國紙幣を賣出せりウヰッテ氏機熟せりとなし、一層盛大に短期の先物を買煽りしに受渡日の近づくに方り市場現品の不足を感じ日に二三馬の騰貴を示し、賣方非常の困難に陥り、露政府に向て百方引渡の延

期を請ふに至れり是に於てウヰッテ氏は恩威併ひ行ふの必要を察し二百三十四馬の價格を以て三百萬ルーブルを賣方に供給し一旦其局を結び爾來露國發行の紙幣を以て投機の目的物と爲すに於ては今回の如く容易に其局を結ぶを期す可らず、露國證券の賣買を爲んと欲する者は須らく四分利付内國債(當時其高十億ルーブル)を以てすべく、銀行發行の紙幣は固より政府の干渉する所に非る旨を柏林市場に覺知せしめたり

抑々今回の駆引其功を奏せしは當時露國政府及び中央銀行は六億九百萬留の金を有し、内國に於ては留の相場付質買を禁じ、外國に於ける留紙幣の有高を詳にし斷然たる決意を以て之に臨みしに由る者にして、此實力此決意此用意なくんば其功を奏する能はざりしは論を俟たず、尋てウヰッテ氏は一面に於ては中央銀行に一定の相場を以て金の購買に従事せしめ以て紙幣の下落を防ぎ、一面に於ては爲替の買相場を百留に付き二百十八馬と爲し、賣相場を二百二十馬と爲し以て爲替の劇變を防ぎ益々進んで、金準備の實力を養ひ、紙幣を減じて其需要を増加し以て投機を撲滅し西曆千八百九十七年終に兌換制度を設定するに至れり

紙幣の  
下落及爲替  
防變の豫



又今回の戦役の初め巴里市場に於ける各種の有價證券價格の動搖左の如くなりしを見

| 證券名          | 二月十九日              | 二月廿日               | 差額                |
|--------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 佛國三分公債       | 九五 <sup>法</sup> 四〇 | 九四 <sup>法</sup> 〇〇 | 一 <sup>法</sup> 四〇 |
| 伊太利五分公債      | 九八、八五              | 九六、七五              | 二、一〇              |
| 葡萄牙三分公債      | 五八、二七五             | 五六、〇〇              | 二、二七五             |
| 露西亞三分公債      | 七二、九五              | 七二、〇〇              | 〇、九五              |
| ブラジール四分公債    | 七四、二五              | 七一、七五              | 二、五〇              |
| 西班牙四分公債      | 八〇、一〇              | 七四、五〇              | 五、六五              |
| 土耳其公債        | 七七、六〇              | 七五、〇〇              | 二、八〇              |
| 「クレヂー、リヨネー」株 | 一、〇八二、五〇           | 一、〇三〇、〇〇           | 五二、五〇             |
| 巴里及和蘭銀行株     | 一、〇五二、五〇           | 一、〇〇二、五〇           | 五〇、〇〇             |

一部人士は直ちに之を以て露國財政の基礎鞏固なるの致す所と爲し其真相を見るに苦むものなしとせずと雖も是れ亦政略的施設と國庫干涉との結果預て力あ

るものにして決して自由放任より生ずる所の自然の結果に非ざるなり請ふ少しく之を辯ぜん

元來佛國に於て募集せる露國公債の大部分殆ど其全部は該國一般公衆の引受に係るのみならず佛蘭西銀行に於ては其華客か露國公債を寄託する場合には無手数料にて之を保管す我國に於ても日本銀行併に興業銀行をして日本公債に對し此例に倣はしむべし即ち西曆千九百三年十二月二十四日に於ける同銀行寄託に係る各種外國證券五十三億三千八百萬法中露國公債は其一割七分を占め七萬九千九百七十五人の華客より寄託されたるものなり而して株式仲買組合は佛國公衆の利害關係深き露國の公債に對する賣方の賣崩し投機行爲を防遏せんが爲め其規約中に露國公債の賣却せらるゝときは必ず現物の受渡を請求するものと規定せり加之露國政府の在外管理者は極力倫敦伯林及巴里其他に於て露國公債の賣物あるときは之を買受けて現物の交付を請求し以て其賣方を困却せしむるを努むるを常とす現に倫敦に於ては賣方投機者が引渡猶豫免許(パツキワルデーション)を得んが爲め十四日間に代價の百分の二即ち年五割二分に當る金額を

露國公債  
價格の維持  
の維

支拂はざるを得ざるまでに追窮せられたり露國政府が其公債價格の維持に汲々たる凡そ如斯し、由是觀之其前記の如き異狀を呈するは決して偶然に非ず、露國政府も亦努めたりと云ふべし、況や佛國銀行其他の資本家は自己の利益の爲め附和雷同するの勢あるに於てをや、元來彼等が露に投資する所の金高は約三十八億二千萬圓の巨額に達するとは世に噂炙する所なり、果して然らば彼等が此態度を採る亦偶然に非ざるなり、然りと雖も數は素より極まる所あり焉、能く久きに堪んや、果せる哉、近時露國は巴里市場に於て募債の功を奏する能はず、本年(三十八年)三月に至り其貯金を巴里より伯林へ移すの勢を呈せり、世目して以て繰引政略と爲す夫れ或は然らん乎

我兩種の金札引換公債の如き當時紙幣の下落甚しかりしを以て其利子を六分とし紙幣を以て拂込み正貨を以て元利を支拂ふものとし、紙幣の下落若干以上に達すれば應募者増加して紙幣其供給を減し紙幣の價格騰貴して元利支拂の爲め受取る所の正貨と紙幣との差減少するときは自然應募者を減すべく又は皆無となるべきを以て紙幣の供給を市場の需用相當に保持し其價格を維持するを目

金札引換  
公債發行  
の効用

的とせり、今之を當時の事實に照すに其効力虚しからず兩種合して千四百五十九萬九千餘圓を發行し紙幣價格回復の爲め多少の力ありしや疑を容れず、單に其金高を以て之を論ずれば未だ以て巨額と云ふを得ずと雖も、器中の水最後の數滴の爲に溢るが如く紙幣の下落亦最後發行の百萬圓の爲に生するなきを得ず、千有餘萬の回收豈に其効力なしとするを得ん哉、金札引換公債發行の如きは之を巧妙の施設と云ふと雖も敢て過言に非ざるなり、又公債利子の繰上拂、買上償還の如き時と場所の選擇其當を得は市を融和するの効なしとせざるなり

### 第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場と

の關係上一層深き注意を要す

開明諸國中其法律關係は暫く之を論外と爲し實際に於て金庫主義を採るは北米合衆國を以て其最とす、殊に該國は歲入殘餘多く資金の庫中に睡眠する者隨て多く屢々其不便を感じ或は國庫を開きて公債の買戻を爲し或は銀行に一時の預入を爲し以て市場の調和を計るの必要を生ぜしこと枚擧に遑あらず、其施設の得失巧拙に就ては固より論なき能はざるなり、請ふ合衆國の事績に就き少しく陳述

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫  
と市場との關係上一層深き注意を要す

金坑發見の結果

西曆千八百五十三年夥多の金額庫中に埋藏せられ、加ふるに當時キヤリフォルニヤ州金坑産出の盛時に當り金價漸やく下落しグレシヤムの法則其効力を顯はし銀貨の流通市場に其漸を斷ち、造幣局輸納の貨地金は急に成貨となりて市場に顯はれず頗る逼迫の市況を呈せり是に於て政府は大に金庫を開き國庫金を造幣局に交付し所謂臨時造幣準備金を設け造幣依頼人をして直ちに成貨を得せしむるも尙ほ市場を緩和するに足らず、同年夏季に至り二割一分の割増價格を以て公債證書百萬弗の買上を爲すに至れり、元來政府が巨額の公債を購入せんと欲せば其價格騰貴するは必然の勢なり然れども之を購入せずんば市況を調和する能はず國庫の地位亦難しと云つべし

恐慌の煽動

次の購入は西曆千八百五十七年に起れり、同年資金の國庫中に睡眠する者頗る多く春季に於て其高二千百萬弗に達せり(當時に於ては頗る巨額なり)是に於て當局者其開放を必要とし例の購入策を決行せしに不幸にして其事同年の恐慌前に起り市場を煽動し偶々以て困難を強むるの媒となれり、時利あらずんば施設善な

金の賣出と其代價の預け入

るも禍福其果を異にす慎まざるばある可らざるなり

西曆千八百七十三年乃至千八百九十三年に至るまで公債の買入頻りに行はれ其目的は市場の調和と満期前の償還を以て利子を免れんと爲るとにありて著しき割増價格を以て購入せり而して又時に紙幣價格維持の爲め金の賣出を試みたり即ち西曆千八百七十三年の恐慌に先ち大藏大臣ブトウエル氏の紙幣消却の目的を以て割増價格を以て金を賣出せり、當時紙幣の下落は尙ほ一割以上なりしを以て國庫より流出せし金は市場の流流に入るを得ず紙幣は現に市場より引揚げられたるを以て此方法は多少通貨緊縮の目的を達するを得たり然るに一方に於ては西曆千八百七十二年の秋季に至り紙幣増發物價騰貴に伴ふ所の投機取引盛にして市場漸やく急調を告げ資金不足の聲囂々として各所に起り頗る危殆の情況を示せり是に於て政府は深く其原因を究めず倉卒に其救済を必要とし金賣却を以て得たる紙幣の一部を銀行に預け入れ三部を公債の購入に使用し以て市場を緩和せんと試み同年十月に至るまで此方法を以て五百萬弗を支出せり是に於て市場に對しては金流出及び紙幣放下の効用を一時に併發し十月五日には紐

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に於ける國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫と市場との關係上一層深き注意を要す

育銀行の合法紙幣有高四千百九十一萬餘弗なりしに同月廿六日に於ては其高五千二百卅四萬餘弗に達せり然れども其利益は前として投機的仲買人の占有する所となり純正なる商賈の正當なる割引を要する者の爲には効力甚だ微弱なりしとは人口に膾炙する所なり

西曆千八百七十三年市況益々險惡頗る不隱の狀を呈し同年九月に至り果然一大恐慌を生し商賈の急を告ぐる者甚だ多く當時の大藏大臣リチャルドソン氏は大に其請求を容れ國庫實力の及ぶ限り市場の救済を試み一週日間に二千四萬弗を支出して公債其他の證券を買い上げ十一月に支拂ふべき公債利子を繰上げ九月廿九日を以て之を支拂へり然れども諸銀行は預金引出の爲め其手元金を減少し八月卅日より九月二十日の間に合法紙幣僅かに千萬弗を保持するに至れり當時大藏大臣の報告に依れば此支出の爲め貯藏銀行の多くは其破綻を免れ預け人中の恐慌を防ぎたるの効ありしや疑なしと雖も而かも此恐慌は信用の濫用資金の固定より生ぜしものにして前記の如きは固より相當の救済に非ず當時國庫の援助ありしにも拘はらず證券價格の騰貴せざりし一事に就て之を見るも其効力全

公債買上  
及利子繰  
上げ拂ひ

からざりしを證するに足れり

前記恐慌に引續き數年の間商業沈滞し西曆千八百七十八年の頃より市況漸次回復するに伴ひ金庫組織の不便稍や顯はれ歳入の減少を要せしと雖も當時行政府と立法府の意見投合せず久しく歳入殘餘の處分に苦み西曆千八百六十六、七八の三年に涉り價格以上を以て公債を買収せしこと凡そ三億弗の巨額に達せり

西曆千八百八十八九年の頃に至り剩餘金頗る多く八十八年六月に於て終る所の年度に於ては其高一億一千九百六十一萬餘に達し其翌年度の剩餘は一億四百三十一萬餘弗に達すべきの見込なりき故に當時の藏相は國庫金の開放を必要とし九千四百萬弗の公債買上を爲し割増金として支拂ひし金高一千八百萬弗の巨額に達せり尋て西曆千八百九十年倫敦のバリーン恐慌の餘波を受け市況稍や動搖の狀態を呈せしを以て政府は其救済を必要と爲し七月十九日より九月十三日の間に公債額面價格七千三百六十九萬四千八百五十弗を八千三百九十萬七千八百八十三弗にて買上げ尙ほ利子の繰上拂として千二百萬九千九百十五弗を支出せり是に於て國庫在金大に減少し十月の末に至り僅かに二百萬弗を餘すに至れ

金庫組織  
の不便

最近の逼  
迫に對す  
る施設

り然れども紐育銀行は意外に其恩澤を被らず貨幣の大部分は内部農業地方に吸集せられ收穫後バーリン恐慌の治まるまでは利率頗る高位を保てり

次の買上は西曆千八百九十九年國庫開放の爲に起り爾後其最も必要にして最も著しきものは同千九百二年の秋に於て行はれたるものとす合衆國政府は種々の經驗を經西曆千九百年及同千九百二年に於て其收入を減ぜしと雖も同千八百九十七年以來の繁榮に伴ひ尙ほ歳入に剩餘を生じ他の原因豊作と商業の繁盛と相待つて金融の逼迫を來し西曆千九百二年九月に於ては利率二割乃至二割半となり紐育銀行の手元有金殆ど合法の準備金額までに減少せり當時の藏相シヨール氏は當初冷眼を以て之を迎へ殆ど介意せざるの態度を示せしと雖も事是に及んでは終に之を對岸の火視することを得ず十月に至り西曆千九百廿五年滿期の公債額面千六百五十萬餘弗を割増價格にて購入し支出の金高二千八百八十萬餘弗に達せり

前陳公債證書購入の外合衆國政府は市場の救濟策として國庫金を銀行に預入するの權能を有するは既説の如し而して前記西曆千九百二年の逼迫に際して合

國立銀行  
の利用

衆國が此權能を利用せしは著しき事實にして往時に於ても亦其例に乏しからず今其重要なる場合を舉れば彼の有名なる南北戰爭中には國立銀行は公債募集及税金保管の機關として利用せられ西曆千八百六十六年九月を以て終る所の三ヶ年間に國庫金を受入しこと十七億五千三百五十三萬餘弗内十一億一千六百十五萬餘弗は國債募集に屬し餘は内地税の收入に屬せり

西曆千八百七十三年乃至七十九年に至るまで合衆國は兌換制度回復の爲め公債を發行し時に市場の逼迫を醸すことありしを以て之が救濟として國庫預金を銀行へ預け入れ西曆千八百七十九年一月一日の國庫預金の高は五千三百二十餘萬弗なりしに二月一日には一億六千六百三十五萬餘弗六月一日には更に増加して二億七千六百四十萬餘弗の巨額に達せり斯の如き巨額の預け入は合衆國に於ても多少の議論なき能はず西曆千八百八十八年八月一日當時の大藏大臣フエヤチヤイルド氏が五千四百四十七萬餘弗の預金を爲し居るに對し反對黨は之を以て政府攻撃の一目的と爲すに至れり

爾來凡そ十星霜西曆千八百九十年歳入の整理を遂げしより資金庫中に睡眠す

第二章 國庫 第三節 貨幣市場に對する國庫の干渉 第三目 金庫主義の國に於ては國庫  
と市場との關係上一層深き注意を要す

國庫預金

剩餘金の減少

ること少なく國庫預金の問題世人の耳目を惹くに至らず、西曆千八百九十六年の年初に於ては其高千四百二十七萬餘弗に止まれり、然れども爾後再び國庫剩餘漸やく増加し市場稍や逼迫を感ずるに至り國庫預金の問題隨て沸騰し、西曆千八百九十八年六月三十日に至りては其高三千八百七十四萬餘弗に達し、翌年同月同日には七千六百二十八萬餘弗、同千九百年同月同日に於ては九千八百七十三萬餘弗、翌年同月同日にて一億一萬餘弗、同千九百二年六月三十日には更に増加して一億一千九百八十一萬餘弗に達し、同年秋季逼迫の爲め十一月十日には一億四千三百六十三萬餘弗の巨額に達せり、而して其擔保物は從來國債證券に止まりしに今回は州債及市債證書に其範圍を擴張せり、卅九年春期の必迫に際しても米國大藏省は國庫有金を無利子にて銀行へ預け入れ擔保品の種類を紐育州の法律に依り該州貯蓄銀行に許すの範圍に擴張せり、然れども是處に注意すべきは政府が其事を秘密に附せしこと是れなり、若し之を公にせば金利忽ち下落し外國よりの入金を防げ効用の半を失ふの虞れあり

擔保品の擴張

北米合衆國の國庫組織は史乘の關係より多少の不利なる點なきを得ずと雖も、

合衆國の國庫組織沿革

新開國の狀況として其間或は恕すべきものなしとせず、然れども今哉該國の文化故國と選ぶ所なく其富強の度に於ては固より天下に冠絶す、進で以て預金主義に移るの機正に熟せりと云ふと雖も敢て過言に非ざるべし、然りと雖も其團體所謂共和合衆にありて各州特別の歴史を有し、特設の法律を有し而して國土廣大東西其利害を異にし南北其生産を同ふせず、統一の難き固より多辯を要せず、金庫主義の不便既に輿論の認むる所となり議論甚だ盛なりと雖も其改革を見るは尙ほ數年の後に埃たざるを得ざるべし、今日に至るまで彼の組織を以て此の結果を得たるは當局の苦心大なる預て力ありと云つべし、然りと雖も凡そ天下の事法に依るは安く人に便るは危し、法の改良は須らく世の趨勢に隨はざる可らず、豈に夫れ之を忽にするを得んや

#### 第四目 取引に關する政府の干渉

前二目所論の外尙ほ政府が市場の紊亂を防禦するの目的を以て有價證券及物品取引に干渉を試みることをなしとせず、其意好すべしと雖も多くは人爲を以て自然の動作を妨げ市場各種の標準を惑亂し事情を複雑たらしめ却て正當の取引を

佛國の事例

困難ならしむるの結果に終るを通例とす彼の往昔の「ギル」即ち特許法株法即ち獨  
占法及轉賣、攤買、占買、再賣經濟史眼第十五章參觀の禁令の如きは暫く之を論外と  
爲し、佛國に於ては仲買事業は西曆千五百七十二年の昔より一の特許事業に屬し  
免許料を拂ふて其許可を得るものとせり、西曆千七百九十五年に及び「アヂヤンデ  
シヤンデ」即ち公用仲買なる者起り以て其痕跡を今日に止む、然るに時勢の進歩は  
彼等の獨占を許さず彼等と共に自由市場勃興し、其勢力漸やく盛なるに當り公用  
仲買の忌む所となり立法府行政政府亦其發達を好まざるの情況を示せり、當時公用  
仲買は嚴正なる規則に拘束せられ自由市場は當局の好意を得ず共に財政の機關  
たるに便ならずして西曆千八百十六年の公債は之を比較的自由なる倫敦及「アム  
ステルダム」市場に募集するを便とするに至れり、前記兩市場は當時に於て既に外  
國證券の取引を爲せしと雖も、巴里市場に於て外國證券の取引を爲せしは西曆千  
八百二十三年を以て魁とす、抑々佛國文化の四海に優なるは内外の認むる所而し  
て金融市場の發達に於て此差違あり當局施設の良否國運の張弛に關する實に大  
なりと云つべし、降て西曆千八百五十九年に至り佛國政府は「クローリス」即ち前記

佛國市場  
發達の延

自由市場を有害物と認定し百方之を鎮壓せんと試みしと雖も市場の需用は其必  
要を感じ時に死灰再燃の勢を呈せしを以て西曆千八百九十三年五年の間之に課  
する公用仲買税の三倍を以てし、同千八百九十八年或種の證券は公用仲買の外之  
れを取扱ふて許さざるまでに至れり然れども又一方に於ては稍や反對の事情を  
示し先物賣買を合法の行爲となし買戻の禁制を解けり、西曆千八百八十五年三月  
二十八日の法律參觀)

獨逸の狀  
況

佛國に於ける市場取引の情況概ね前陳の如し今一步を進めて獨國の狀況を見  
るに更に一層の嚴勵を加ふ、元來獨逸農業黨は農產物先物賣買は其價格減少の媒  
たるべしとの理想を有し深く之を忌み、輓近運輸通信の發達殆んど距離の問題を  
消滅せしに拘はらず尙ほ昔日の盛時を追想し、近時數年の間實際農產物價格の減  
少を見て、狼狽措く能はず、西曆千八百九十六年種々農產品價格下落の防禦策を講  
ぜし、後終に法律案を提出し取引所を政府監督の下に置き五穀の先物賣買を禁止  
し、鑛業及製造社會の株式及債券の手付取引を嚴禁せり、然りと雖も世界の  
大勢は一國の立法を以て之を左右すること能はず、獨逸の麥價は世界需給の關係に打勝

獨逸の干渉  
政略の結

ち獨り其騰貴を見るを得ず穀物市場は暫時之が爲に閉鎖せられ證券市場は痿痺して立つ能はず表面上非常の沈滞を示せり然りと雖も市場投機に傾くは猶ほ蟻の甘に就くが如く乗すべきの機あれば必ず之に乘じ侵すべきの間隙あれば必ず之を窺ふを常とす當時の狀況亦常套を免れず投機者流は全力を擧て證券を收得し之を質として限行より融通を得以て投機取引を持続し債券の銀行に入る者爲に増加し輓近獨逸金融機關不穩の原因茲に胚胎せり而して資力強大なる大銀行は之を機會とし玉石を鑑別し瓦礫を小銀行に譲り自ら寶玉を選びて益々金融市場の基礎を危ふせり事情斯の如くなりしに依り西曆千九百二年の秋期に於てフランクフルトに於て獨逸銀行の集會を催し是等關係の得失真相を研究せしに政府も其施設の無効なりしを認め其改善を豫約するに至れり

白耳義の  
實況

獨佛の狀況斯の如くなるに反し稍や取引の自由なるは白耳義市場とす是に於てブルクセル取引所は著しき進歩を呈し獨佛の銀行と雖も同市に支店を開く者少しとせず而して露清アフリカ等の鐵道資金は之を白耳義に求むるもの少しとせず然るに同國議會に於ては所謂社會主義の勢力少なしとせず國資の輸出を喜

効力薄弱  
なるの原  
因金融機關  
の整頓と  
利用とを  
要す

ばずして多少の制限を加ふるの傾向あり抑々資本の利に就くは猶ほ水の低に就くが如く前陳の如きは固より人爲を以て抑制し得べきに非ず事大勢に反すと雖も所謂感情の發動に屬するものにして私心を挟まざる範圍に於ては時に或は宥恕すべきものなしとせず而して其原因の如何秩序の壞亂收斂誅求等に依りては眞乎憂慮すべきものなしとせざるなり

#### 第五目 干涉の効力は概して薄弱なり

國庫干涉の効力が意外に薄弱なるは主として其實力大勢を左右するに足らざるに依る西曆千八百九十四年の露國政府の成效は其施設の巧妙なる多少見るべきものなしとせずと雖も背後に其實力の強大なる者あるに非ずんば焉ぞ能く斯の如くなるを得ん實に當時露國の金所有高は英佛兩國中央銀行の有高の合計を超過せり合衆國國庫の豊富なる尙ほ或は市場を制するに足らず而して斯の如きは他國の企て及ぶ所に非ざるなり加之政府の干涉は資金の需結上自然の關係を紊亂し人爲的に市場冷熱の度を増加するの患あり慎まざればある可らず抑々國庫金は當然の用途あり假令純然たる剩餘金と雖も永久に銀行其他の金融機關の



之を預金と爲す能はず況や一時の國庫有金に於てをや、公債の高價買上の如き一時非常の騰貴を來し、買上終るときは即ち下落す、其不得策なるは第一編第一卷第七章第三節第二目に於て述べたるが如し、市場の調和は須らく之を銀行等の正當金融機關に委し其熟練と精巧に任ずるを好しとす、果して然らば銀行の組織亦大に研究せざるを得ず、合衆國の如きは只に金庫組織の不便に苦しむのみならず、銀行の組織亦其宜を得ず、通貨の統一市場の整理に當るの機關を缺き屢々其不利を感じ方今銀行法貨幣法の改良に就て議論正に酣なり、早晚其解決を見るべしと雖も、抑々該國は範圍廣大加ふるに各州其歴史を有し、方面其利害を異にし、制度の改善を見る容易の業に非ず、爾後數年間國庫と市場との關係尙ほ今日の如くならざるを得ざるべし、若し夫れ銀行の組織如何の如きに至りては坤第二編第一卷第一節に詳述す故に之を此所に贅せず

### 第二編 第二卷 終

乾 大 尾

## 財政と金融乾附録目錄

### 甲 種

- 第一號 倫敦市場の募債手續……………一
- 第二號 輓近我國地價の變動……………一二
- 第三號 白耳義に於ける地方債の募集を容易ならしむる爲めの特別機關……………一六
- 第四號 英國に於ける私事法案提出順序……………二四

### 乙 種

- 第一號 西曆千九百六年に於ける世界の證券發行高……………四三
- 第二號 同上割合……………四五
- 第三號 北米合衆國に於ける西曆千九百六年の進歩の實況……………四六
- 第四號 繼續費編纂に關する事項……………四七

第五號 西曆千九百六年に於ける歐洲四大國の酒煙草及森

林收入の概況……………四七

第六號 日露戰爭費に付露國側の最近の調査……………四八

## 財政と金融乾の附録

### 甲種

#### 第一號 倫敦市場の募集手續

##### 一 發行者

募債の機關として第一に擧ぐべきは發行者なり外國政府が倫敦市場に於て公債を募集せんとするときは然るべき銀行又は資本家と相談して之を發行者と爲す若し銀行なれば之を「イッシュユールイニングバンク」即ち發行銀行と云ひ若し個人或は組合の資本家なれば之を「イッシュユールイニングハウス」即ち發行屋と云ふ發行者は單に應募の申込を受くる門戸たるに止まらずして起債者に對しては契約により募集の責任を負ひ公衆へ對しては其名を以て募集の條件を記載せる目論見書プロスペクトスを發すが故に徳義上起債の確實なることを證明するに等し左れば發行者は理財界を指導するに足る信用と勢力とを有するものたるを要す發行者は一銀行一資本家た

ることあり、或は數個の協同とするも亦可なり、發行手数料は發行額面の何分と協  
定し下引受料下引受仲買料及び其他の費用は發行手数料の内を以て支辨するを  
常とす但し印紙税は必ずしも此限にあらず

## 二 下引受人

發行者は公衆の應募により資金を調達することを目的とするものにして必ずし  
も自力を以て資金を供給することを期するものにあらず、殊に發行者が株式銀行  
たる場合に於ては自力を以て巨額の資金を供給するの責任を執るが如き危険を  
冒す能はず、然るに公衆の應募は豫じめ絶對的に信賴するを得べきものにあらず  
發行者は市場の状況に鑑み公衆の應募を得る様に募集の條件を定むと雖も時と  
しては見込違ひなきを保せず若し公衆の應募充分ならざるときは發行者は如何  
にして其の責任を完うすべき乎下引受(Underwriting)は即ち其場合に備ふる方法な  
り

下引受とは大口の應募を引受け置き其内より更に公衆へ分配する一種の仲繼  
的行爲なりとし又發行者と下引受人を混じ發行者が起債者との契約により公衆

に向て公債を發行するは則ち下引受の行爲なりとするものあるが如し是等は全  
然誤解なり、下引受は公衆應募不充分の場合に備ふる一種の保險なりと云ふを適  
當とす但し公衆の應募は下引受人を経由するにあらず下引受人は公衆應募不充  
分の場合に於て發行價格より幾分か低き價格を以て公債を引受くることを約す  
るのみ下引受の價格は總ての下引受人に對して同様に定め下引受の額の一人毎  
に約定す若し公衆の應募が募集額に満つるときは下引受人は實際毫も公債を引  
受けずして只發行價格と下引受價格との差を下引受料として發行者より受領す  
若し公衆の應募が募集額に満たざるときは下引受人は按分比例により各下引受  
額の一部分を引受け一部に對して下引受料を受く若し公衆の應募絶無なるときは  
下引受人は各下引受額の全部を引受くるなり

此の如く發行者は二重に資金調達の準備を爲し居るなり、發行者も亦自個の資力  
に相應じ危険なしと認むる程度に於て自ら幾分の下引受を爲すことあれども募  
集額の大部分は發行者以外に於て下引受を爲さしむるを常とす只巨大の資力を  
有する資本家が發行者となる場合若しくは公衆の應募の極めて確かなる場合に

は全く下引受の方法を用ゐざるを得べし、發行者の資力に依頼して下引受を用ゐざるときは上引受料を要せざる代りに發行者の手數料を増すを免れざるものとす、下引受人には銀行あり會社あり個人あり必ずしも業務の何たるを問はざるも多くは理財界に關係あるものなり其數亦一定せず或は數十百名に達することあり、一口の下引受額は各人の資産に應じて差等あり下引受總額は募集額面に達するに至て止む各下引受人の資産が公衆應募なき場合に於て引受の義務を履行するに充分なれば則ち資金調達の保證確實に成立したるものなり、發行者は先づ起債者と内相談を整へ下引受人との契約を濟せたる上にて起債者に對し正式に發行契約の調印を爲すを以て最も安全なる方法とす、然れども下引受の見込確かなるときは便法として先づ發行契約に調印することもなきにあらず、下引受は一種の保險なるを以て實際下引受人を煩さず、公衆應募により募集を了るを以て成功とす、故に下引受人にして眞に公債を所望するときは下引受の外に應募申込を爲し置くなり、此の如く下引受と應募とは全く別事にして直接の關係なしと雖も下引受の景況は市場の人氣を作る要素なり、下引受の成立容易にして

下引受人中に某々の有力家を網羅したりと云へば以て市場の人氣を引立て公衆の應募を誘致するの結果を生ずるなり

### 三 特定仲買人

發行者は自個の手にて幾分か下引受人を作ると雖も主として下引受人を作るは特定仲買人(スペシャルブローカー)が發行者より委任せらるゝ所の仕事なり、特定仲買人とは株式取引所仲買人の内より發行者が撰定するものにして最も密接に市場に觸接し居るが故に發行の時期及び條件を定むるに付きて發行者の顧問たり、特定仲買人は募債に關し頗る重要な機關にして平生信用厚く且つ諸方面に顧客を有し敏活に下引受人を作るの手腕を具備するものならざるべからず、特定仲買人の報酬は下引受仲買料オンドルライチング、プロイケレヂと稱し發行手數料の内より仕拂を常とす、其仲買料は發行額全體に對して仕拂ふことあり或は特定仲買人の周旋にて出來たる下引受の額のみに對して仕拂ふことあり

### 四 一般仲買人

募債に關する特別の機關は凡そ前に挙げたる如くなれども此外尙ほ一般仲買人

をして成るべく公衆の應募を勧誘せしむるの手段を執るを常とす、即ち株式取引所の仲買人は誰れにても發行者より目論見書及び應募申込書式を貰ひ受け之に各自の商號を捺して平生の顧客に配布することを許さる、單に新聞の廣告を見る丈にはべ應募の意を起さざるものも平生取引ある仲買人より目論見書及び申込書式の配布を受ければ進んで應募することあるべき理なり、而して仲買人の商號を捺せる申込書を以て應募したるものは其仲買人を經由したるものと見做し其申込人の得たる應募割當額に對し幾分の手數料を仲買人に與ふるなり、此手數料を「アウトサイド、ブロカス、コムミッション」と稱す、「アウトサイドブロカ」は取引所の正式會員たらざる仲買人を意味することあれども茲にては募債に關する特定機關以外の意味にて單に「スペンシャルブロカ」に對する語と知る可し

##### 五 發行條件を定むる標準

機關の説明は大略前掲の如し是れより少しく進行の順序を述べんと欲す、發行條件を定むるは其時の狀況により變通を要すること勿論なりと雖も大體に於ては同種若しくは類似の既發債を標準として其市價より少し低き所に發行價

格を定むるを以て原則とす、新債に應募者を得んとせば舊債を市場に買ふよりも利益なる條件を以てせざる可からず、而して新債の發行あれば供給増加の結果として舊債市價下落の傾を生ずるは自然の數なり故に新債の應募を眞に有利ならしめんとせば舊債の下落點よりも更に幾分か低き所に發行價格を定むるを要す、此くて舊債市價は下落し新債は發行價格よりも高き市價を保ち新舊兩債の市價均一するを以て適度とするなり但し以上は單に供給増加の結果のみを抽象して立てたる標準にして此外に市價變動の原因多くあるが故に之を斟酌するの必要あるは言ふまでもなし

##### 六 目論見書の發表

下引受完了し起債者との契約成立し公債の場合に於て必要なる法律又は勅令の發布せられたる後發行者は成る可く速かに目論見書即ち「プロスペクタス」を發表す、目論見書は我國の所謂發行規程に相當するものにして募集の條件、申込受付期限、募金の拂込、利子の仕拂元金の償還等の事項を記載するものなり、新聞に廣告するの外、發行者及び特定仲買人の店頭に於て目論見書を配布し之に添ふるに應

募申込書式を以てす

七 申込の受付及び締切

目論見書發表の即日又は翌日より應募申込を受く申込書には證據金を添へ發行者の店頭を持ち來るも可なり郵送するも可なり又電信にて申込むことも出來べし、申込受付期限は一定せざれとも大概四五日を以て普通とす、發行者の都合により期限以前に締切るも差支なし、締切前なれば申込者は申込を取消すを得べし、好景氣の募集に於ては二日目位に締切ること多く時としては即日に締切ることあり、地方の郵便申込は締切翌日の第一順まで受付くるを例とす

八 應募の割當

應募申込額が募集額に超過するときは各申込者に其申込の金額を充當する能はず此場合に於て如何にして應募の割當を爲すかは發行者が手心によりて決する所にして必ずしも一定の標準とすべきものなし、好景氣の募集に於ては自ら永く公債を所有する意志なく市價の騰貴に乗じ之を賣りて利益を得る目的にて應募する投機者多し、故に成る可く投機的應募者に割當てず成る可く真正の投資者に

割當つる様にするが發行者の目的なり、投機的應募者は時として小口に分ち時として大口に纏め種々に手を替へて申込を爲すが故に發行者も之に應じて割當方を異にす全體に通じ按分比例にて割當を爲す如きことは殆んどなく百磅より千磅までの申込に對して何割千磅より五千磅までの申込に對しては何割と云ふが如く申込額によりて割當の割合を異にするものなり

九 新債の増打

發行者又は特定仲買人が下引受の勧誘を爲すに至れば募債の事實及び條件は既に公然の秘密なり、新債の景氣好ければ一種の思惑賣買此時より始まる新債の増打若干と云ふは此賣買の相場を指すものなり我國にては此増打の性質を誤解し發行價格以上にて應募申込を爲すの意なりとするものあるが如し然れども倫敦市場に於て普通の募債に競争申込の方法を用ゐるは異例に屬し一定不動の發行價格により申込を爲さしむるを常とす、故に増打は起債者の所得ともならず發行者の所得ともならず素より下引受人の所得ともならず、思惑賣買者の間には互に損得あり増打の景氣が割當の後まで繼續すれば一般の應募者之によりて利する

なり然らば新債の賣買は如何にして行はれ其相場は如何にして立つや少しく之を説明せんと欲す

#### 十 結果の賣買

應募割當の確定せざる内に新債を賣費するは之を結果の賣買(セイル、ラプ、リゾルツ)と云ふ應募の結果を賣買するの意なり例へば某國の公債の發行價格九十にて募集されつゝあるに後來市場に於て九十一の價格を保つ見込ありとすれば先づ若干の應募を申込み置き之に對して何程の割當を得るか疑問なるも兎に角其結果を九十と四分の一にて賣渡すの約束を爲す目前に於て四分の一の利益を得べし九十の價格にて自ら申込を爲すを得べきに好んで九十と四分の一の價格にて結果を買取るものあるは何故なりやと云ふに是れは必ずしも眞に其結果を買取りて公債を所有せんとするにあらず午前九十と四分の一にて買ひたるものを午後九十と四分の一にて轉賣して其間の四分の一を利得せんが爲めなり而して同じ申込を爲すには證據金を要せず是が爲めの場合によりては眞の應募希望者が多少の増打にて結果を買取ることあるべしと雖も概して言へば結果の賣買

は氣配の變動に乗じ目前の利益を得んとする思惑なり斯くて應募の景況盛なれば結果の賣買亦隨て盛に行はれ結果を賣るの目的にて應募申込を爲すもの多く出て來る故夥しく應募申込額を膨脹せしむることあり是は餘り健全ならざる現象なる故早く申込受付を締切りて其勢を制止するの必要を生ずることあるなり是れに反して新債に對する人氣不良なるときは結果を賣る目的にて申込むものはなきも既に申込を爲したるものが厭氣になりて申込を取消し又多少の割引にて賣退かんとするに至る然も結果の賣買は好景氣の時に多く不景氣の時に少きものと知る可し

締切後は特に結果を賣る目的にて更らに申込を爲すの途なきも既に申込みたる分の結果を賣買することは依然として行ふことを得べし然し締切前程には相場の変動なき故結果の賣買を試むるの機會比較的に少し取引所は發行者の請求により結果賣買決濟の爲め割當決定後特に期日を指定す決濟の方法は應募申込證據金并に割當額増打金に對して割當通知書の受渡を爲すものにして例へば五分の證據金を以て十萬磅の申込を爲し其の結果を二分の

一増打にて賣り而して一萬磅の割當を得たりとすれば始め證據金として發行者へ五千磅を納め決濟の時に結果買受者より五千五十磅を受取りて割當通知書を引渡す譯なり、

十一 假證書及本證書

割當決定の後發行者は假證書を發行す結果の賣買は割當決定と共に止み其代りに假證書の取引始まり其相場は普通の手續を踐みて取引所の公定相場表に掲載せらるゝを得べし其後の手續は只拂込結了の上假證書と引換に本證書を渡すあるのみ本證書には英國の法律により額面に對する千分の五の印紙を貼用するを要す

(明治三十九年六月東京銀行通信録、深井英五君稿)

深井氏及通信録の認諾を得て掲載す

第二號 輓近我國地價の變動

又中央農事報第六十五號に掲載せる農地市價表に依れば我國地價の變動は左の

三十九年九月末現狀

| 品名  | 單位 | 價格  | 單位 | 價格  |
|-----|----|-----|----|-----|
| 五   | 十  | 五   | 十  | 五   |
| 六   | 十  | 六   | 十  | 六   |
| 七   | 十  | 七   | 十  | 七   |
| 八   | 十  | 八   | 十  | 八   |
| 九   | 十  | 九   | 十  | 九   |
| 十   | 十  | 十   | 十  | 十   |
| 十一  | 十  | 十一  | 十  | 十一  |
| 十二  | 十  | 十二  | 十  | 十二  |
| 十三  | 十  | 十三  | 十  | 十三  |
| 十四  | 十  | 十四  | 十  | 十四  |
| 十五  | 十  | 十五  | 十  | 十五  |
| 十六  | 十  | 十六  | 十  | 十六  |
| 十七  | 十  | 十七  | 十  | 十七  |
| 十八  | 十  | 十八  | 十  | 十八  |
| 十九  | 十  | 十九  | 十  | 十九  |
| 二十  | 十  | 二十  | 十  | 二十  |
| 二十一 | 十  | 二十一 | 十  | 二十一 |
| 二十二 | 十  | 二十二 | 十  | 二十二 |
| 二十三 | 十  | 二十三 | 十  | 二十三 |
| 二十四 | 十  | 二十四 | 十  | 二十四 |
| 二十五 | 十  | 二十五 | 十  | 二十五 |
| 二十六 | 十  | 二十六 | 十  | 二十六 |
| 二十七 | 十  | 二十七 | 十  | 二十七 |
| 二十八 | 十  | 二十八 | 十  | 二十八 |
| 二十九 | 十  | 二十九 | 十  | 二十九 |
| 三十  | 十  | 三十  | 十  | 三十  |

六六 備補充ニ要スル經費支辨ノ爲メ  
 六六 臨時事件費支辨ノ爲メ  
 七三 草補償金、買上金及交付金ニ充ツル  
 三三 道買収ニ因リ政府ニ承繼  
 四〇  
 一〇〇  
 一〇〇  
 一〇〇 臨時事件費支辨ノ爲メ  
 一〇〇  
 一〇〇 道敷設、既設官線敷設、改良、北海道敷設、建設、製  
 事業、電話、橋樑、ノ費用ニ充ツルノ爲メ  
 一〇〇  
 一五〇 庫債券整理償還ノ爲メ  
 一五〇  
 業公債





內

| 種別     | 起債額        | 償還額      | 未償還額       | 利率  | 仕職金 | 起債年(月日) | 據置期限       | 發行年        | 募集又ハ | 據置期限    | 朝鮮事件  | 清國及朝鮮支辨ノ費   | 鐵道敷設ノ既設宮線敷設ノ擴張ノ費     | 北海鐵道                     |
|--------|------------|----------|------------|-----|-----|---------|------------|------------|------|---------|---|---|----------------------|--------------------------|
| 舊公債    | 一〇七三、七五〇   | 七四六、四四〇  | 三二七、三一〇    | 無利子 | 十二月 | 明治五年    | 自明治五年五月十年賦 | 發行年 明治五年   | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(八月)勅令第四百四十三號<br>同年(八月)勅令第四百四十四號軍事公債條例                | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 | 明治二十五年(六月)法律第四號鐵道敷設法 | 明治二十九年(五月)法律第九十三號北海鐵道敷設法 |
| 海軍公債   | 一七〇〇、〇〇〇   | 八三三、七〇〇  | 八六六、三〇〇    | 五分  | 十一月 | 明治十九年   | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治十九年  | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治十九年(六月)勅令第四十七號海軍公債證券條例                                    |   |                      |                          |
| 整理公債   | 一七、〇〇〇、〇〇〇 | 七八七、六六〇  | 一六、二一二、三四〇 | 五分  | 十二月 | 明治二十年   | 據置期限後五十一年間 | 發行年 明治二十年  | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(八月)勅令第四百四十三號<br>同年(八月)勅令第四百四十四號軍事公債條例                |   |                      |                          |
| 軍債     | 元九九七、〇〇〇   | 一、〇八、一〇〇 | 九八八、九〇〇    | 五分  | 十一月 | 明治二十八年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十八年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 |   |                      |                          |
| 第一回    | 元九九七、〇〇〇   | 一、〇八、一〇〇 | 九八八、九〇〇    | 五分  | 十一月 | 明治二十八年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十八年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 |   |                      |                          |
| 第二回    | 四九九七、〇〇〇   | 五九〇、六〇〇  | 四四〇、四〇〇    | 五分  | 十一月 | 明治二十八年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十八年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 |   |                      |                          |
| 第三回    | 九三三四、三五〇   | 一、四〇、一〇〇 | 八二四、二五〇    | 五分  | 十一月 | 明治二十八年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十八年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 |   |                      |                          |
| 第四回    | 五、〇〇〇、〇〇〇  | 四〇、八〇〇   | 四、五九一、二〇〇  | 五分  | 十一月 | 明治二十九年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十九年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>明治二十八年(十月)法律第二十五號<br>明治二十九年(三月)大藏省令第三號 |   |                      |                          |
| 鐵道公債   | 五三七、七二〇    | 三九七、六〇〇  | 三九、一二〇     | 五分  | 九月  | 明治二十六年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十六年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 |   |   |                      |                          |
| 事業公債   | 七九九、四〇〇    | 二八〇、一五〇  | 五一九、二五〇    | 五分  | 九月  | 明治二十八年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治二十八年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 |   |   |                      |                          |
| 北海鐵道公債 | 三九五、三五〇    | 一        | 三五三、五〇〇    | 五分  | 九月  | 明治三十一年  | 據置期限後三十一年間 | 發行年 明治三十一年 | 募集又ハ | 據置期限 後五 |   |   |                      |                          |

| 別    | 起債額        | 償還額       | 未償還額       | 利率  | 仕利<br>掛賦金 | 起債年(月日)            | 据置期限                 | 償還期限  | 起債<br>法                 | 起債ノ<br>事由 |
|------|------------|-----------|------------|-----|-----------|--------------------|----------------------|---|-------------------------|-----------|
| 公債   | 一〇九七、七五〇   | 七、四六一、四三〇 | 三、五二一、七三〇  | 無利子 | 十二月       | 明治五年               | 自明治五年五月迄<br>至同十四年五月迄 | 明治六年(三月)勅告第百十五號新組公債證書<br>發行條例(八年)布告第百九十五號(以之改正)                     | 舊藩債處分ノ爲メ                |           |
| 軍公債  | 一七、〇〇〇、〇〇〇 | 八、三三〇、〇〇〇 | 八、三九七、三〇〇  | 五分  | 十一月       | 自明治二十九年<br>至同治二十二年 | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治十九年(六月)勅令第百四十七號海軍公債證書條例   | 海軍軍備ノ費途ニ充ツル爲メ           |           |
| 理公債  | 一五、〇〇〇、〇〇〇 | 七、八七二、五〇〇 | 一七、二六三、〇〇〇 | 五分  | 十二月       | 自明治三十年<br>至同治二十二年  | 募集ノ年ヨリ五年迄            | 明治十九年(十月)勅令第百六十六號整理公債條例   | 六分以上利付内國債償還整理ノ爲メ        |           |
| 第一回  | 元九七、八〇〇    | 一、〇六、一〇〇  | 元九一、九〇〇    |     | 十二月       | 明治二十八年             | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十七年(八月)勅令第百四十三號<br>同(八月)勅令第百四十四號軍事公債條例                           | 朝鮮事件ニ關スル輕費支辨ノ爲メ         |           |
| 第二回  | 四九、八七〇     | 五九、〇六〇    | 四四、〇一〇     |     | 十二月       | 明治二十八年             | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十七年(十月)法律第二十五號   | 朝鮮事件ニ關スル輕費支辨ノ爲メ         |           |
| 第三回  | 九四、三五〇     | 一、四〇、一〇〇  | 八三、四一五     |     | 十二月       | 明治二十八年             | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>同(十一月)大藏省令第三號                                  | 清國及朝鮮國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ |           |
| 第四回  | 三〇〇、〇〇〇    | 二、〇八、〇〇〇  | 三、七九、三〇〇   |     | 十二月       | 明治二十九年             | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十七年(十月)法律第二十五號<br>同(十一月)大藏省令第三號<br>同(十二月)法律第二十五號<br>同(一月)大藏省令第三號 | 清國及朝鮮國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ |           |
| 鐵道公債 | 五、三七七、五〇〇  | 三、九六、九五〇  | 五、元六、二〇〇   |     | 十二月       | 自明治二十六年<br>至同治二十六年 | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十五年(六月)法律第四號鐵道敷設法  | 鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ           |           |
| 事業公債 | 七、九七、四〇〇   | 一、八三〇、一五〇 | 六、一四、二五〇   |     | 十二月       | 自明治三十八年<br>至同治三十八年 | 發行ノ年ヨリ五年迄            | 明治二十九年(三月)法律第五十九號軍事公債條例   | 鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ           |           |

既設宮線鐵道改良北海道鐵道建設製鋼事業、電話、擴張ノ費途、葉煙草專賣資金及國防事業ノ費用ニ充ツル爲メ

一其 表 覽 一 債 國

Table with columns for bond types (e.g., 鐵道公債, 臺灣事業公債), interest rates (e.g., 五厘, 六厘), and maturity dates (e.g., 明治三十八年, 明治三十七年). Includes a '備考' section at the bottom with explanatory text.

備考 一臨時事件公債債額中二億圓ノ募集額ニシテ拂込未完ノモノモ包含ス其他ハ一時賜金代用ノ公債額ナリ 一起債額及償還額ノ欄括弧内ノ員額ハ臺灣事業公債法第三條第四項ノ規定ニ依ル公債ノ變換額ナリ

|          |            |           |            |                   |           |            |            |
|----------|------------|-----------|------------|-------------------|-----------|------------|------------|
| 第四回      | 50,000,000 | 1,000,000 | 50,000,000 | 計                 | 1,000,000 | 50,000,000 | 51,000,000 |
| 鐵道公債     | 5,000,000  | 1,000,000 | 5,000,000  | 鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ     | 1,000,000 | 5,000,000  | 6,000,000  |
| 事業公債     | 7,000,000  | 1,000,000 | 7,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 7,000,000  | 8,000,000  |
| 北海鐵道公債   | 3,500,000  | 1,000,000 | 3,500,000  | 北海鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲メ   | 1,000,000 | 3,500,000  | 4,500,000  |
| 臺灣事業公債   | 3,000,000  | 1,000,000 | 3,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 3,000,000  | 4,000,000  |
| 臨時事件公債   | 3,000,000  | 1,000,000 | 3,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 3,000,000  | 4,000,000  |
| 臺灣事業公債   | 2,000,000  | 1,000,000 | 2,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 2,000,000  | 3,000,000  |
| 一回發行國庫債券 | 2,000,000  | 1,000,000 | 2,000,000  | 軍備補充ニ要スル經費支辨ノ爲メ   | 1,000,000 | 2,000,000  | 3,000,000  |
| 二回發行國庫債券 | 2,000,000  | 1,000,000 | 2,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 2,000,000  | 3,000,000  |
| 三回發行國庫債券 | 2,000,000  | 1,000,000 | 2,000,000  | 臨時事件費支辨ノ爲メ        | 1,000,000 | 2,000,000  | 3,000,000  |
| 專賣法國庫債券  | 1,500,000  | 1,000,000 | 1,500,000  | 應草補償金、買上金及交付金ニ充ツル | 1,000,000 | 1,500,000  | 2,500,000  |
| 第二社債     | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 鐵道買収ニ因リ政府ニ承繼      | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第三社債     | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 鐵道買収ニ因リ政府ニ承繼      | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第四社債     | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 鐵道買収ニ因リ政府ニ承繼      | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 計        | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 計                 | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第一回六分利付  | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第一回六分利付           | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第二回六分利付  | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第二回六分利付           | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第二回四分半利付 | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第二回四分半利付          | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第三回四分半利付 | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第三回四分半利付          | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第一回四分利付  | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第一回四分利付           | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 第二回四分利付  | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 第二回四分利付           | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |
| 計        | 1,000,000  | 1,000,000 | 1,000,000  | 計                 | 1,000,000 | 1,000,000  | 2,000,000  |

一臨時事件公債債額中一億圓ハ募集額ニシテ拂込未完ノモノモ包含ス其他ハ一時賜金代用ノ公債額ナリ  
一起債額及償還額ノ欄括弧内ノ員額ハ臺灣事業公債法第三條第四項ノ規定ニ依ル公債ノ變換額ナリ